

令和5年度

整備主任者研修 法令研修

【地域教材】

関東運輸局 自動車技術安全部

整備主任者業務の手引き

(令和5年度)

まえがき

我が国の社会・経済へ甚大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、本年5月に感染法上の分類が5類に移行され、行動制限等が緩やかになり社会経済活動は活発になってきたものの未だ終息は見えず、加えてロシアによるウクライナ侵攻が長期化していることに伴い、原油価格や物価の高騰を招くなど、引き続き社会情勢は厳しい状況にあります。

日本国政府には、国内資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化等の構造的課題への取り組み及び社会経済の回復を行うことにより、自動車整備業界が更なる発展を遂げることを期待します。

また、自動車整備業界は大きな変革期を迎えており、特定整備認証制度における自動運行装置・運行補助装置等の最新技術への対応及び少子高齢化に伴い不足する自動車整備人材の確保など、課題は山積しております。更には、本年1月より電子化された自動車検査証や今後導入される OBD 検査への対応が不可欠であり、自動車整備事業は経営の基盤を強化する対策が重要となり、今後さらに整備技術の向上と法令遵守に努め、「くるま社会」の安全・安心を目指す姿勢が求められることとなります。

このような環境の中、整備主任者は今後ますます発展する先進運転支援システム等の最新技術に対応するため、関係法令や自動車整備技術の修得が求められます。

本書は、整備主任者法令研修資料として行政や関係機関のご指導、ご助言をもとに編さんいたしました。整備主任者はもとより自動車整備に係わる自動車整備士の方々においても有効に活用され、自動車整備事業の適正な運営と健全な発達に寄与できますよう切望いたします。

令和5年9月

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会

会長 喜 谷 辰 夫

目次

I. 自動車特定整備事業の業務について

1. 自動車特定整備事業に係る最近の主な改正点について…………… 9

II. 自動車特定整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車特定整備事業者の立入検査結果（令和4年度）……………21
2. 自動車特定整備事業の廃止理由調査結果……………23
3. 自動車特定整備事業者の違反事例……………24

III. 最近の主要通達等……………27

IV. 整備業界を取り巻く情勢

1. 自動車関連技術の高度化に伴う特定整備制度等の概要とその対応について…………… 161
2. 「OBD検査システム」利用に関する手続き等について…………… 170
3. 自動車整備人材確保について（出典：国土交通省ホームページ）…………… 185
（自動車整備人材確保・育成推進協議会ホームページ）
4. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化等について（出典：消費者庁ホームページ）… 199
（出典：財務省ホームページ）

V. 資料編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移…………… 207
2. 関東運輸局管内整備事業の現況…………… 212
3. 関東運輸局管内自動車保有車両数…………… 216
4. 自動車特定整備事業の認証申請等の提出書類…………… 218
5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表…………… 219

I. 自動車特定整備事業の 業務について

I. 自動車特定整備事業の業務について

1. 自動車特定整備事業に係る最近の主な改正点について

令和2年4月より改正道路運送車両法（令和元年法律第14号）が施行され、自動車の「分解整備」の範囲を拡大して「電子制御装置整備」が加わり、「自動車分解整備事業」が「自動車特定整備事業」と改められました。

(1) 特定整備の定義「分解整備」

1 原動機
原動機を取り外して行う自動車の整備または改造
(エンジン脱着等)

4 かじ取り装置
かじ取り装置のギア・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造
(タイロットエンド脱着等)

2 動力伝達装置
動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く。)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造
(ドライブシャフトの脱着等)

3 走行装置
走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く。)又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備または改造
(ロアアーム脱着等)

5 制動装置
制動装置のマスター・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャムバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ラインングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造
(ブレーキパッドなどの交換等)

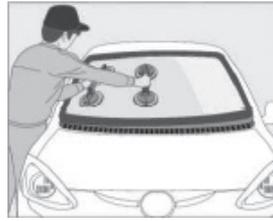
6 緩衝装置
緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。)を取り外して行う自動車の整備または改造
(リーフスプリング脱着等)

7 連結装置
けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。)を取り外して行う自動車の整備または改造
(カップラ、キングピンの脱着等)

(2) 特定整備の定義「電子制御装置整備」

8 運行補助装置

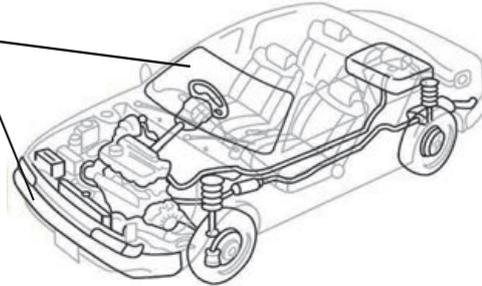
センサー(前方をセンシングするための単眼・複眼カメラ、ミリ波レーダー等)、センサーからの情報を処理するECU、センサーが取り付けられた自動車の車体前部(バンパ、グリル)又は窓ガラスの取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造



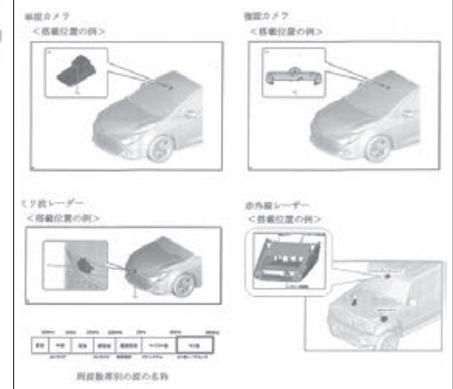
(衝突被害軽減ブレーキ用センサーなどが装着されているフロントガラスの脱着等)



(衝突被害軽減ブレーキ用センサーなどが装着されているグリル・バンパーの脱着等)



電子制御装置等に関する例



9 自動運行装置

自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

※ 電子制御装置整備の対象車両は、国土交通省ホームページよりご確認ください。

参照 HP (https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html)



リンク用 QR コード



(3) OBD 点検

令和3年10月より改正「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号)が施行され、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車以外の自動車を対象とする「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」の点検項目が1年ごとに点検を実施するものとして追加されました。

点検項目

- ・点検整備記録簿 別表3 (12カ月点検)
- ・点検整備記録簿 別表5 (12カ月点検)
- ・点検整備記録簿 別表6 (1年点検及び2年点検)



上記記録簿に「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」の項目追加

点検の基準

- ・対象となる車両：大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車以外の自動車
- ・点検時期：1年ごと
- ・OBD点検対象装置：原動機、制動装置、ABS、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に限定

点検の実施方法

【スキャンツールを用いる場合】

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し、診断の結果を読み取ることにより点検実施

【識別表示を用いる場合】

自動車のイグニッション電源をオンにした状態でOBD診断の対象となる識別表示が点灯することを確認した後、原動機を始動させ、OBD診断の対象となる識別表示が点灯又は点滅し続けないう目視により点検実施(OBD診断の対象となる識別表示は道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検実施

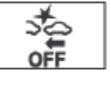
原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	自動車メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	自動車メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準対象装置への追加に伴い決定

点検の対象となる識別表示

識別表示の参考

自動車メーカーごとに異なる警告灯例

(衝突被害軽減制動制御装置 (※1)、自動命令型操舵機能 (※2))

	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ	日産
(※2) 自動命令型 操舵機能	マルチディスプレイ 	 または 	マルチインフォメーションディスプレイ 			アシストディスプレイ表示 △警告  システムが故障しているため使用できません
(※1) 衝突被害軽減制動制御装置						 および アシストディスプレイ表示 △警告  システムが故障しているため使用できません

	日野	ふそう	ホンダ	マツダ	三菱	UD
(※2) 自動命令型 操舵機能	なし	LCD表示 (大型トラック) 	LKAS または 	下記4種    	マルチインフォメーションディスプレイ表示 △警告 	なし
(※1) 衝突被害軽減制動制御装置	 小型トラック以外  小型トラック	 または  OFF	 または 	 OFF	警告灯 および マルチインフォメーションディスプレイ表示 	警告灯  マルチディスプレイ表示 <青色> 

詳細はサービスマニュアル※または、取扱説明書を参照
※OEM 車両の警告灯は供給元メーカーを参照

【整備の実施方法】

点検の対象となる警告灯が点灯又は点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作製する整備要領書に基づいて整備を行う。

(4) 定期点検の項目及び点検方法の一部改正

令和5年3月に「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号)の一部改正が行われ、令和5年7月より施行されて自動車の定期点検項目のうち「点火時期」及び「ディストリビュータ¹のキャップの状態」について点検を行わなくてもよいこととされました(ただし、ディストリビュータを有する自動車及び二輪自動車については、今後も点検が必要)。

また、「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)の一部改正により、以下の5つの定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBD(車載式故障診断装置)を活用した点検方法も認めることとされました。

点検項目		点検の方法
駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、 OBD を活用した確認を行うこととする
トランスミッション ² 、トランスファ ³	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのための確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ ⁴ の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ ⁵ の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、 OBD を活用した確認も可とする

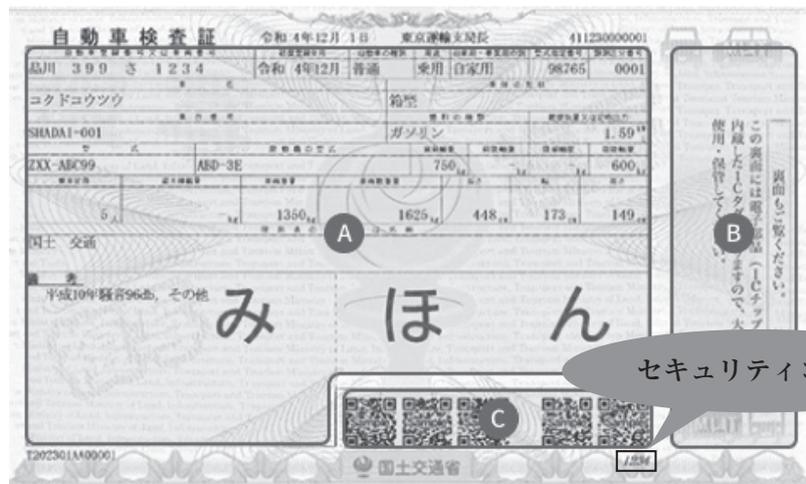
- 1 ディストリビュータ：高電圧の電気を点火プラグに配電し、点火時期を制御する装置
- 2 トランスミッション：走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置
- 3 トランスファ：四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置
- 4 チャコール・キャニスタ：燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置
- 5 チェック・バルブ：燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

(5) 電子自動車検査証

令和5年1月4日（軽自動車は令和6年1月予定）より交付された自動車検査証は電子化され、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録されるようになりました。

券面記載事項のほかICタグ記録関連情報は、あらかじめ「車検証閲覧アプリ」をパソコンやスマートフォンにインストールし、パソコンに接続したICカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォン等の画面で確認します。

また、ICカードリーダー等で電子車検証の読み取りを実施する際は、利用者が電子車検証券面右下に印字されたセキュリティコードを入力し、認証が成功した場合のみ車検証情報が画面上に表示されます。



電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報①のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ②に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のICカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。

二次元コード③は券面に印刷されますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。

注) 車検証閲覧アプリの読み込みに二次元コードを使うことはできません。(ICタグを読み取る必要があります。)

※ 電子車検証の有効性に応じた車検証情報閲覧サービス（オンライン時）の利用の可否は以下の表を参照してください。

有効性	該当すると想定される電子車検証（例）	該当する電子車検証で車検証情報閲覧サービスを利用した際の扱い
有効	交付状態の通常の電子車検証	利用可能。
	整備命令が発令された電子車検証（裏面にスタンプ押印あり）	利用可能。ただし、利用者に対して整備命令が発令中であることの表示を行わない。
無効	ICタグの破損等により読み取りができない電子車検証（電子データ無効）	電子車検証を読み取れないため、車検証情報閲覧サービスの機能は利用できない。タイムアウトとなり、読取完了の画面に遷移しない。
	<ul style="list-style-type: none"> 再交付時の旧電子車検証 職権抹消された電子車検証 一時抹消、永久抹消等により支局にて回収済みの電子車検証 紛失した電子車検証を運輸支局等職員が無効とした場合 	利用不可。電子車検証が無効となっている旨を表示する。

(6) 検査標章の貼付位置

令和5年1月より自動車検査証が電子化され、有効期間が券面に表示されなくなったことに伴い、国土交通省では無車検運行防止の一環として、これまで「前方から見易い位置に表示する」としていた検査標章の表示位置を「前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示する」と通達の一部が改正されて令和5年7月3日より施行されました。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付 自車内880号）

自動車検査業務等実施要領（抜粋）

3-9（検査標章の交付等）

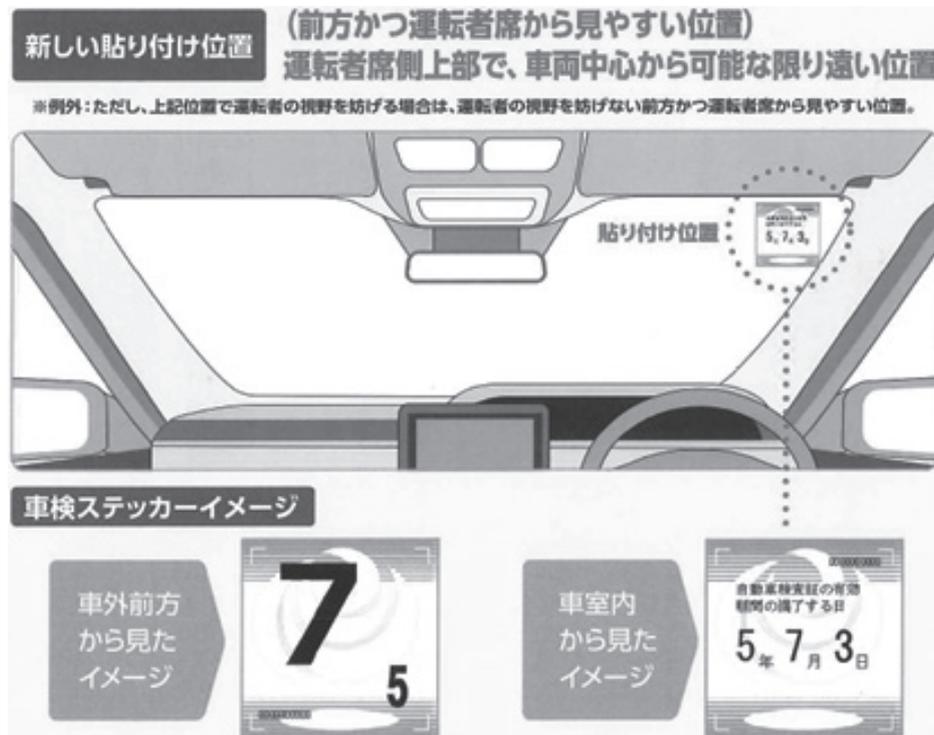
3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、以下によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

（前方かつ運転者席から見易い位置）

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置



※ 軽自動車の検査標章についても同様の取扱いとなります。

(7) OBD 検査

令和6年10月より独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会が検査場で行う検査に OBD 検査の導入が予定されています。

OBD 検査とは、車両に搭載されている電子制御装置の状態を監視して故障を記録する OBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することにより、車両に記録された DTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

自動車整備工場では、事前に準備が必要となりますが、特定 DTC 照会アプリの「確認モード」により検査場で受検する前に車両情報を確認することができます。

対象となる車両

国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

※大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除く。

対象となる DTC（故障コード）

①運転支援装置（保安基準に規定があるものに限る。）

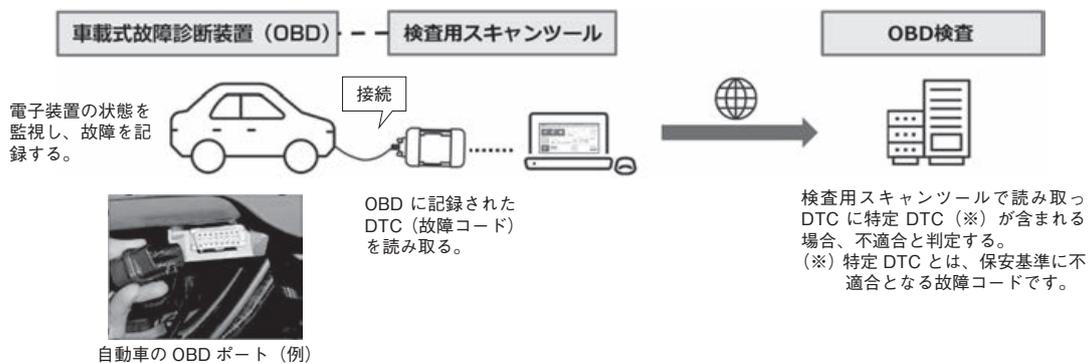
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ECS）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能（保安基準に規定があるものに限る。）

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

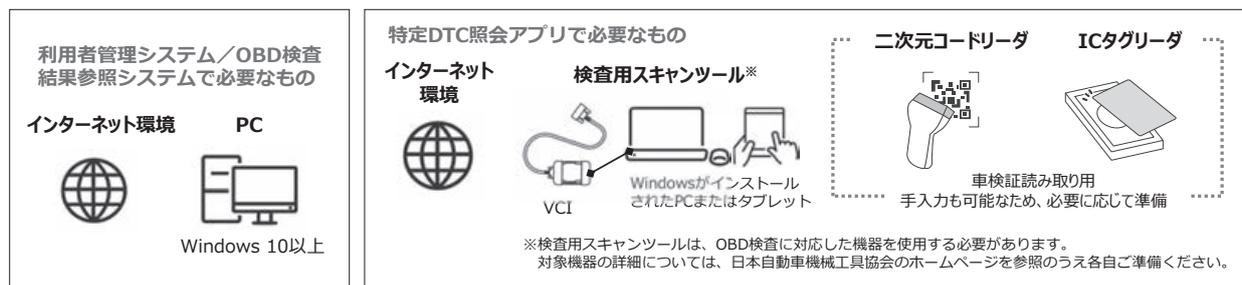
③排ガス関係装置

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



※ 事業場で以下のものを準備することにより OBD 検査の受検前に車両情報を確認することができます。なお、指定工場では OBD 検査を実施する場合は必須となります。

事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定 DTC 照会アプリの準備が必要です。



(8) 車載式故障診断器 (OBD) を活用した OBD 点検 と OBD 検査 の違い

● OBD 点検 (自動車ユーザーまたは自動車整備工場等が実施)

① 実施開始時期

令和 3 年 10 月 より

② 点検実施時期

1 年ごと

③ 対象となる自動車

車載式故障診断装置 (OBD) の種類 (ISO / J-OBD I / II など) や年式に関係なく OBD を装備している自動車対象。(大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く)

● OBD 検査 (独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会または指定工場の自動車検査員が実施)

① 実施開始時期

令和 6 年 10 月 より実施予定 (輸入車は令和 7 年 10 月)

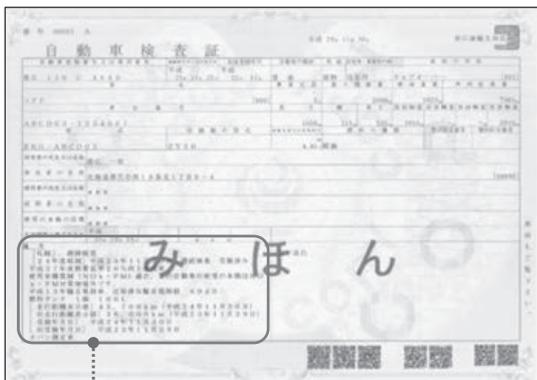
② 検査実施時期

継続検査時

③ 対象となる自動車

令和 3 年 10 月 1 日以降 (輸入車は令和 4 年 10 月 1 日以降) の新型車の型式指定車・多仕様自動車が対象。

車検証



備考
OBD検査対象車

電子車検証



備考
OBD検査対象

※ OBD 検査の対象となる装置

ABS、衝突被害軽減制動制御装置、排ガス装置等

(保安基準 細目告示 別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準に規定)

II. 自動車特定整備事業者の 立入検査結果等

Ⅱ. 自動車特定整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車特定整備事業者の立入検査結果（令和4年度）

令和4年度における関東運輸局管内の運輸支局において実施した自動車特定整備事業者に対する立入検査結果は、次のとおりです。

(1) 立入検査事業場数

立入検査事業場数は、576事業場でした。

立入検査は、新規認証工場（事前審査を含む。）、移転工場、対象自動車追加の工場および警察当局等からの通報や苦情があった工場等について実施しました。

また、過去5年間における立入検査の実施状況は〈表Ⅱ－1〉のとおりです。

〈表Ⅱ－1〉過去5年間の自動車特定整備事業者の立入検査状況

年度 \ 項目	新規	移転追加	所在不明	整備主任者 研修未受講	苦情	表彰	その他	計
H30	328	134	8	0	38	114	131	753
R1	290	146	1	0	15	133	130	715
R2	284	93	0	0	7	92	117	593
R3	347	143	0	0	4	96	23	613
R4	351	123	1	1	3	86	11	576

(2) 立入検査結果に基づく行政処分状況

立入検査の結果、道路運送車両法等関係法令に違反する重大な事実が認められた事業場に対しては、道路運送車両法第93条の規定に基づき、事業の停止等の行政処分を行っていますが、令和4年度の処分状況は〈表Ⅱ－2〉のとおりです。

また、過去5年間における運輸局長処分は〈表Ⅱ－3〉のとおりです。

なお、令和4年度は事業者所在不明に係る取消処分は0件でした。

〈表Ⅱ－2〉自動車特定整備事業者の処分状況

	運輸局長処分等			運輸支局長処分等		
	認証取消	事業停止	文書警告	改善命令	文書警告	口頭警告
件数	2	8	1	0	4	0

注) 表中「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。
(事業停止等に伴う改善報告は含まず)

〈表Ⅱ－３〉過去５年間の自動車特定整備事業者の運輸局長処分

項目 年度	立入検査 件数	処 分 事業場数	処 分 等 の 内 訳					認 証 工場数
			認証取消	事業停止	改善命令	警告	計	
30	753	6	1	3	0	2	6	24,409
R1	715	6	2	4	0	0	6	24,312
R2	593	6	0	5	0	1	6	24,284
R3	613	22	1	21	0	0	22	24,317
R4	576	11	2	8	0	1	11	24,384

注１）複数の処分を受けている事業場があるため、処分事業場数と処分件数は相違する。

注２）認証工場数は各年度とも３月末の数値を示す。

注３）「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

（事業停止等に伴う改善報告は含まず）

（３）法令違反指摘事項等

過去５年間に於ける法令違反の指摘状況は、〈表Ⅱ－４〉のとおりです。

〈表Ⅱ－４〉過去５年間の法令違反指摘内容

指摘事項	年 度				
	H30	R1	R2	R3	R4
整備主任者の業務に関するもの	2 (16.7%)	3 (21.4%)	2 (16.7%)	14 (46.7%)	4 (16.0%)
認証基準に関するもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)
遵守事項に関するもの	2 (16.7%)	3 (21.4%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	6 (24.0%)
変更届等に関するもの	0 (0.0%)	1 (7.1%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)
特定整備記録簿等に関するもの	3 (25.0%)	3 (21.4%)	4 (33.3%)	13 (43.3%)	9 (36.0%)
その他法令違反に関するもの	5 (41.7%)	4 (28.6%)	4 (33.3%)	3 (10.0%)	4 (16.0%)
合 計	12 (100%)	14 (100%)	12 (100%)	30 (100%)	25 (100%)

2. 自動車特定整備事業の廃止理由調査結果

令和4年度中に関東運輸局管内において、自動車特定整備事業の廃止届のあった事業場数は288工場であり、主な廃止理由は、自己都合が100件（34.7%）、次いで後継者難が55件（19.1%）、事業合理化が50件（17.4%）、以下〈表Ⅱ－1〉の順となっています。

また、過去5年間における廃止理由状況は、〈表Ⅱ－2〉のとおりです。

〈表Ⅱ－1〉 自動車特定整備事業者の廃止理由調査結果

支局別	廃止理由											計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合	その他	
東京	2	0	0	7	16	13	1	0	0	20	5	64
神奈川	3	0	2	2	9	5	1	0	0	11	3	36
埼玉	2	2	4	6	4	0	0	0	0	5	3	26
群馬	3	1	5	12	3	0	0	1	0	16	2	43
千葉	4	0	1	14	9	1	1	1	0	21	0	52
茨城	3	0	1	4	4	0	0	0	0	15	1	28
栃木	0	0	5	10	5	4	0	0	3	2	0	29
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
局計	17	3	18	55	50	23	3	2	3	100	14	288
構成比 (%)	5.9%	1.0%	6.3%	19.1%	17.4%	8.0%	1.0%	0.7%	1.0%	34.7%	4.9%	100.0%

〈表Ⅱ－2〉 過去5年間の自動車特定整備事業の廃止理由調査結果

項目 年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
H30	17	7	14	70	64	29	3	4	0	130	338
R1	12	12	23	73	72	28	5	3	0	110	338
R2	20	6	24	87	58	26	5	2	0	149	377
R3	18	2	16	65	74	22	2	4	0	114	317
R4	17	3	18	55	50	23	3	2	3	114	288

3. 自動車特定整備事業者の違反事例

自動車特定整備事業者の法令違反等による行政処分を例示します。

【その1】 過剰請求及び特定整備記録簿の虚偽記載をしたこと。

ブレーキに係る点検整備料金の過剰請求に関する情報が支局にあり、翌日事業者に事実確認を行ったところ通報の内容は事実との報告があったことから、当該事案の経緯報告書を作成のうえ支局に報告するよう指示を行った。後日、社内調査の結果不正行為が発覚した旨報告があった。

事業者による調査の結果を受け当該事業場に対し立入検査を実施したところ、実際には部品を交換していないにもかかわらず、あたかも交換したかのように特定整備記録簿に記載し、その整備の料金を請求していたこと。出来映え確認を行っていない車両に対し、整備主任者の署名を行う等、虚偽の記載についての法令違反が確認された。

1. 事業場の概要及び組織

昭和39年に認証を取得したディーラー工場である。

監査時の工員数は6名で、その内整備主任者は4名である。

2. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の停止（10日間）

3. 法令違反の内容

- (1) 特定整備記録簿の虚偽記載
(道路運送車両法第91条第1項)
- (2) 点検整備料金の過剰請求
(道路運送車両法第91条の3)
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2違反)
- (3) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備
(道路運送車両法第91条の3)
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2違反)

4. 法令違反に至った原因

- (1) 自動車特定整備事業者として、関係法令に関する遵法精神が欠如していた。
- (2) 自動車特定整備事業者としての管理体制が機能していなかった。

5. その他

- (1) 自動車特定整備事業者は、虚偽の記載をしてはならない。
- (2) 自動車特定整備事業者は、過剰請求をしてはならない。

【その2】不正改造の実施及び概算見積書等を交付しなかったこと。

事業場に計画監査を実施し作業場を確認したところ、完成検査場に不正改造車が駐車していた。関係帳票類を確認したところ、当該車両に適合証を交付していたため、監査を進めたと結果、検査員は直前直左鏡が取り外されていることを知りながら保安基準に適合する旨の証明を行った他、前部霧灯が4灯同時に点灯するよう不正改造を実施したこと。他には点検整備の料金については口頭のみで依頼者に伝えていたことによる、概算見積書の未交付、一般整備に対する特定整備記録簿の未交付等の違反が確認された。

1. 事業場の概要及び組織

昭和37年に認証を取得後、昭和45年に指定整備工場となった専業工場である。
監査時の工員数は4名で、その内整備主任者は1名である。

2. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の停止（15日間）

3. 法令違反の内容

- (1) 不正改造を実施
（道路運送車両法第91条の3第1項及び同法第99条の2）
- (2) 概算見積書の未交付
（道路運送車両法第91条の3）
- (3) 特定整備記録簿の記載なし
（道路運送車両法第91条第1項）

4. 法令違反に至った原因

- (1) 漫然と業務を行う事による遵法精神の欠如

5. その他

- (1) 自動車特定整備事業者は点検又は整備の作業を行う場合は概算見積書を交付しなければならない。
- (2) 自動車特定整備事業者は特定整備を行った場合は特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。
- (3) 指定工場としての行政処分は保安基準適合証の交付停止（85日間）
- (4) 不正改造を実施したことによる検査員解任命令（1名）

【その3】 特定整備作業に重大な瑕疵があったこと。

事業者から、当該事業場で特定整備を実施した車両のタイロッドエンドが納車後まもなく外れたとの報告が支局にあった。支局が原因究明を指示したところ、エンジン脱着作業に伴いタイロッドエンドの脱着をした際、ナット締結後に割ピンを入れ忘れたため、ナットが緩みタイロッドエンドが外れたとの報告があった。また、エンジン脱着作業に続けて実施した車検整備において、検査員は割ピンが入っていないことに気がつきながら、作業者に指示を出すことがなかったとの報告もあった。

報告書をもとに特別監査を実施したところ、報告内容の事実が確認された。

1. 事業場の概要及び組織

昭和43年に認証を取得後、昭和46年に指定整備工場となったディーラー工場である。
監査時の工員数は9名で、その内整備主任者は8名である。

2. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の停止（10日間）

3. 法令違反の内容

- (1) 特定整備作業に重大な瑕疵があった
(道路運送車両法第90条)

4. 法令違反に至った原因

- (1) 特定整備後の出来映え確認を怠った

5. その他

- (1) 指定整備事業としては保安基準不適合状態で適合証を交付したことにより、保安基準適合証の交付停止（20日間）
- (2) 検査員は保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明したことによる文書警告処分

Ⅲ. 最近の主要通達等

電子制御装置整備の認証取得の意向に関するWebアンケート調査の結果

電子制御装置整備の認証取得の意向に関する 整備事業者様への Web アンケート

日頃、国土交通行政に対しご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
本年3月末で電子制御装置整備の経過措置期間の満了日（令和6年3月31日）ま
で残すところ1年となります。

電子制御装置整備の認証を取得するためには計画的な準備をして進めていただく
必要がありますが、今後、整備事業者様からの認証申請が集中した場合、審査に相応
の期間を要することが想定されます。

このため、経過措置期間の最終1年における認証申請件数を把握し円滑な審査体制
を整えることを目的として、電子制御装置整備の認証を取得していない整備事業者様
を対象に認証取得の意向に関するWebアンケート調査を実施することとしました。

つきましては、ご多忙中恐れ入りますが、令和5年3月12日（日）までに以下の
二次元コード又はURLからアクセスしてアンケートにお答えいただき、認証取得の意
向をお聞かせください。

電子制御装置整備の認証取得の意向
に関する整備事業者様へのアンケート



URL → <https://forms.office.com/r/5fshkxw5bc>

- 問1. 事業場は認証工場ですか、それとも指定工場ですか。
- 問2. 事業場の業態はディーラーですか、それとも専業等ですか。
- 問3. 事業場の所在地がある都県を教えてください。
- 問4. 電子制御装置整備の認証取得の意向について教えてください。
- 問5. 取得する：認証申請を予定している時期について教えてください。
取得しない：差し支えなければ取得しない理由を教えてください。

- アンケート内容については、30秒程度で完了する簡単なものとなっております。
- 本アンケートは Microsoft 365 のアプリケーション (Microsoft Forms) を用い
たものであり、認証申請件数を把握する目的以外には使用しません。
- 1 事業場につき1回答をお願いします。

経過措置期間満了後、電子制御装置整備の認証を取得するまでの間の注意
点
認証工場：電子制御装置整備の対象装置を整備することができません。
指定工場：電子制御装置整備の対象となる自動車に保安基準適合証等を
交付することができません。

【問い合わせ先】
関東運輸局 自動車技術安全部整備課
電話：045-211-7254



今後の認証申請の見込みを把握すべく、
電子制御装置整備の認証を取得していない
整備事業者を対象にアンケートを実施。
実施期間：～令和5年3月12日（日）



調査にご協力いただいた事業場数：1,100

電子制御装置整備の認証取得の意向について教えてください。



認証申請を予定している時期について教えてください。



申請は、 令和6年2月までに 電子制御装置整備の認証取得

令和6年3月末で認証取得の経過措置が終了します！

電子制御装置整備の認証開始

経過措置の期間※

認証が必要

R2.4.1

※経過措置期間中に行える作業はR2.4.1以前
に行ったことがある作業のみです

R6.4.1



運行補助装置☆または自動運行装置のある車両（R6.4.1以降）

☆衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

- ➡ 電子制御装置整備の認証がない指定工場は、保適の交付はできません
- ➡ 電子制御装置整備の認証がない認証工場等は、以下の作業はできません

認証がないとできない作業の例

スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダー、ECUの取り外し・取り付け
角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着



複眼カメラ
(スプリットHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(ルクスHPより)

認証を受けている事業者の標識
「特定整備（分解整備・電子制御装置整備）」

 関東運輸局長認証
普通
小型自動車特定整備事業

対象車両はこちら ▶▶



電子制御装置整備の認証手続きは、管轄の運輸支局まで

 国土交通省 関東運輸局

関自貨第784号
関自監貨第150号
関自保第137号
関自整第514号
令和4年10月20日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長
自動車監査指導部長
自動車技術安全部長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別添（令和4年9月30日付、国自安第84号、国自貨第83号、国自整第149号）のとおり通知があったので、貴運輸支局においても本対策に積極的に取り組むとともに、関係団体等に対し、本趣旨の周知徹底方取り計らわれない。

なお、別紙の通り関係団体あてに通知していることを申し添えます。

別紙

関自貨第784号の2
関自監貨第150号の2
関自保第137号の2
関自整第514号の2
令和4年10月20日

各都県トラック協会会長 殿
各都県バス協会会長 殿

関東運輸局 自動車交通部長
自動車監査指導部長
自動車技術安全部長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別添（令和4年9月30日付、国自安第84号、国自貨第83号、国自整第149号）のとおり通知があり、別添1のとおり取り組むこととしましたので、貴会傘下会員に対し周知されるとともに、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、別紙のとおり管内各運輸支局あてに通知していることを申し添えます。

関自貨第784号の3
関自監貨第150号の3
関自保第137号の3
関自整第514号の3
令和4年10月20日

自動車整備振興会
関東ブロック連絡協議会会長 殿

関東運輸局 自動車交通部長
自動車監査指導部長
自動車技術安全部長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別添（令和4年9月30日付、国自安第84号、国自貨第83号、国自整第149号）のとおり通知があり、別添1のとおり取り組むこととしましたので、各都県自動車整備振興会に対し周知されるとともに、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、別紙のとおり管内各運輸支局あてに通知していることを申し添えます。

別 添

国自安第84号
国自貨第83号
国自整第149号
令和4年9月30日

関東運輸局
自動車交通部長 殿
自動車監査指導部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和3年度の事故発生件数は123件(前年度比8件減)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。



別紙

国自安第84号の2
国自貨第83号の2
国自整第149号の2
令和4年9月30日

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会
構成団体（別添）の長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
貨物課長
整備課長
（公印省略）

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和3年度の事故発生件数は123件（前年度比8件減）と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

関係団体

一般社団法人 日本自動車工業会
公益社団法人 全日本トラック協会
公益社団法人 日本バス協会
一般社団法人 全国自家用自動車協会
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
全国タイヤ商工協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
日本自動車輸入組合
一般社団法人 日本自動車機械工具協会
一般社団法人 日本自動車機械器具工業会
一般社団法人 自動車用品小売業協会
日本自動車車体整備協同組合連合会

大型車の車輪脱落事故防止「令和 4 年度緊急対策」

1. 緊急点検の実施

令和 4 年 2 月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、「自動車の点検及び整備に関する手引き」に規定されているタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されている。

これらの状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための大型車の緊急点検を要請する。なお、効果的な緊急点検の実施ため、対象となる車両の選定を行う。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。
- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作

業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業の実施。
 - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。

- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットへマーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する。

- (4) 全日本トラック協会においては、トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。
特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。
特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について周知すること。
特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。
- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状

がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。

- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業において、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、上記(1)に加え、以下の事項について実施する

- ① 1. の取組にあたっては、緊急点検の実施に必要なホイール・ナットの無償提供を行うこと。
- ② ホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）を配布すること。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和4年10月から令和5年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

6. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケーター）による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の「お・ち・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさない！脱落防止はまず点検。
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段。
2. ち・・・ちゃんと清掃、ちゃんと給脂！
 - ボルト、ナットのさびや汚れを落とし、エンジンオイル等を塗布する。
ナットをボルトの奥まで回転させた時、ナットやワッシャがスムーズに回転するか点検する。
 - ワッシャが固着していたり、外れかかっている場合は、ナットを交換する。

3. な・・・ナットを締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付ける。
- 初期なじみのため、タイヤ脱着後50～100km走行後を目安に増し締めを実施する。

4. い・・・1日1回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て、手で触って点検する。
- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検する。

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和4年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両の緊急点検を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内での整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- ▶ 令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、対象車両あてに郵送するダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- ▶ 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- ▶ 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者が実施してください。
- ▶ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ▶ 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ▶ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ▶ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

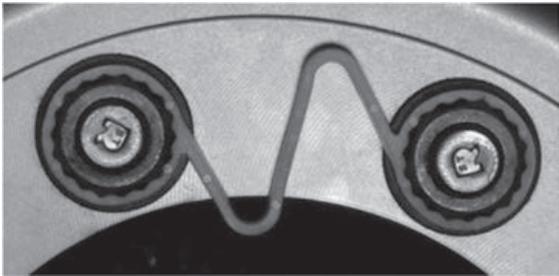
依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
 - ・ 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットへマーキング^(注1)を施す、又は、ホイールナットマーカを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認してください。

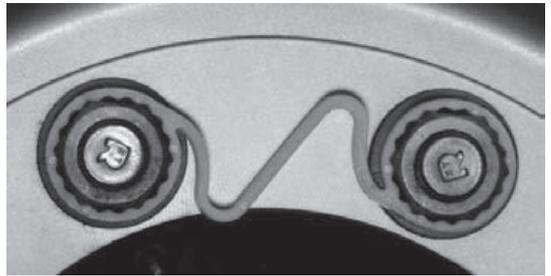
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和4年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両について緊急点検の実施を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内での整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- ▶ 令和4年10月から、大型車の緊急点検を行いますので、対象車両あてに郵送されるダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- ▶ 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- ▶ 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者に実施させてください。
- ▶ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ▶ 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ▶ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ▶ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認			
※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認			
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ ニスモ入りオイル等は使用しない。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者(運転者)名

運行管理者(補助者)確認欄

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和 年 月 日

	点検箇所	点検項目	点検結果 (○・×)
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)	
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音
		※ 低速、加速の状態	
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態	
	ワイパー	※ 拭き取りの状態	
	○ 空気圧力計	空気圧の上がり具合	
○ ブレーキ・バルブ	排気音		
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量	
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	
	バッテリー	※ 液量	
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量	
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量	
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷
	タイヤ	空気圧	
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損
		亀裂、損傷	亀裂 損傷
		異状な摩耗	
		※ 溝の深さ	
	○ エア・タンク	タンク内の凝水	
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
前日・前回の運行において異状が認められた箇所			

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

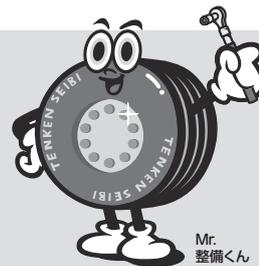
「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！

脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



ち

**ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！**

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)

ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



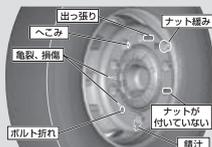
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について ISO方式

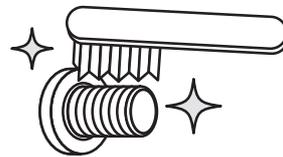
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



関自整第525号
令和4年10月20日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

標記について、自動車局整備課長より別添（令和4年9月30日付、国自整第153号の3）のとおり通知があったので、了知されたい
なお、別紙の通り関係団体あてに通知していることを申し添えます。

別紙

関自整第525号の2
令和4年10月20日

各都県トラック協会会長 殿
各都県バス協会会長 殿

関東運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

標記について、自動車局整備課長より別添（令和4年9月30日付、国自整第153号の3）のとおり通知があり、大型自動車メーカー（4社）より大型車の使用者に対して通知を行う旨の連絡がありましたので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施にご協力頂きますよう、貴会傘下会員への周知方、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

関自整第525号の3
令和4年10月20日

自動車整備振興会
関東ブロック連絡協議会会長 殿

関東運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

標記について、自動車局整備課長より別添（令和4年9月30日付、国自整第153号の3）のとおり通知があり、大型自動車メーカー（4社）より大型車の使用者に対して通知を行う旨の連絡がありましたので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車の使用者からホイール・ナットの緊急点検等の依頼があった際には、別添に基づき適切に緊急点検を実施頂きますよう、貴会傘下会員への周知方、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

国自整第153号の3
令和4年9月30日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業員に対するヒアリング調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されております。

これらの状況を踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で取りまとめた大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」においては、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、新車から4年を経過した大型車を対象に、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための緊急点検を要請することとされています。

今般、大型自動車メーカー（4社）より連絡があり、以下のとおり大型車の使用者に対して通知（詳細については別添参照）を行うこととなっております。国土交通省としても大型自動車メーカーと連携して、大型車の使用者に対してダイレクトメールの郵送を行っておりますのでご了承願います。

また、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添えます。

1. 適切な点検整備の実施方法

大型車の使用者に対して、タイヤ脱着作業時の適切なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法の周知。

2. ホイール・ナットの緊急点検

車齢4年以上の大型車（2018年9月30日以前に登録された大型車）の使用者に対して、1.の内容に加え、ホイール・ナットの緊急点検のお願い。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットを無償提供。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



(別添1)の長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されております。

これらの状況を踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で取りまとめた大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」においては、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための緊急点検を要請することされています。

今般、大型自動車メーカー（4社）より、以下のとおり大型車の使用者に対して通知（詳細については別添参照）を行う旨の連絡があったので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施に御協力頂きますよう、貴会傘下会員への周知方、御協力の程よろしくお願いいたします。

1. 適切な点検整備の実施方法

大型車の使用者に対して、タイヤ脱着作業時の適切なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法の周知。

2. ホイール・ナットの緊急点検

車齢4年以上の大型車（2018年9月30日以前に登録された大型車）の使用者に対して、1.の内容に加え、ホイール・ナットの緊急点検のお願い。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットを無償提供。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

関係団体

公益社団法人 全日本トラック協会
公益社団法人 日本バス協会
一般社団法人 全国自家用自動車協会

(別添2)の長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されております。

これらの状況を踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で取りまとめた大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」においては、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための緊急点検を要請することされています。

今般、大型自動車メーカー（4社）より、以下のとおり大型車の使用者に対して通知（詳細については別添参照）を行う旨の連絡があったので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車の使用者からホイール・ナットの緊急点検等の依頼があった際には、別添に基づき適切に緊急点検を実施いただきますよう、貴会傘下会員への周知方、御協力の程よろしくお願いいたします。

1. 適切な点検整備の実施方法

大型車の使用者に対して、タイヤ脱着作業時の適切なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法の周知。

2. ホイール・ナットの緊急点検

車齢4年以上の大型車（2018年9月30日以前に登録された大型車）の使用者に対して、1.の内容に加え、ホイール・ナットの緊急点検のお願い。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットを無償提供。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

関係団体

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
全国タイヤ商工協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会

「大型車のホイール・ナットの緊急点検」

作業実施要領書

2022 年 10 月

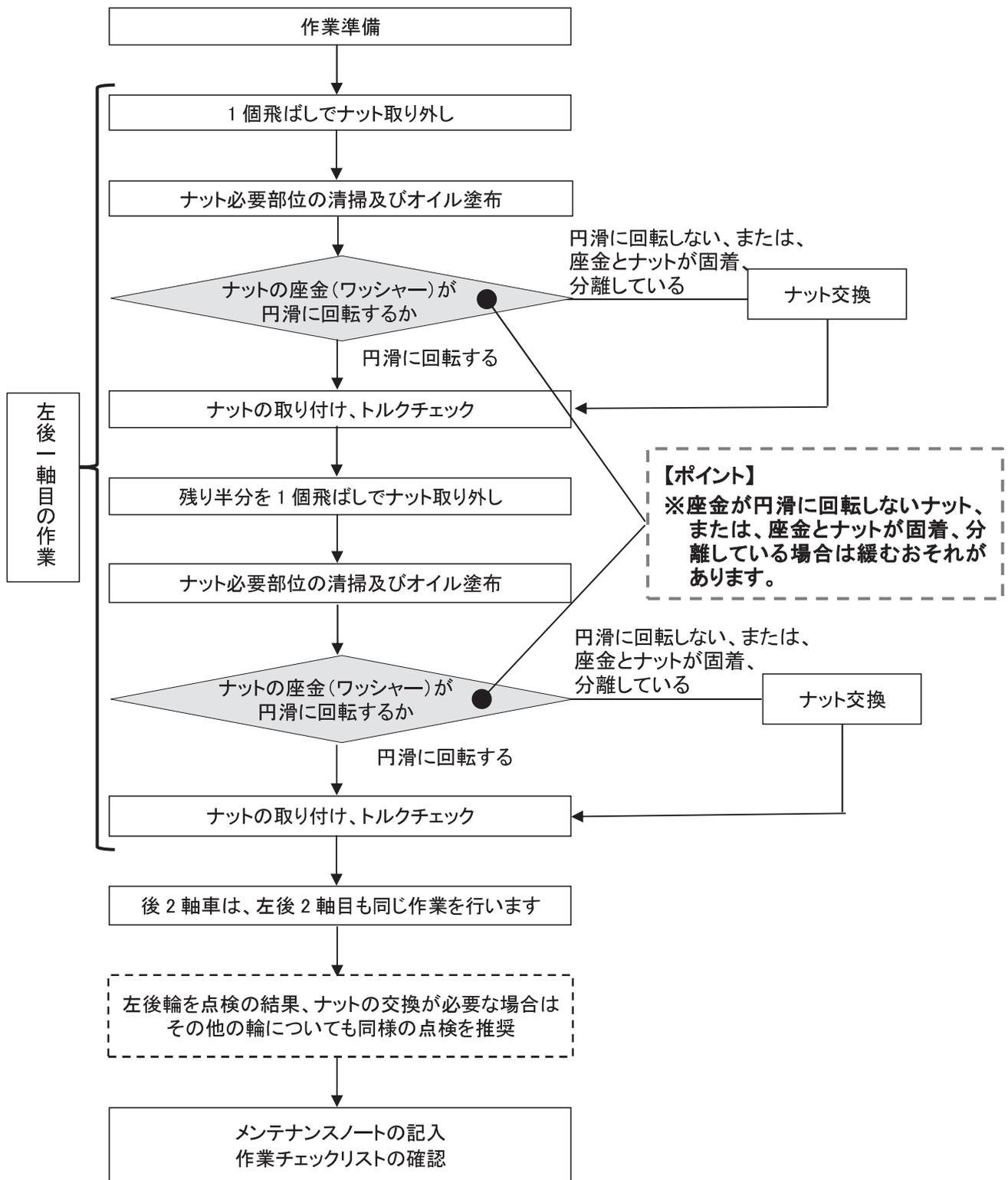
いすゞ自動車(株)

日野自動車(株)

三菱ふそうトラック・バス(株)

UDトラックス(株)

1. 作業フロー



2. 部品・工具

2-1 使用工具

・ご用意していただくもの

No.	名称	備考
①	一般工具	33mmボックスレンチ、インパクトまたは、タイヤ取り外し車載工具
②	トルクレンチ	550～600 N・m
③	ウェス、ワイヤブラシ	
④	潤滑剤	エンジンオイルなど、お車の取扱説明書に記載されている油脂

2-2.交換部品

No.	部品名称	数量	写真	備考
①	ホイール・ナット	1		

3. 作業要領

3-1 作業準備

- ・車両を平坦な場所に止め、ギヤ位置をニュートラルにしてパーキングブレーキを作動させます。
- ・エンジンを停止(キーを OFF)します。
- ・輪止めを掛け車両が動かないよう固定します。
- ・周囲の安全を確認します。

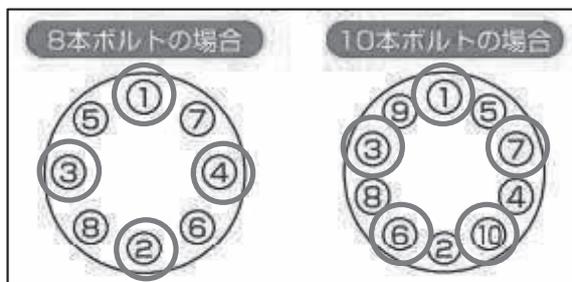
※車両はジャッキアップせず、左後 1 軸目のホイール・ナットを半分ずつ取り外して作業を行います。

3-2 ホイール・ナット取り外し



- ・1 個飛ばしでホイール・ナットを半分取り外します。

チェック必

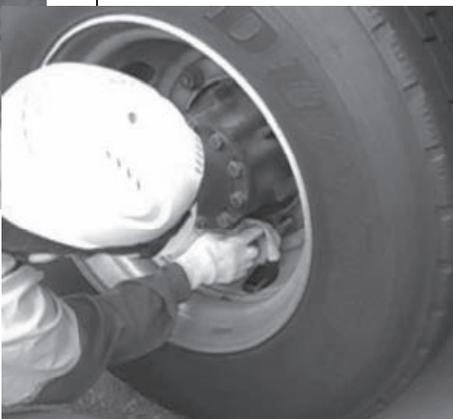


3-3 必要部位の清掃及びオイル塗布



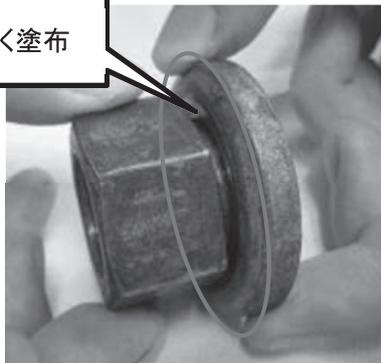
- ・ホイール・ナットの当たり面、ホイール・ボルト、ナットのネジ山の錆びやゴミ、泥などをウェスやワイヤブラシで取り除きます。

チェック必

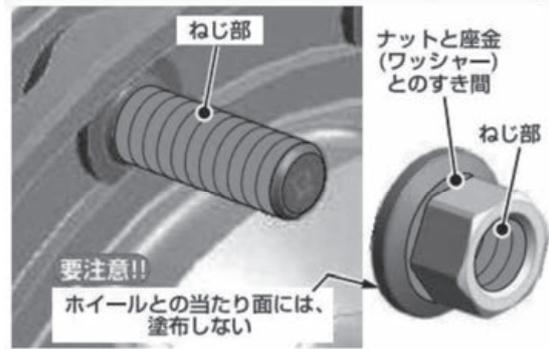




潤滑剤を薄く塗布



エンジンオイルなどの塗布部位



・ホイール・ボルトとナットのネジ部、ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。



・ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませます。

・はみ出た潤滑剤は拭き取ります。

※ホイールと座金(ワッシャー)との当たり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤を塗布しないでください。ホイールのナット当たり面の摩耗や緩みの原因となります。

※潤滑剤は、お車の取扱説明書に記載されている油脂を使用してください。

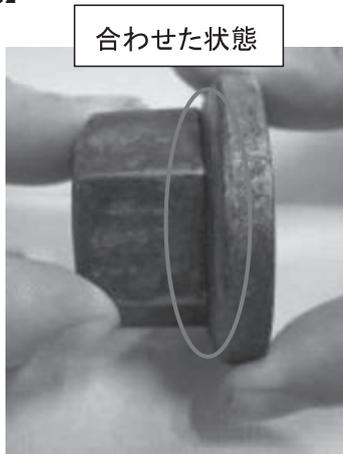
【注意】

二硫化モリブデン入りのオイルやグリースなど記載以外の潤滑剤は、使用しないでください。過大な締付けとなり、ボルトが伸びたり、折損するなどの原因となります。

3-4 ホイール・ナットの点検



【点検方法】



【点検 NG 例】

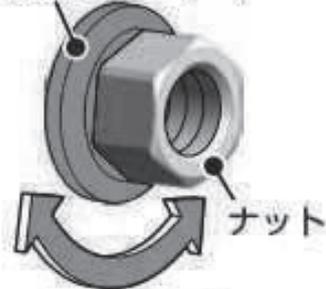


- ・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態でホイール・ナットの座金(ワッシャー)が円滑に回転するか点検します。

チェック必

- ※座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合は交換します。

座金(ワッシャー)



スムーズに回転

- ・座金(ワッシャー)とナットを合わせた状態で回転させて円滑に回転するか。

【注意】

ホイール・ナットを清掃し、ワッシャーとナットの隙間に潤滑剤を塗布し、よくなじませてから点検を行います。清掃、潤滑剤の塗布を行わないと、正しい点検結果が得られません。

- ・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態で、座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合や、座金とナットが固着、分離している場合は、ホイール・ナットを交換します。

チェック必

3-5 ホイール・ナットの取り付け、トルクチェック



ホイールナット締付け要領

締付けトルク：550～600N・m
{55～60kgf・m}



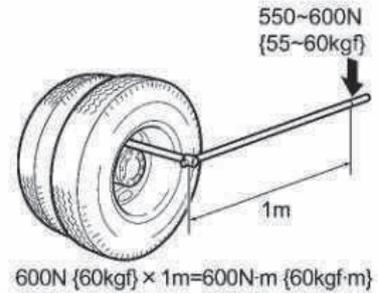
8本ボルトの場合



10本ボルトの場合



- ・緩めたナットを座金(ワッシャー)がホイールに当たるまで手で締めます。 チェック必
- ・ホイールに当たったところから工具を使用し、締付けます。

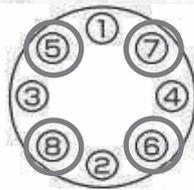


- ・最後にトルクレンチを使用して規定のトルクで締付けます。 チェック必
- ※勢いをつけて締めるなどすると過締付けとなり、ボルトが伸びたり、ホイールのナット当たり面を傷めたりします。

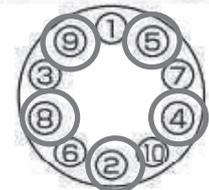
【注意】

- 必ず、トルクレンチを用いて、規定のトルクで締付けてください。
- ・残り半分のホイール・ナットも 3-2～3-5 と同様に作業を行います。 チェック必

8本ボルトの場合



10本ボルトの場合



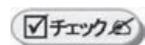
- ・後2軸車は、左後2軸目も同じ作業を行います。 チェック必

- ※左後輪を点検の結果、ナットの交換が必要な場合はその他の輪についても同様の点検を推奨します。

- ・作業は以上で終了です。

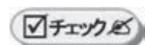
4. メンテナンスノート記入

- メンテナンスノートの「臨時整備(定期整備以外)および分解整備の実施記録」欄に『「大型車のホイール・ナットの緊急点検」実施済み』と記載し、実施年月日、走行距離、実施者名、住所を記入します。



5. 作業チェックリスト記入

- 「作業チェックリスト」にチェック欄以外の未記入箇所を記入します。



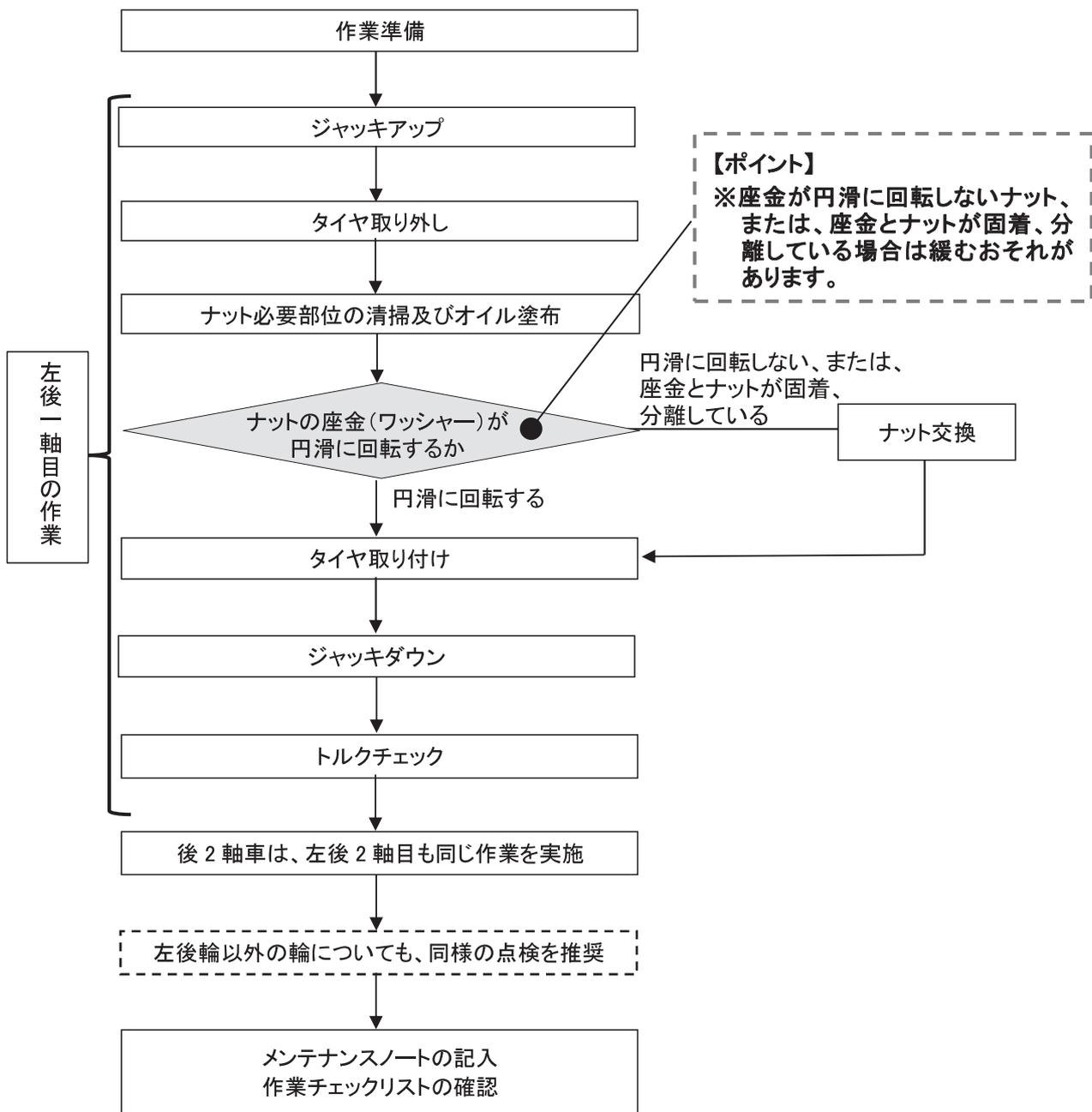
以上

タイヤ脱着編
「大型車のホイール・ナットの緊急点検」
作業実施要領書

2022 年 10 月

いすゞ自動車(株)
日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)
UDトラックス(株)

1. 作業フロー



2. 部品・工具

2-1 使用工具

・ご用意していただくもの

No.	名称	備考
①	一般工具	33 mmボックスレンチ、インパクトまたは、タイヤ取り外し車載工具
②	トルクレンチ	550～600 N・m
③	ウェス、ワイヤブラシ	
④	潤滑剤	エンジンオイルなど、お車の取扱説明書に記載されている油脂
⑤	ジャッキ	

2-2.交換部品

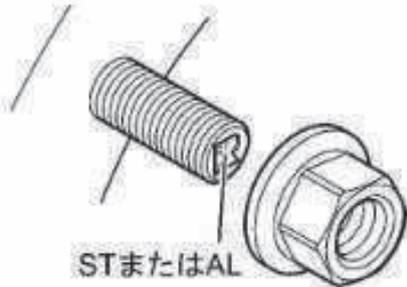
No.	部品名称	数量	写真	備考
①	ホイール・ナット	1		

3. 作業要領

3-1 作業準備

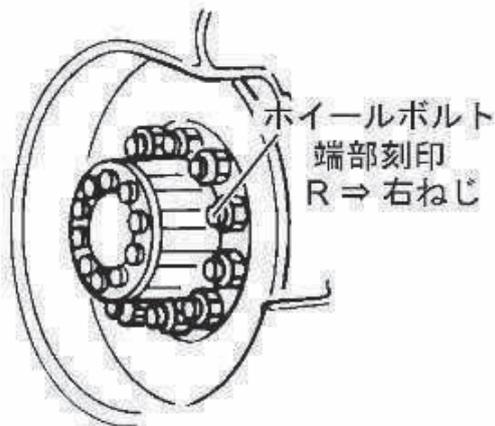
- ・車両を平坦な場所に止め、ギヤ位置をニュートラルにしてパーキングブレーキを作動させます。
- ・エンジンを停止(キーを OFF)します。
- ・輪止めを掛け車両が動かないよう固定します。
- ・周囲の安全を確認します。

3-2 ホイール・ボルト識別表示



- ・ホイール・ボルトに適合するホイールの種類が分かるように識別表示されています。ディスクホイールの交換や日常点検の際には適用するディスクホイール、ホイール・ボルトであることを確認します。スチールホイール用には ST、アルミホイール用には AL が識別表示されています。左側タイヤ、右側タイヤのボルトには右ねじの R マークが識別表示されています。また、ホイール・ナットは共用です。

3-3 タイヤ取り外し



- ・リヤタイヤを取り外すときは、パーキングブレーキを効かせ、フロントタイヤに輪止めをします。
- ・ジャッキアップポイントにジャッキを確実にかけます。 チェック必
- ・タイヤが浮き上がらない程度までジャッキアップします。
- ・ホイール・ナットをタイヤがガタつかない程度にゆるめます。このときホイール・ナットはまだ取り外さないでください。

【注意】

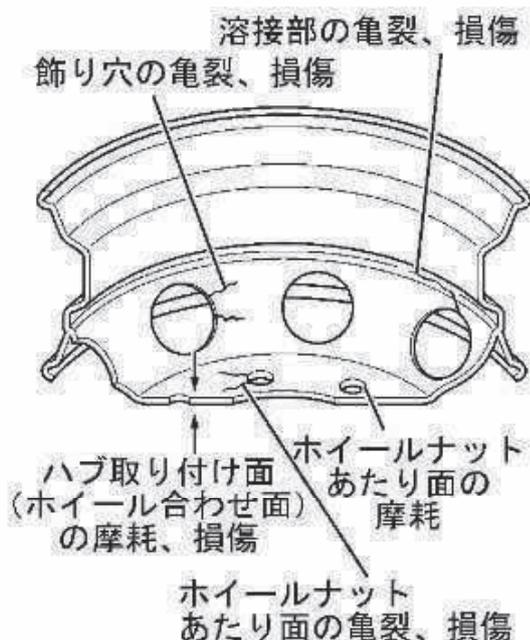
ホイール・ナットはゆるめすぎるとホイール・ボルトを損傷します。



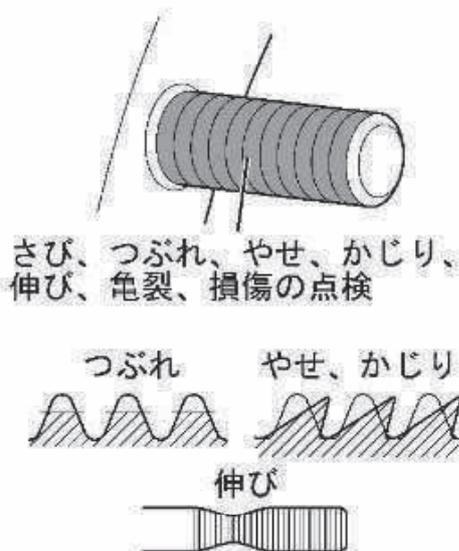
- ・タイヤが完全に浮き上がるまでジャッキアップします。
- ・後輪ダブルタイヤ、内側ホイールのエクステンションを取り外します。

3-4 タイヤ取り付け

3-4-1 ディスクホイール点検

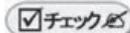


3-4-2 ホイール・ボルト点検



・ゆるめてあるホイール・ナットをすべて取り外し、外側タイヤを取り外します。次に内側タイヤを取り外します。

タイヤ脱着の時、ホイール・ボルトのねじ部およびハブのディスクホイール取り付け面を損傷しないようにします。



【注意】

- ・ABS 付車は、指定サイズで同パターンのタイヤを使用してください。
- ・タイヤが地面から離れた状態で交換してください。適切な締め付けができず、ホイール・ナットのゆるみの原因になります。
- ・タイヤとハブの取り付け面や、ホイールの合わせ面、ホイール・ナットのあたり面の泥、さびを取り除いてください。適切な締め付けができず、ホイール・ナットがゆるむ原因となります。
- ・ホイール・ナットのあたり面やハブへの取り付け面に経年使用に伴う著しい摩耗がある場合、ホイール・ナットのゆるみの原因となります。

・以下の点に注意し、ディスクホイールの点検を行います。

- ①ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ②ホイール・ナットのあたり面に亀裂や損傷、摩耗がないか点検します。
- ③溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ④ハブへの取り付け面とホイールの合わせ面に摩耗や損傷がないか点検します。

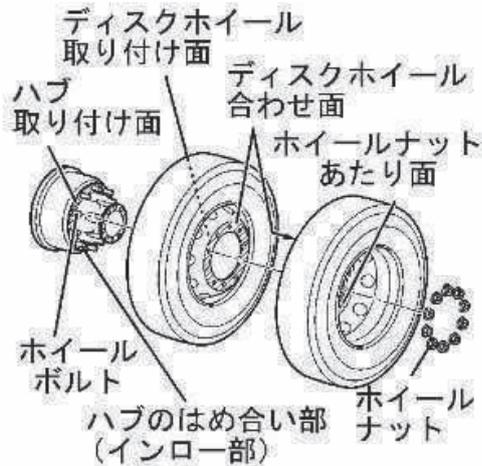


・以下の点に注意し、ホイール・ボルトの点検をします。

- ①亀裂や損傷、著しいさびの発生などが点検します。
- ②ボルトに伸びはないかなどを点検します。
- ③ねじ部分につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。



3-4-3 ハブ取り付け面点検



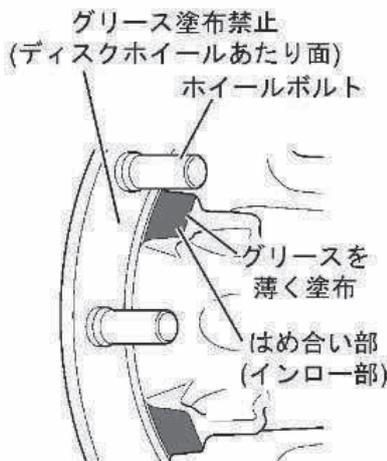
- ・ハブのディスクホイール取り付け面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。
- ・ディスクホイールの取り付け面や合わせ面、ハブの取り付け面、ハブのはめ合い部、ナットのあたり面、ホイール・ボルト、ホイール・ナットねじ部のさびやゴミ、泥などを取り除きます。

チェック済

【注意】

- ・積雪地域や未舗装路を走行する場合は、特に入念に清掃してください。
- ・汚れやさびなどをそのままにして締め付けるとホイール・ナットのゆるみの原因になります。

3-4-4 各部給油



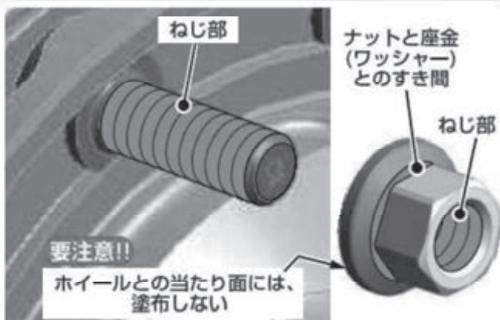
- ・さびや、ディスクホイールのハブへの固着を防止するためにハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

チェック済

さびがある場合はさびを落としてからグリースを塗布してください。

グリースは、はめ合い部以外の面には付着させないでください。

エンジンオイルなどの塗布部位



- ・ホイール・ボルトとホイール・ナットのねじ部、ホイール・ナットとホイール・ナットワッシャーのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。

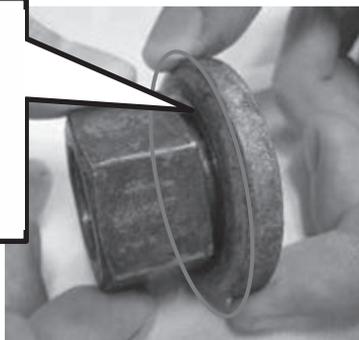
チェック済

- ・ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませます。

【注意】

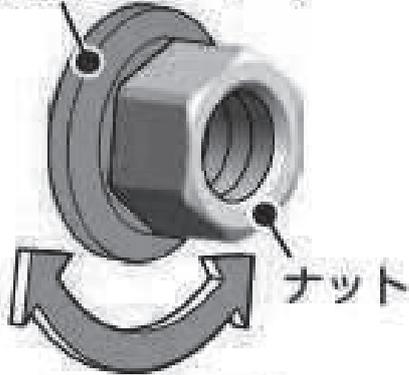
- ・ディスクホイールとホイール・ナットワッシャーとのあたり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤を塗布しないでください。ディスクホイールのナットあたり面の摩耗やゆるみの原因となります。
- ・二硫化モリブデンが配合されている油は使用しないでください。締め付けトルクに対して締め付け力が大きくなりすぎてホイール・ボルトを破損するおそれがあります。

潤滑剤を薄く塗布し、ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませる



3-4-5 ホイール・ナットの点検

座金(ワッシャー)



スムーズに回転

【点検方法】

合わせた状態



【点検 NG 例】

円滑に回転しない



座金とナットの固着



座金とナットが分離



- ・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態でホイール・ナットの座金(ワッシャー)が円滑に回転するか点検します。



- ※座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合は交換します。

- ・座金(ワッシャー)とナットを合わせた状態で回転させて円滑に回転するか。

【注意】

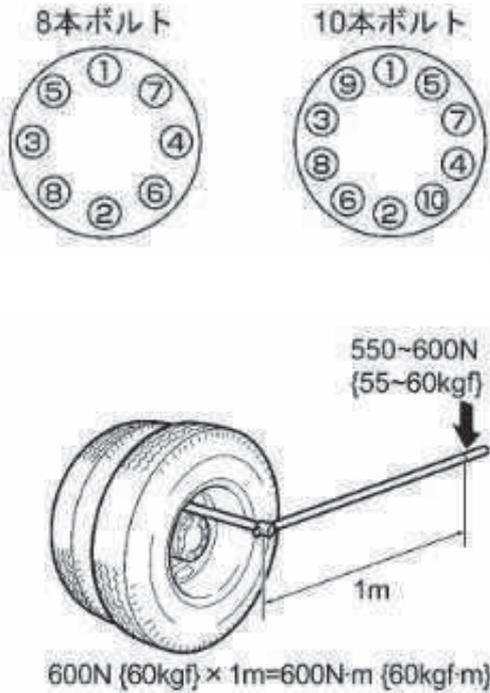
ホイール・ナットを清掃し、ワッシャーとナットの隙間に潤滑剤を塗布し、よくなじませてから点検を行います。清掃、潤滑剤の塗布を行わないと、正しい点検結果が得られません。

- ・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態で、座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合や、座金とナットが固着、分離している場合は、ホイール・ナットを交換します。



3-4-6 タイヤ取り付け、トルク締め付け

ホイールナットの締め付け順序



【注意】

- ・右側タイヤ、左側タイヤとも右ねじです。ホイール・ボルトに表示しているねじの方向マークを確認してください。
- ・ホイール・ナットは、ホイール・ボルトレンチを奥まで確実に差し込み規定の締め付けトルクでしっかりと締め付けてください。パイプ、足などを使って必要以上に締め付けると部品を破損するおそれがあります。
- ・勢いをつけて締めるなどすると過締め付けとなり、ホイール・ボルトが伸びたり、ディスクホイールのホイール・ナットあたり面を傷めたりします。
- ・ホイール・ナットの締め付け不足および締め過ぎは、ホイール・ボルトの折損やディスクホイールの亀裂につながり、車輪の脱落を招くおそれがありますので十分注意してください。
- ・タイヤを新品と交換する場合は、異なった種類のタイヤを混ぜて使用したり、指定サイズ以外のタイヤを使用すると、車の安全走行に悪影響をおよぼします。

・ディスクホイールのボルト穴をホイール・ボルトに合わせます。ホイール・ボルトのねじ部を傷つけないよう注意し、ハブのはめ合い部(インロー部)のガイドにそって、ハブの奥まで押し込み、タイヤを取り付けます。

後輪を取り付けるときは空気圧の点検・測定および充填ができるように内側タイヤと外側タイヤのエアバルブの位置を 180° ずらします。ダブルタイヤも 1 つのホイール・ナットで締め付けます。内側ホイールを挿入後、外れに注意して外側ホイールを取り付けます。

・ホイール・ナットを取り付け、タイヤがガタつかない程度に仮締めします。

ホイール・ナットはなるべく奥まで手で回し入れ、円滑に回ることを確認します。 チェック必

・ジャッキダウンします。

・ホイール・ナットを対角線上に 2~3 回に分けて締め付けます。

・最後にトルクレンチなどを使用して、規定の締め付けトルクで締め付けます。 チェック必

規定締め付けトルク

550 ~ 600N·m [55 ~ 60kgf·m] (給油)

・後輪ダブルタイヤ、内側ホイールのエクステンションにゆるみがないように取り付けます。

【警告】

・ディスクホイール取り付け後の走行による初期なじみにより、ディスクホイールの締め付け力が低下します。取り付け後、50~100 km 走行を目安に、トルクレンチなどを使用してホイール・ナットの増し締めを行ってください。

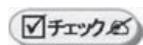
・後 2 軸車は、左後 2 軸目も同じ作業を行います。 チェック必

※左後輪以外の輪についても、同様の点検を推奨します。

・作業は以上で終了です。

4. メンテナンスノート記入

- メンテナンスノートの「臨時整備(定期整備以外)および分解整備の実施記録」欄に『「大型車のホイール・ナットの緊急点検」実施済み』と記載し、実施年月日、走行距離、実施者名、住所を記入します。



5. 作業チェックリスト記入

- 「作業チェックリスト」にチェック欄以外の未記入箇所を記入します。



以上

使用実態アンケートへご協力のお願いと純正ホイール・ナットの無償提供

手 順 書

「大型車のホイール・ナットの緊急点検」の実施に伴い、大型車メーカーにおいて車輪脱落事故防止に向けて、お客様所有の大型車の使用実態を把握させて頂きたいと存じます。

本緊急点検において、劣化したホイール・ナットの交換が必要なお客様につきましては、本アンケートへご協力をお願いいたします。

本アンケートにご協力頂きました御礼としまして、本緊急点検により交換される純正ホイール・ナットを無償提供いたします。

+++++

【アンケートへ御協力のお願ひ】

①本アンケートは、平成 30(2018)年 9 月 30 日以前に登録された大型車（初度登録された 4 年超）を対象といたします。

②本アンケートは、「大型車のホイール・ナットの緊急点検」で、劣化したホイール・ナットを交換されるお客様を対象といたします。

ダイレクトメール同封の作業実施要領書に、劣化したホイール・ナットの交換目安を記載しておりますので、ご確認願ひます。

③本アンケートは、右下の QR コード(又は URL)からアンケートページを読み取り、スマートフォン等でご回答を選ぶ簡単な内容となっております。

*ご回答に必要な時間は最大で 10 分程度です。

*ご回答頂いた本アンケートにつきましては、使用実態の把握にのみ使用し、他の用途に使用することや、お客様情報を公表する事は一切ございません。



*注：QR コード，URL は各社のものに差し替え

アンケート用 QR コード

URL <https://forms.office.com/r/1LVkNASZ12>

【ホイール・ナットの無償提供について】

- ①無償提供させて頂く純正ホイール・ナットの数量は、最大で該当する大型車の左側後輪分といたします。
- ②無償提供させて頂く純正ホイール・ナットは、劣化したホイール・ナット現品との交換といたします。
- ③申請書に必要事項を記載いただき、整備工場/タイヤショップ又はメーカー販売会社整備工場に提出いただく必要があります。

*ただし、交換作業手順のご都合等で、劣化したホイール・ナット現品との交換が困難な場合は、劣化したホイール・ナットを交換される前に、劣化したホイール・ナットが取り付けられている車輪の状態をスマートフォン等で撮影していただき、各社販売店が確認したうえで、事前に純正ホイール・ナットを無償提供することも可能です。

*なお、本緊急点検の作業工賃は、有料 となりますことを、あらかじめ御承知おき願います。

*本緊急点検を普段からお付き合いのある自動車整備工場や、大型自動車メーカー系列店舗、タイヤショップ等へご依頼されるお客様につきましては、ご依頼される際に必ず「ホイール・ナットの緊急点検を依頼する」旨、お申し付けください。

申 請 書

純正ホイール・ナットの無償提供が必要なお客様は、必ずこの用紙をお持ちください

【お客様記入欄】

お客様情報 車台番号 XXXXXXXXXX *印字又は手書き(空欄)。各社方式で選択。

該当時に□部にレを記入

- 初度登録年月日のご確認：平成 30(2018)年 9 月 30 日以前に登録された大型車であることを車検証にてご確認
- スマートフォンによるアンケートにご協力頂いていることをご確認
- 劣化したホイール・ナット現品又は劣化したホイール・ナットを撮影した写真データのご用意
 - 現品用意 / 写真代用 / 販売店現車確認
- お客様車両の後側車輪の種類のご確認
 - 高床二軸 / 高床一軸 / 低床二軸 / 低床一軸

純正ホイール・ナットの無償提供数量 _____ 個

*最大 20 個(高床二軸)/台

お客様御芳名 _____

【緊急点検を実施された自動車整備事業者様、タイヤショップ様ご記入欄】

※お客様ご自身が緊急点検を実施される場合は、お客様ご自身で記載してください。

その場合、緊急点検実施事業者名のご記入は不要です。

- ホイール・ナットの劣化状態が、ダイレクトメール同封の作業実施要領書と合致していることをご確認
- 作業実施要領書に沿った点検整備を完了したことをご確認

緊急点検実施事業者名 御社名 _____

ご担当 _____

ご協力頂き、誠にありがとうございました。

裏面に続く

各社販売店での純正ホイール・ナットの無償提供の際に、ダイレクトメール宛名書き(又は車台番号が記載されている書類), 劣化したホイール・ナット現品とともに、本用紙は回収させていただきます。

【大型車のホイール・ナットの緊急点検 手順についてご確認】

- 本緊急点検をご依頼されるお客様は、事前に自動車整備事業者やタイヤショップへ本緊急点検の実施をお申し付けください。
 - ダイレクトメール中の車台番号が記入されている書類のご用意
 - 本紙の御記入・御確認
 - 劣化したホイール・ナット現品又は写真データのご用意
- * 販売会社持込み時は不要

ISO方式ホイール 大型車、車輪脱落事故防止ポイント

下記の様なナットは使わない

<座金が回らない>



<座金が分離>



その他の異常
事例はこちら



使用するナットにオイルを塗布する

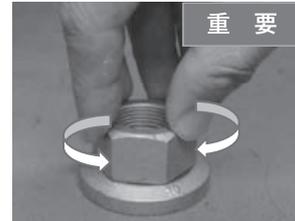
①ナットのねじ部に
オイルを塗布



②ナットと座金のすき間
にオイルを塗布



③ナットを回し座金のすき間
全体にオイルをなじませる



トルクレンチを使って、規定トルクで締め付ける



トルクレンチ

規定トルク

・550～600N・m

ナットの増し締め

タイヤ取付け後は50km～100km走行後を目安に増し締めしてください

日常点検でナットを確認

緩み、脱落を

- ・目で見える
- ・点検ハンマーを使う



インジケータを
使用すると緩みを
検出し易くなります

詳細については、裏面及び取扱説明書をご確認ください。

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株) / 日野自動車(株) / 三菱ふそうトラック・バス(株) / UDトラックス(株)

ISO方式ホイール取付け時のポイント

1 部品の点検と清掃

部品を点検し、以下のものは交換

- ・ナット：座金が固着、分離、ねじ山の損傷
 - ・ボルト：折れ※1、伸び、著しい錆、ねじ山の損傷
- ※1 折損している場合は、その車輪すべてのボルト、ナットを交換

部品取付け面、ネジ部を清掃する
ディスクホイール、ハブ、ボルト、ナットの
錆やゴミ、塗装などを取り除く。



2 ナット、ボルトへのオイル塗布

ナットとボルトにエンジンオイルを塗布

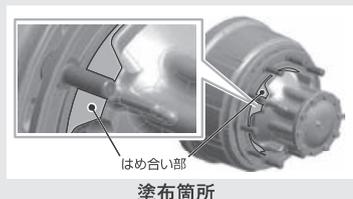
- ・ナット：①ねじ部、②ナットと座金のすき間
- ・ボルト：ねじ部

ナットを数回まわし、ナットと座金のすき間
全体にオイルをなじませる。



3 ホイールの取付け

- ・ハブのはめ合い部にグリースを薄く塗布してください。
- ・ホイール取付けの際はボルトのねじ部を傷つけないよう注意し、ホイールをハブの奥まで押し込んでください。



4 ナットの締付け

- ・ナットを手で回しホイールに着座する事を確認し、**かじった場合、ボルトとナットを交換**してください。
- ・仮締め後トルクレンチを使用して**規定のトルクで締付けてください。**

規定トルク：550～600 N・m

注意

仮締め、本締めともに対角線順に締付けてください。



5 ナットの増し締め

・タイヤ取付け後 **50～100 km走行後を目安に、再度規定トルクで増し締め**してください。

日常点検で確認すること

- ①目で見て確認
 - ・ナットが浮いてないか？
 - ・ナット、ボルトは付いているか？
 - ・ホイールに亀裂がないか？
- ②点検ハンマーで確認
 - ・ナットに指をそえて叩く
⇒振動・音が他と違うと緩みの恐れ



一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株) / 日野自動車(株) / 三菱ふそうトラック・バス(株) / UDトラック(株)

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



ち

ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



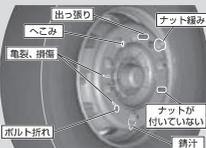
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について ISO方式

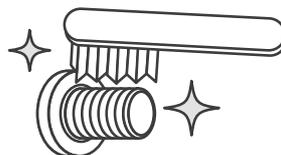
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



事 務 連 絡

令和4年10月28日

各運輸支局首席陸運技術専門官 殿

自動車技術安全部整備課長

貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて

標記について、自動車局整備課から別添（令和4年10月25日付、事務連絡）のとおり通知がありましたので、日常点検整備及び定期点検整備の際に適用する基準を間違えないようにお願いします。

別 添

事 務 連 絡
令和4年 10 月 25 日

各地方運輸局
自動車技術安全部整備課
自動車技術安全部整備・保安課
沖縄総合事務局運輸部車両安全課

自動車局整備課

貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて

今般、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」(令和4年 10 月 24 日付国自安第 99 号、国自貨第 95 号、国自整第 166 号)により、軽乗用車を貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとし、当該通達に基づき届出がなされた軽自動車については、その自動車検査証の備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」と記載することとした。そのため、当該記載をもって、下記のとおり取扱うこととなる旨、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し別添のとおり周知依頼をしたので了知されたい。

記

1. 自動車点検基準(昭和 26 年8月 10 日運輸省令第 70 号)第一条第一項第二号に基づき、日常点検整備を実施する。
2. 自動車点検基準(昭和 26 年8月 10 日運輸省令第 70 号)第二条第一項第五号に基づき、定期点検整備を実施する。

以上



事務連絡
令和4年10月25日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 御中

自動車局整備課

貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて

今般、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」(令和4年10月24日付国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号)により、軽乗用車を貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとし、当該通達に基づき届出がなされた軽自動車については、その自動車検査証の備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」と記載することとしました。そのため、当該記載をもって、下記のとおり取扱うこととなる旨、貴会傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

記

1. 自動車点検基準(昭和26年8月10日運輸省令第70号)第一条第一項第二号に基づき、日常点検整備を実施する。
2. 自動車点検基準(昭和26年8月10日運輸省令第70号)第二条第一項第五号に基づき、定期点検整備を実施する。

以上

令和4年10月24日
自動車局貨物課

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とします。

1. 背景

貨物軽自動車運送事業に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」(平成18年8月28日付国自総第250号、国自貨第69号、国自整第63号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。)において、「届出に係る軽自動車(二輪の自動車を除く。)の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されています。

一方、「規制改革実施計画」において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされました。

2. 概要

貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところですが、今般、「規制改革実施計画」を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とし、届出の受理の取扱いについて規定します。

なお、軽乗用車を使用する場合であっても、最寄りの運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート(黒ナンバー)の発行を受けることが必要です。

※別添1、2参照

3. 今後のスケジュール

通達発出：10月24日(月)

通達施行：10月27日(木)

【問合せ先】

自動車局貨物課 武藤、羽田野

代表 03-5253-8111 (内線 41333、41323)

直通 03-5253-8575 FAX 03-5253-1637

別添 1

国自安第 99 号
国自貨第 95 号
国自整第 166 号
令和 4 年 10 月 24 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)
貨物課長
(公印省略)
整備課長
(公印省略)

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。以下同じ。）に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 28 日付国自総第 250 号、国自貨第 69 号、国自整第 63 号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）において、「届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されている。

一方、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされたところ、貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところであるが、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとする旨、了知されたい。

貨物軽自動車運送事業者が軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについては、以下に定めるところ

により行うものとし、以下に定めのない事項については軽貨物事業経営届出等取扱通達により行うこととしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。
また、荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと。
2. 運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、届出を受理した際に、1. の積載できる貨物の重量を超えた貨物の運送及び有償で旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導すること。
3. 運輸支局輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて周知すること。
4. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項各号に規定する自動車検査証の記載事項のうち、同項第13号に規定する「自家用又は事業用の別」は「事業用」、同項第14号に規定する「用途」は「乗用」とする。

附則（令和4年10月24日国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号）

本通知による取扱いは、令和4年10月27日以降に事業用自動車等連絡書を交付するものから適用する。

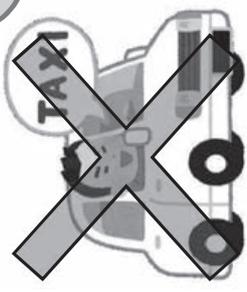
軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

表

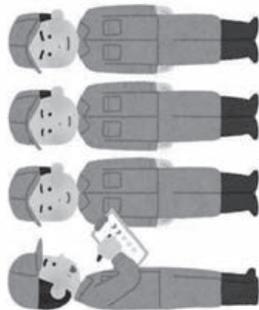
<p>貨物自動車運送の届出です。 旅客の運送はできません！</p> 	<p>・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。</p> 	<p>・過積載運行はやめましょう。 乗用車使用の場合、積載可能な重量は (乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。</p> 
<p>・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。</p> 	<p>・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に加入しましょう。</p> <p>任意保険への加入</p> 	<p>・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。</p> 
<p>・車前に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。</p> 	<p>裏面に続く</p>	

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

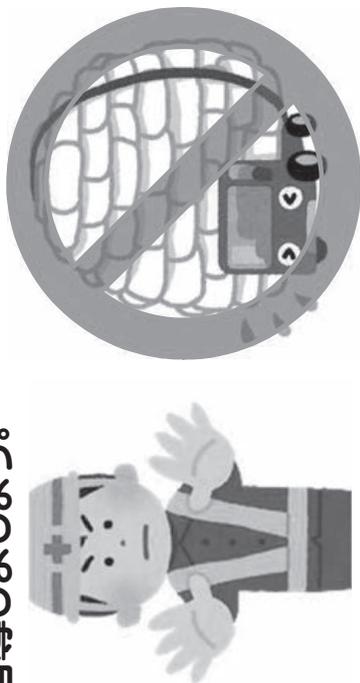
～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

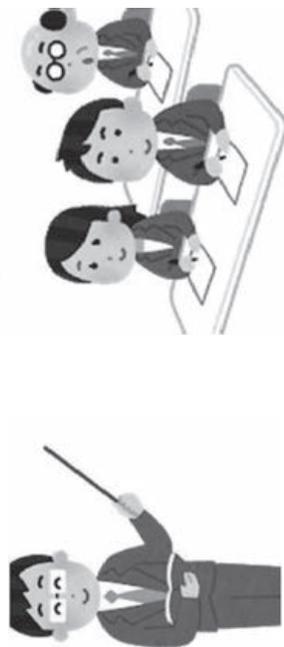
・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「点呼」を実施しましょう。



裏
・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。

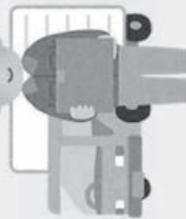


・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。詳しくは

- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧くださいか
- ・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。



関自整第1004号
令和5年3月30日

管内各運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、自動車局長から別添（令和5年3月27日付、国自整第266号）のとおり通知があったので、了知されたい。

別 添

国自整第 266 号
令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正
について

「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年国土交通省令第 66 号）（以降、改正省令という。）が令和 6 年 10 月 1 日から施行されることにより、指定自動車整備事業者は原則として「検査用スキャンツール」を備えることとなる。

また、改正省令附則第 2 条（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）の規定が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、「検査用スキャンツール」に係る申請等ができることとなる。

これに伴い、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付け国自整第 353 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。



別添

国自整第 266 号の 2
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿
一般社団法人日本自動車工業会 会長 殿
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長 殿
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長 殿
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長 殿
日本自動車輸入組合 理事長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長 殿
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長 殿
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正
について

標記につきまして、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知
しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹
底方お願い致します。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）
 の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
<p>国自整第353号 令和2年4月1日 国自整第266号 最終改正 令和5年3月27日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p>	<p>国自整第353号 令和2年4月1日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p>
<p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略） 第1節 用語の定義 (1)～(5)（略） (6) 「特定整備」とは、法第49条第2項に規定する特定整備をいう。 (7) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定す</p>	<p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略） 第1節 用語の定義 (1)～(5)（略） (新設) (6) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定す</p>

<p>る自動車の整備又は改造をいう。</p> <p>(8) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。</p> <p>(9) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</p> <p>第2節～第4節（略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</p> <p>7.（略）</p> <p>附則（令和5年3月27日 国自整第266号）</p> <p>1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。</p> <p>2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。）については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>る自動車の整備又は改造をいう。</p> <p>(7) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。</p> <p>(8) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</p> <p>第2節～第4節（略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</p> <p>7.（略）</p> <p>附則（新設）</p>
---	--

<p>3. <u>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者</u>にあつては、<u>検査用スキヤンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標準又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</u></p> <p>別添1～別添2（略）</p> <p>別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 指定自動車整備事業の指定基準</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 検査の設備の共同使用 (1)～(2)（略） (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを<u>使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキヤンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。</u></p> <p>(4)～(5)（略）</p>	<p>別添1～別添2（略）</p> <p>別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 指定自動車整備事業の指定基準</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 検査の設備の共同使用 (1)～(2)（略） (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを<u>使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。</u></p> <p>(4)～(5)（略）</p>
---	---

4～5 (略)

第3～第6 (略)

別添3の2～別添5 (略)

別紙1 (略)

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

4～5 (略)

第3～第6 (略)

別添3の2～別添5 (略)

別紙1 (略)

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備工 場	備考
A ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
G	1～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)
	8	検査用スキヤ ンツール	△	二	大型特殊自 動車及び二 輪の小型自 動車以外の 自動車に対 象としない 場合は不要

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備工 場	備考
A ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
G	1～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していないなければならないことを示す。
 2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していないなければならないことを示す。

別紙2の3 (略)

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)
F	1～ 4	(略)	(略)	(略)
	5	シツクネス・ゲージ	(略)	(略)

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していないなければならないことを示す。
 2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していないなければならないことを示す。

別紙2の3 (略)

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)
F	1～ 4	(略)	(略)	(略)
	5	シツクネス・ゲージ	(略)	(略)

	6～17	(略)	(略)	(略)	(略)
G～H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2の5 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A～C	(略)	(略)	(略)	(略)
D	1	タイヤ・チェン ジヤ	(略)	(略)
	2～8	(略)	(略)	(略)
E～F	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

1	(1) (略)
(2)	ア～エ (略)
オ	指定規則第2条第1項第2号イ～チまでの自動車検査用機械器具に

	6～17	(略)	(略)	(略)	(略)
G～H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2の5 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A～C	(略)	(略)	(略)	(略)
D	1	タイヤ・チェン ジヤ	(略)	(略)
	2～8	(略)	(略)	(略)
E～F	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

1	(1) (略)
(2)	ア～エ (略)
オ	指定規則第2条第1項第2号イ～リまでの自動車検査用機械器具に

<p>係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面</p> <p>上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。<u>ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。</u></p>	<p>係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面</p> <p>上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面</p> <p><u>上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。</u></p>	<p>2～5 (略)</p> <p>6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面</p> <p>上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。</p>
<p>別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p>	<p>別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p>

<p>1～2 (略)</p> <p>3 作業場の基準の解釈</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査（音響計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキヤンゾールにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙3の3～3の8 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 作業場の基準の解釈</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査（音響計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙3の3～3の8 (略)</p>
---	--

大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の基準を強化します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

我が国の主導のもと、大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）に関する国際規則の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

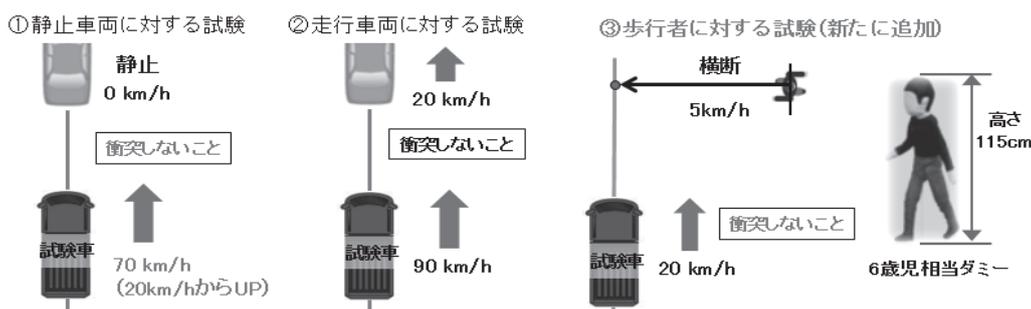
今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS: Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該AEBSの国際基準改正及び同時に成立しました「車両後退通報装置」に係る新国際基準は、我が国の交通安全環境研究所が、それら基準改正及び策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導し合意に至ったものです。

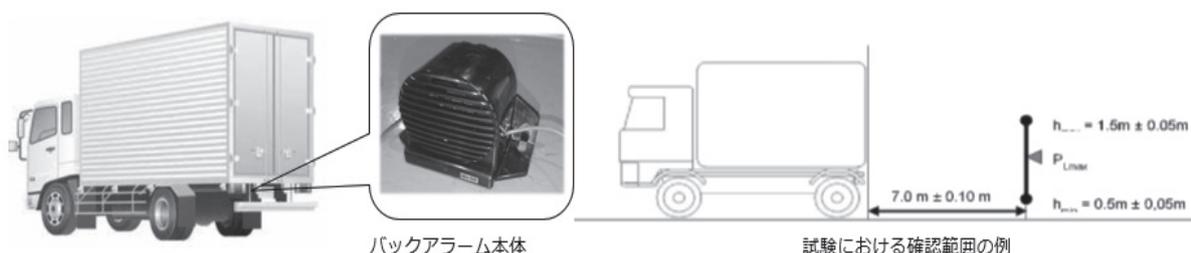
1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) トラック・バス等には、新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）を備えなければならないこととする。

【主な制動要件・試験法】（赤字: 今次改正による強化）



- (2) トラック・バス等には、後退時に警報音を発する車両後退通報装置（バックアラーム）を備えなければならないこととする。



- (3) 高速道路での車線維持機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、車線変更機能の要件を追加する。また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。



2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）1月4日

施行：令和5年（2023年）1月4日（1. (2)は令和5年1月19日）

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：山村、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福蘭、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第187回会合において、「車両後退通報装置に係る協定規則（第165号）」が新たに採択されたほか、「歩行者保護に係る協定規則（第127号）」、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS:Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」、「照射灯火の統合規則に係る協定規則（第149号）」、「自動車線維持システムに係る協定規則（第157号）」等の改訂が採択された。

また、運転者が不在となる自動運転車の実現に向けて、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が成立したところ、自動運転車の保安基準についても整備を行う必要がある。

加えて、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申（令和2年8月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN:Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、対車両の強化された制動要件並びに対静止車両及び対走行車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【要件】

- ・車両、歩行者に対して所定の制動要件（別紙2参照）を満たすこと
- ・60km/h以下で走行している場合には、40km/h以上減速又は停止すること
- ・10km/hから最高設計速度の範囲（対歩行者：20～60km/h）で作動すること
- ・緊急制動の開始0.8秒前までに警報すること（対歩行者の場合、緊急制動開始前）

【適用日】

新 型 車：令和7年9月1日 継続生産車：令和10年9月1日

- ② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満又は車両総重量 3.5 トン以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車、被牽引自動車等を除く。）について車両後退通報装置を備えなければならないこととする。

【要件】

- ・ 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること
- ・ 通報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、“通常レベル”を必須とすること
（低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB）
- ・ 通報装置の一時停止機能は後退時車両直後確認装置（UN-R158）を備えている場合を除き設けてはならず、設ける場合には以下の要件に適合すること
 - 一時停止中であることを運転者に表示すること
 - 車両の再始動時に自動で解除されること

【適用日】

新 型 車：令和7年1月19日 継続生産車：令和9年1月19日

- ③ (i) 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車については車線変更機能の要件を追加する。(ii) また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。

【要件】

(i) 関係

- ・ システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・ 車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと

(ii) 関係

- ・ 運転者の存在を前提としない自動運行装置については、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させること

【適用日】

(i) 関係

新 型 車：令和5年9月1日 継続生産車：令和9年9月1日

(ii) 関係

公布・施行と同日

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むこととする。

【要件】

- 歩行者に自動車が発生した際に、歩行者の頭部が接触することを想定したボンネット及び前面ガラスで構成される試験エリアのうち 2/3 以上の面積で所定の頭部障害基準値を満たすこと

	改正前	改正後
頭部保護性能確認試験エリア	<p>試験エリア：ボンネット</p>	<p>試験エリア：ボンネット+前面ガラス</p>
基準値	<ul style="list-style-type: none"> 試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <p>※HIC:頭部傷害値 (Head Injury Criterion)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボンネット試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <u>ボンネット試験エリアと前面ガラス試験エリア合計の 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。</u>

【適用日】

新 型 車：令和6年7月7日 継続生産車：令和8年7月7日

- ⑤ 配光可変型前照灯を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）において、運転者の運転操作を支援するための情報（運転支援プロジェクション）を路面に投影することを可能とする。

【要件】

- 以下の警告に限り投影することを可能とする

投影できる運転支援プロジェクション			
路面凍結警告	衝突危険警告	逆走警告	車線維持支援警告

【適用日】

令和8年9月1日

- ⑥ ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く。）について、粒子数の基準を適用する。

【適用日】

（ガソリン車） 新 型 車：令和6年10月1日 継続生産車：令和8年10月1日
（ディーゼル車）新 型 車：令和5年10月1日 継続生産車：令和8年10月1日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第59条第1項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、車両後退通報装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、車両後退通報装置を追加する。
- ② 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第165号に基づき認定された車両後退通報装置を追加する。
- ③ 協定規則第127号、第131号、第149号、第157号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両後退通報装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (1)①の改正を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキの型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改める。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(1) ①の改正について令和7年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和5年1月4日

施 行：令和5年1月4日

ただし、車両後退通報装置に係る部分【2. (1)②、(2)、(3)①②、(4)①、(5)の一部及び(6)の一部】は令和5年1月19日施行とする。

大型車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)に関する基準改正

基準改正の経緯等

- トラック、バス等の大型車の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS:Advanced Emergency Braking System)については、メーカー各社の努力、2013年に成立した国連規則(UNR131)を踏まえた義務付け等により広く普及し大型車の交通事故削減に繋がっている。
- また、この国連規則については、成立以降の技術開発の進展、乗用車の衝突被害軽減ブレーキシステムに関する国連規則(UNR152)の成立を踏まえ、日本とドイツを共同議長とする国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)の専門家会議において改正作業を進め、2022年6月に性能要件を大幅強化する改正提案が合意。
- この国連規則改正の発効にあわせ、今般、同規則の要件を導入するべく国内基準を改正。

主な要件

1. 作動範囲

10km/hから最高速度の範囲(歩行者の場合は少なくとも20~60km/h)において、空積載でも満積載状態でも作動すること(バスの場合、空車でも全席乗車状態でも)

2. 警報

緊急制動の開始0.8秒前(歩行者の場合、緊急制動開始前)までに警報すること

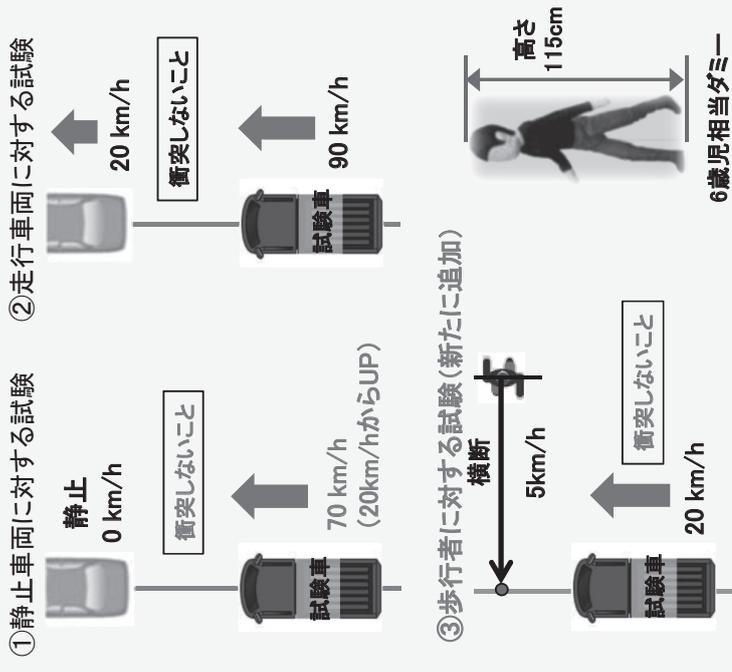
3. 緊急制動

- ・車面、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと(右図参照)
- ・60km/h以下で走行している場合、先行車面に対して40km/h以上の減速又は停止すること

適用日

新型車 令和7年(2025年)9月 継続生産車 令和10年(2028年)9月

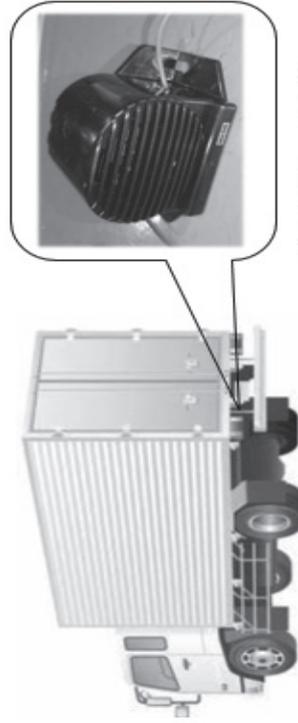
【主な制動要件・試験法】(赤字:今改正による強化)



概要・基準改正経緯

- ✓ **車両後退通報装置とは、自動車の後退時に発生する事故を防止するために、車両の後退を歩行者等に通報するための装置**。
- ✓ 令和4年6月の国連WP.29（自動車基準調和世界フォーラム）において、要件を規定した**国連協定新規則（UNR165）に合意**。（日本を議長とする新規則策定に向けた作業部会を平成29年に設立して議論開始）
- ✓ 同規則成立の発効を踏まえ、今般、国内基準を改正し、**車両総重量3.5トン超のバス及びトラックに対して車両後退通報装置を装備義務付け**。

車両後退通報装置（バックアラーム）の取付例



バックアラーム本体

適用時期

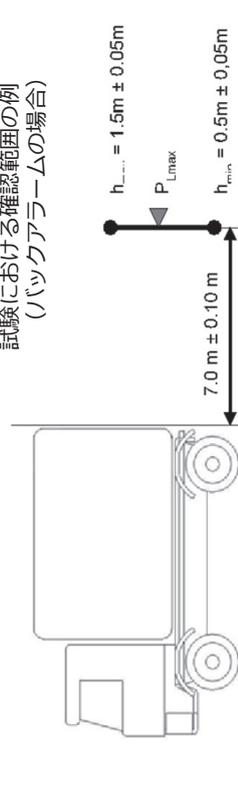
- ✓ 新 型 車 : 令和7年1月～
- ✓ 継 続 生 産 車 : 令和9年1月～

車両後退通報装置の機能、性能等の要件

- 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば**自動で音を発**すこと。
- 警報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、国内では**“通常レベル”を必須と**すること。
- (低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB)
一時停止機能は、後退時車両直後確認装置（UNR158）を備えている場合を除き設けてはならず、設ける場合には以下の要件に適合すること。

- ・ 一時停止中であることを運転者に表示すること
- ・ 車両の再始動時に自動で解除されること

試験における確認範囲の例
(バックアラームの場合)



自動運行装置に関する基準改正

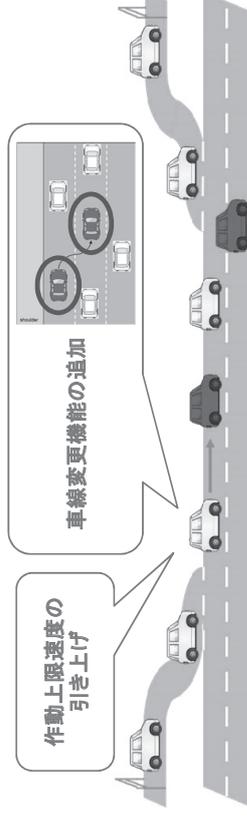
基準改正の経緯等

- ① 令和4年6月、WP.29(国連自動車基準調和世界フォーラム)において、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則(UNR157)の改正案が合意された。
- ② また、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律が成立し、運転者が不在となる状態での自動運転が可能となった。
- これらの経緯を踏まえ、今般、自動運行装置の保安基準を改正。

主な要件

①UNR157の改正概要

- ・システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと



②運転者が不在となる場合を想定した規定の整備

- ・運転者が不在となる場合は、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させることができること

適用日

- ①については、新型車：令和5年(2023年)9月 継続生産車：令和9年(2027年)9月
- ②については、令和5年1月

令和5年3月31日
自動車局整備課

自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました

～ 点検7項目について見直し ～

近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両が増加していることなどを踏まえ、OBDを活用した点検方法の導入等、自動車の定期点検の項目及び方法について改正を行います。

1. 改正の概要

(1) 「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号)の一部改正

自動車の定期点検項目のうち「点火時期」及び「ディストリビュータ¹のキャップの状態」について、点検を行わなくともよいこととしました（ただし、ディストリビュータを有する自動車及び二輪自動車については、今後も点検が必要）。

(2) 「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)の一部改正

以下の5つの定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBDを活用した点検方法等も認めることとしました。

点検項目		点検の方法
駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、OBDを活用した確認を行うこととする
トランスミッション ² 、トランスファ ³	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみ確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ ⁴ の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ ⁵ の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、OBDを活用した確認も可とする

2. スケジュール

公 布：令和5年3月31日（本日）

施 行：令和5年7月1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤埴、渡部
Tel03-5253-8111（内線 42412, 42413）
Tel03-5253-8599（直通）

¹ 高電圧の電気を点火プラグに配電し、点火時期を制御する装置

² 走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置

³ 四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置

⁴ 燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置

⁵ 燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

こどもの見落とし事故を防止するための国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

こどもは身長が低いことから、特に車両の直前やその近辺ではドライバーから見えづらく見落とされるリスクが高まります。このような見落としによる事故を防止するための国際的な安全基準が、我が国の主導のもと成立しましたので、この国際基準を国内に導入することとしました。

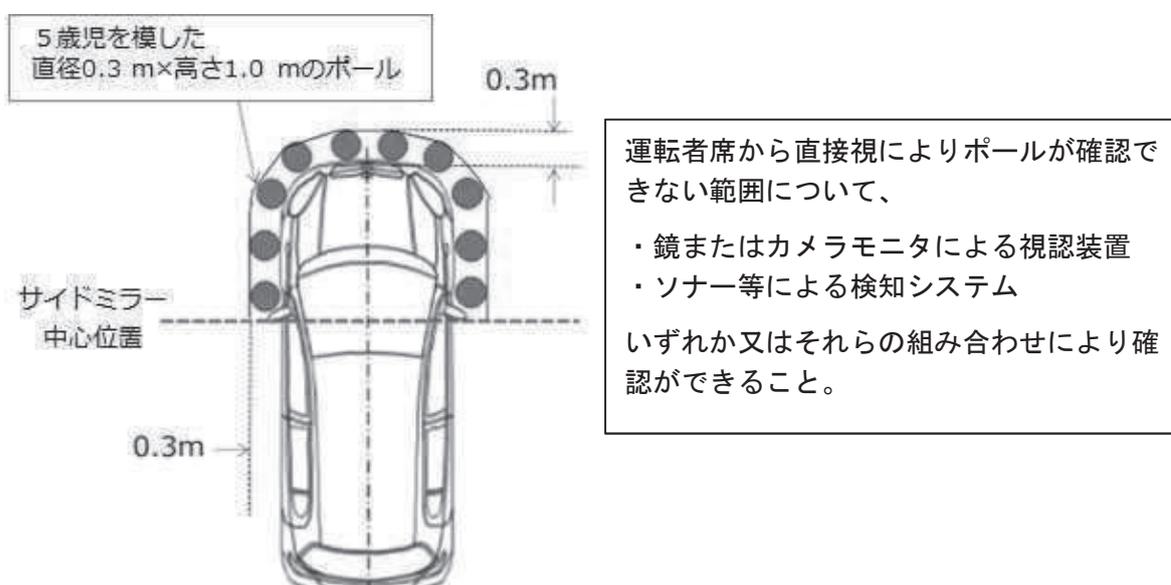
国土交通省では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「直前直左右確認装置に係る協定規則（第166号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第167号）」の制定が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、策定された新国連基準を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

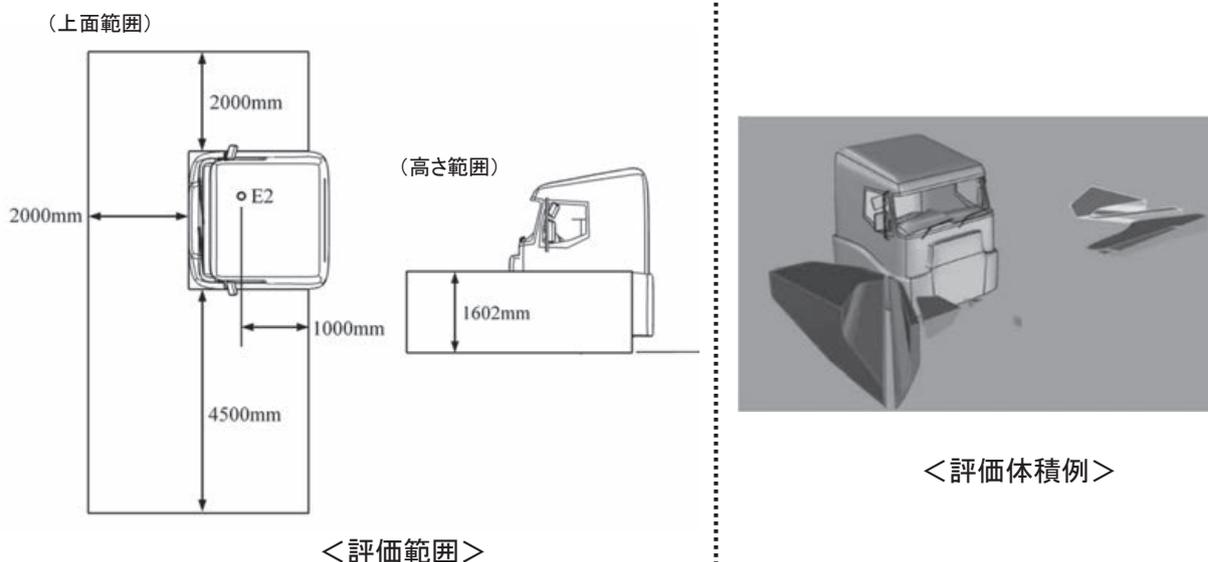
なお、当該直前直左右確認装置に係る新国連基準は、日本の国内基準をベースとし、我が国の交通安全環境研究所（松井靖浩首席研究員）が基準策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本がその策定を主導し合意に至ったものです。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、運転者席から死角となる車両の直前及び側面にいるこどもなどの歩行者を確認できるように、鏡やカメラモニタ等の視認装置（既存国内基準適合装置でも可）又はソナー等の検知装置を備えなければならないこととします。



- (2) バスやトラックの大型車の運転視界について、運転者席から『直接』視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、運転者席を設計しなければならないこととします。



	最小体積 (m ³)		
	カテゴリ 1※	カテゴリ 2※	カテゴリ 3※
運転者席側体積	3.4	—	—
前方体積	1.8	1.0	1.0
助手席側体積	2.8	—	—
総体積	11.2	8.0	7.0

※ 車両カテゴリが区分され、市街地走行が想定される構造の車両であるほど規制値が厳しい

<規定値>

2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）6月5日

施行：令和5年（2023年）6月5日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：山村、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福菌、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図りながらその安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について採用を進めているところである。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 188 回会合において、「直前直左右確認装置※に係る協定規則（第 166 号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第 167 号）」が新たに採択されたほか、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「車両火災の防止に係る協定規則（第 34 号）」、「歩行者保護に係る協定規則（第 127 号）」等の改訂が採択された。

※自動車の発進時に歩行者等と接触する事故を防止するために、車両に近接する前方及び側方を確認する装置

これを受け、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から死角となる車両の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるように、協定規則第 166 号に適合する視認装置又は検知装置を備えなければならないこととする（所定の障害物を直接視認により確認できる場合を除く）。
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から直接視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、協定規則第 167 号に適合する運転者席を備えなければならないこととする。

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、直前直左右確認装置、大型車の運転者席等を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 166 号に基づき認定された直前直左右確認装置、協定規則第 167 号に基づき認定された大型車の運転者席等を追加する。

- ③ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 34 号第 3 改訂版	⇒	第 34 号第 4 改訂版
第 127 号第 3 改訂版	⇒	第 127 号第 4 改訂版

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号に第 0 号第 5 改訂版を加えるほか、所要の改正を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

直前直左右確認装置、大型車の運転者席等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① (1)①の新基準について、当分の間、既存の国内基準に適合する視認装置を備えていればよいこととする。
- ② (1)②の新基準について、令和 8 年 1 月から適用開始とする。

【適用時期】

新 型 車：令和 8 年 1 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 1 月 1 日

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 5 年 6 月 5 日

施 行：以下の通り

下記以外に係るもの	令和 5 年 6 月 5 日
指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等について、(1)①及び(5)①に係るもの	令和 5 年 6 月 8 日
(1)②及び(5)②に係るもの、並びに(2)①②及び(4)の一部に係るもの	
指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等又は使用の過程にある自動車について、(1)①及び(5)①に係るもの	令和 5 年 9 月 1 日

令和5年5月30日

自動車局

審査・リコール課

日野自動車・いすゞ自動車・トヨタ自動車製自動車の燃費値の再測定について

日野自動車における型式指定時の燃費測定に係る不正事案を踏まえ、独立行政法人自動車技術総合機構において、不正事案の対象の自動車の燃費値を再測定しました。

再測定した燃費値に応じて、自動車検査証の差し替えが必要となる自動車がありますので、お知らせします。

1. 再測定した自動車の型式及び測定結果

別紙のとおり。

なお、再測定したすべての型式の燃費値が、型式指定時に申請された値に達していませんでした。

2. 今後の対応

再測定した燃費値に応じて、自動車検査証に記載された「型式」中の排出ガス記号（※型式の最初の3文字）が変更となるもの（別紙参照）があり、自動車検査証の差し替えが必要となります。

自動車検査証の差し替えに必要な手続き等につきましては、日野自動車、いすゞ自動車、トヨタ自動車が実施することとなっており、対象となる型式の自動車をご使用の皆様には、日野自動車、いすゞ自動車、トヨタ自動車から連絡、説明があります。

詳細な内容やお問い合わせは、日野自動車のHPをご覧ください。

(URL)https://www.hino.co.jp/corp/news/2023/ninshohusei_tokusetsu.html

※型式の例

2PG-123456

最初の3文字は排出ガス記号と言い、燃費基準達成状況を表わす。「2PG」は、重量車燃費基準5%向上達成。

【問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 福菌、岡崎

代表：03-5253-8111（内線 42312、42313） 直通：03-5253-8596

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2KG-FS1EGA	279kW	7速MT	4.25
日野	2KG-FS1EGA	302kW	7速MT	4.25
日野	2DG-FS1EJA	302kW	6速MT	3.95
日野	2DG-FS1EJA	331kW	7速MT	1.98
日野	2DG-FS1EJA	331kW	6速MT	1.92
日野	2KG-FS1EJA	279kW	6速MT	4.05
日野	2KG-FS1EJA	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FS1EJA	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1EJA	302kW	12速AMT	4.25
日野	2DG-FS1EHA	302kW	6速MT	3.95
日野	2DG-FS1EHA	331kW	7速MT	1.98
日野	2DG-FS1EHA	331kW	6速MT	1.92
日野	2DG-FS1EHA	331kW	12速AMT	1.86
日野	2KG-FS1EHA	279kW	6速MT	4.05
日野	2KG-FS1EHA	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FS1EHA	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1EHA	302kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FS1EHA	331kW	12速AMT	4.25
日野	2DG-FS1EHG	302kW	6速MT	3.95
日野	2KG-FS1EHG	279kW	6速MT	4.05
日野	2KG-FS1EHG	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FS1EHG	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1EHG	302kW	12速AMT	4.25
日野	2KG-FS1EHJ	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FS1EHJ	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1EHJ	302kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FS1AGA	235kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FS1AGA	265kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FS1AGA	279kW	7速MT	4.55

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FS1EGA	3.85	①
2DG-FS1EGA	3.85	①
2DG-FS1EJA	3.60	②
2DG-FS1EJA	1.82	②
2DG-FS1EJA	1.76	②
2DG-FS1EJA	3.60	①
2DG-FS1EJA	3.75	①
2DG-FS1EJA	3.75	①
2DG-FS1EJA	3.75	①
2DG-FS1EHA	3.60	②
2DG-FS1EHA	1.82	②
2DG-FS1EHA	1.76	②
2DG-FS1EHA	1.72	②
2DG-FS1EHA	3.60	①
2DG-FS1EHA	3.75	①
2DG-FS1EHG	3.60	②
2DG-FS1EHG	3.60	①
2DG-FS1EHG	3.75	①
2DG-FS1EHG	3.75	①
2DG-FS1EHG	3.75	①
2DG-FS1EHJ	3.75	①
2DG-FS1EHJ	3.75	①
2DG-FS1EHJ	3.75	①
2DG-FS1AGA	4.00	①
2DG-FS1AGA	4.00	①
2DG-FS1AGA	4.00	①

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②：燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2KG-FS1AJA	265kW	6速MT	4.15
日野	2PG-FS1AJA	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1AJA	279kW	6速MT	4.25
日野	2PG-FS1AJA	279kW	7速MT	4.40
日野	2KG-FS1AHA	265kW	6速MT	4.15
日野	2PG-FS1AHA	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1AHA	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FS1AHA	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FS1AHA	279kW	6速MT	4.25
日野	2PG-FS1AHA	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FS1AHA	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FS1AHG	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FS1AHG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FS1AHG	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FS1AHG	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FS1AHJ	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FS1AHJ	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FQ1AJG	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FQ1AJG	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FQ1AJG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FQ1AJG	279kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FQ1AJJ	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FQ1AJJ	265kW	12速AMT	4.25
日野	2KG-FR1EHA	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FR1EHA	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1EHA	302kW	12速AMT	4.25
日野	2KG-FR1EHG	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FR1EHG	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1EHG	302kW	12速AMT	4.25

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FS1AJA	3.75	①
2DG-FS1AJA	3.85	①
2DG-FS1AJA	3.75	①
2DG-FS1AJA	3.95	①
2DG-FS1AHA	3.75	①
2DG-FS1AHA	3.85	①
2DG-FS1AHA	3.80	①
2DG-FS1AHA	3.80	①
2DG-FS1AHA	3.75	①
2DG-FS1AHA	3.95	①
2DG-FS1AHA	3.95	①
2DG-FS1AHG	3.80	①
2DG-FS1AHG	3.80	①
2DG-FS1AHG	3.95	①
2DG-FS1AHG	3.95	①
2DG-FS1AHJ	3.95	①
2DG-FS1AHJ	3.95	①
2DG-FQ1AJG	3.85	①
2DG-FQ1AJG	3.85	①
2DG-FQ1AJG	3.80	①
2DG-FQ1AJG	3.75	①
2DG-FQ1AJJ	3.85	①
2DG-FQ1AJJ	3.80	①
2DG-FR1EHA	3.75	①
2DG-FR1EHA	3.75	①
2DG-FR1EHA	3.75	①
2DG-FR1EHG	3.75	①
2DG-FR1EHG	3.75	①
2DG-FR1EHG	3.75	①

【注】①:燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②:燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2KG-FR1EHJ	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FR1EHJ	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1EHJ	302kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FR1AGA	235kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FR1AGA	235kW	9速MT	4.40
日野	2PG-FR1AGA	265kW	7速MT	4.40
日野	2DG-FR1AJA	279kW	6速AT	3.70
日野	2KG-FR1AJA	265kW	6速MT	4.15
日野	2PG-FR1AJA	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	235kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	279kW	6速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	279kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FR1AJG	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJG	235kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJG	265kW	7速MT	4.25
日野	2RG-FR1AJG	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FR1AHA	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AHA	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FR1AHA	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FR1AHG	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1AHG	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AHG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FR1AHG	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FR1AHG	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FR1AHJ	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FR1AHJ	279kW	12速AMT	4.45
日野	2DG-FW1EHG	279kW	7速MT	1.98

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FR1EHJ	3.75	①
2DG-FR1EHJ	3.75	①
2DG-FR1EHJ	3.75	①
2DG-FR1AGA	4.00	①
2DG-FR1AGA	3.90	①
2DG-FR1AGA	4.00	①
2DG-FR1AJA	3.45	②
2DG-FR1AJA	3.75	①
2DG-FR1AJA	3.85	①
2DG-FR1AJA	3.80	①
2DG-FR1AJA	3.85	①
2DG-FR1AJA	3.80	①
2DG-FR1AJA	3.75	①
2DG-FR1AJA	3.95	①
2DG-FR1AJG	3.85	①
2DG-FR1AJG	3.80	①
2DG-FR1AJG	3.85	①
2DG-FR1AJG	3.95	①
2DG-FR1AHA	3.80	①
2DG-FR1AHA	3.95	①
2DG-FR1AHA	3.95	①
2DG-FR1AHG	3.85	①
2DG-FR1AHG	3.80	①
2DG-FR1AHG	3.80	①
2DG-FR1AHG	3.95	①
2DG-FR1AHJ	3.95	①
2DG-FR1AHJ	3.95	①
2DG-FW1EHG	1.82	②

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②：燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2KG-FN1AGA	221kW	6速MT	4.25
日野	2PG-FN1AGA	235kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FN1AGA	235kW	12速AMT	4.40
日野	2PG-FN1AGA	265kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FN1AGG	235kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FN1AGG	235kW	12速AMT	4.40
日野	2PG-FN1AGG	265kW	7速MT	4.40
日野	2KG-FN1AJA	221kW	6速MT	4.10
日野	2PG-FN1AJA	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FN1AJA	235kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FN1AJA	265kW	7速MT	4.25
日野	2KG-FN1AJG	221kW	6速MT	4.10
日野	2PG-FN1AJG	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FN1AJG	235kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FN1AJG	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FN1AJG	221kW	7速MT	5.30
日野	2PG-FH1AGA	235kW	7速MT	5.30
日野	2PG-FH1AGA	235kW	6速MT	5.30
日野	2PG-FH1AGG	221kW	7速MT	5.30
日野	2DG-PR1APJF	279kW	5速AT	3.80
日野	2DG-PR1APJF	279kW	5速AT	3.60
日野	2PG-SH1EDGG	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	353kW	12速AMT	3.25

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FN1AGA	3.90	①
2DG-FN1AGA	4.00	①
2DG-FN1AGA	3.95	①
2DG-FN1AGA	4.00	①
2DG-FN1AGG	4.00	①
2DG-FN1AGG	3.95	①
2DG-FN1AGG	4.00	①
2DG-FN1AJA	3.75	①
2DG-FN1AJA	3.85	①
2DG-FN1AJA	3.80	①
2DG-FN1AJA	3.85	①
2DG-FN1AJG	3.75	①
2DG-FN1AJG	3.85	①
2DG-FN1AJG	3.80	①
2DG-FN1AJG	3.85	①
2DG-FN1AJG	3.80	①
2KG-FH1AGA	5.00	①
2DG-FH1AGA	4.95	①
2DG-FH1AGA	4.80	①
2KG-FH1AGG	5.00	①
2DG-PR1APJF	3.40	②
2DG-PR1APJF	3.25	②
2DG-SH1EDGG	2.90	①
2DG-SH1EDGG	2.95	①
2DG-SH1EDGG	2.90	①
2DG-SH1EDGG	2.95	①
2DG-SH1EDGG	2.90	①
2DG-SH1EDGG	2.95	①

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの
 ②：燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2PG-SH1EEGG	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	353kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	353kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	353kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1ADGG	265kW	9速MT	3.25

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1ADGG	2.95	①

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの
 ②：燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2PG-SH1AGGG	235kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1AGGG	265kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1AGGG	265kW	9速MT	3.25
日野	2PG-SH1AGGG	265kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1AHGG	265kW	9速MT	3.25
日野	2PG-SH1ALGG	265kW	9速MT	3.25
日野	2DG-SS1EKHA	331kW	16速AMT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	331kW	16速MT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	353kW	16速AMT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	353kW	16速MT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	382kW	16速AMT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	382kW	16速MT	1.96
日野	2PG-SS1EKGA	331kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGA	353kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGA	382kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	302kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	331kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	353kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	382kW	16速AMT	3.25
日野	2SG-FR1AHH	279kW	12速AMT	4.75
日野	2SG-FR1AHS	279kW	12速AMT	4.75
日野	2SG-FW1AHH	279kW	12速AMT	4.75
日野	2SG-FW1AHS	279kW	12速AMT	4.75
日野	2RG-RU1ESDA	331kW	6速MT	4.50
日野	2RG-RU1ESDA	331kW	6速AMT	4.50
日野	2RG-RU1ESDA	331kW	6速MT	3.95
日野	2RG-RU1ESDA	331kW	6速AMT	3.95
日野	2TG-RU1ASDA	265kW	7速MT	4.95

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-SH1AGGG	3.00	①
2DG-SH1AGGG	3.00	①
2DG-SH1AGGG	2.95	①
2DG-SH1AGGG	2.90	①
2DG-SH1AHGG	2.95	①
2DG-SH1ALGG	2.95	①
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKGA	2.90	①
2DG-SS1EKGA	2.90	①
2DG-SS1EKGA	2.90	①
2DG-SS1EKGG	2.90	①
2NG-FR1AHH	4.25	①
2NG-FR1AHS	4.25	①
2NG-FW1AHH	4.25	①
2NG-FW1AHS	4.25	①
2KG-RU1ESDA	4.20	①
2KG-RU1ESDA	4.20	①
2PG-RU1ESDA	3.75	①
2PG-RU1ESDA	3.75	①
2PG-RU1ASDA	4.35	①

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②：燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2TG-RU1ASDA	265kW	7速AMT	4.95
日野	2TG-RU1ASDA	265kW	7速MT	4.40
日野	2TG-RU1ASDA	265kW	7速AMT	4.40
いすゞ	2RG-RU1ESDJ	331kW	6速MT	4.50
いすゞ	2RG-RU1ESDJ	331kW	6速AMT	4.50
いすゞ	2RG-RU1ESDJ	331kW	6速MT	3.95
いすゞ	2RG-RU1ESDJ	331kW	6速AMT	3.95
いすゞ	2TG-RU1ASDJ	265kW	7速MT	4.95
いすゞ	2TG-RU1ASDJ	265kW	7速AMT	4.95
いすゞ	2TG-RU1ASDJ	265kW	7速MT	4.40
いすゞ	2TG-RU1ASDJ	265kW	7速AMT	4.40
トヨタ	2KG-XZB70	129kW	6速AT	9.10
日野	2KG-XZB70M	129kW	6速AT	9.10
トヨタ	2KG-XZB80	129kW	6速AT	9.10
日野	2KG-XZB80M	129kW	6速AT	9.10
トヨタ	2KG-XZB70	110kW	6速AT	9.20
日野	2KG-XZB70M	110kW	6速AT	9.20
トヨタ	2KG-XZB60	110kW	6速AT	9.20
日野	2KG-XZB60M	110kW	6速AT	9.20
トヨタ	2KG-XZB80	110kW	6速AT	9.20
日野	2KG-XZB80M	110kW	6速AT	9.20
トヨタ	2PG-XZB70	110kW	5速MT	9.80
日野	2PG-XZB70M	110kW	5速MT	9.80
トヨタ	2PG-XZB60	110kW	5速MT	9.80
日野	2PG-XZB60M	110kW	5速MT	9.80
トヨタ	2PG-XZB70V	110kW	6速AT	11.40
日野	2PG-XZB70Y	110kW	6速AT	11.40
トヨタ	2PG-XZB60V	110kW	6速AT	11.40
日野	2PG-XZB60Y	110kW	6速AT	11.40

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2PG-RU1ASDA	4.35	①
2PG-RU1ASDA	3.90	①
2PG-RU1ASDA	3.90	①
2KG-RU1ESDJ	4.20	①
2KG-RU1ESDJ	4.20	①
2PG-RU1ESDJ	3.75	①
2PG-RU1ESDJ	3.75	①
2PG-RU1ASDJ	4.35	①
2PG-RU1ASDJ	4.35	①
2PG-RU1ASDJ	3.90	①
2PG-RU1ASDJ	3.90	①
2DG-XZB70	8.30	①
2DG-XZB70M	8.30	①
2DG-XZB80	8.30	①
2DG-XZB80M	8.30	①
2DG-XZB70	8.40	①
2DG-XZB70M	8.40	①
2DG-XZB60	8.40	①
2DG-XZB60M	8.40	①
2DG-XZB80	8.40	①
2DG-XZB80M	8.40	①
2DG-XZB70	9.00	①
2DG-XZB70M	9.00	①
2DG-XZB60	9.00	①
2DG-XZB60M	9.00	①
2DG-XZB60M	9.00	①
2DG-XZB70V	10.20	①
2DG-XZB70Y	10.20	①
2DG-XZB60V	10.20	①
2DG-XZB60Y	10.20	①

【注】①:燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②:燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

令和5年5月26日
自動車局
審査・リコール課

ダイハツ工業（株）の衝突試験に係る型式指定申請における不正行為について

19日に、ダイハツ工業が、ハイブリッド車2車種について、型式指定申請時に不正行為があった旨を公表した件について、同社より、以下の報告を受けました。

型式指定申請における不正行為は、自動車ユーザーの信頼を損なう行為であり、極めて遺憾です。

国土交通省としては、同社に対して、事実関係の詳細な調査及び再発防止策の検討を実施し、速やかに報告するよう指示しています。

引き続き、同社を指導し、安全性能の確保と再発防止の徹底について、厳正に対処して参ります。

1. ダイハツ工業からの報告概要

(19日)

- ハイブリッド車両2車種（ダイハツ・ロッキー、トヨタ・ライズ）の型式指定申請時に不正行為があった。
- 不正行為の内容は、審査機関（(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所）に対し、審査項目の一つであるポール側面衝突試験において、運転席側の社内試験データを提出すべきところ、助手席側の社内試験データを提出していた。
- 自主的に出荷及び販売を停止する。

(26日)

- 社内での独自の確認試験の結果、運転席側の安全性能も基準に適合していた。
- 今後、更に事実関係や原因の調査を進める。

2. 国土交通省の対応

- 同社の報告を踏まえて、以下のとおり同社に指示を行った。（19日）
 - 不正行為のあったポール側面衝突試験について、速やかに安全性を確認すること
 - 事実関係、原因等の詳細を調査、検討すること
 - 他の試験項目・車種について不正行為がないか調査、報告すること
- 同社に24日から立入検査を実施するとともに、今後、試験車両に係る不正がないかを含め、国土交通省が、組立工程から立会い、確認した試験を改めて実施する。
- 今後の調査結果や報告等を踏まえて、厳正に対応する。

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則、木内、衣本

代表:03-5253-8111 (内線 42301、42302、42303) 直通:03-5253-8595

前照灯の光度及び照射光線の向きの 適切な整備・調整のお願い

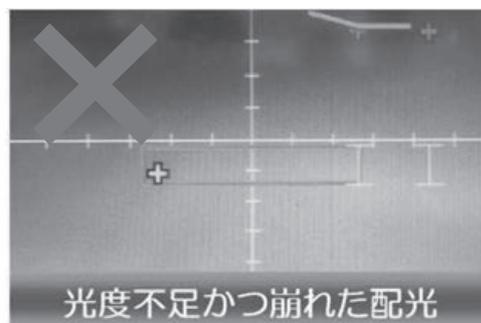
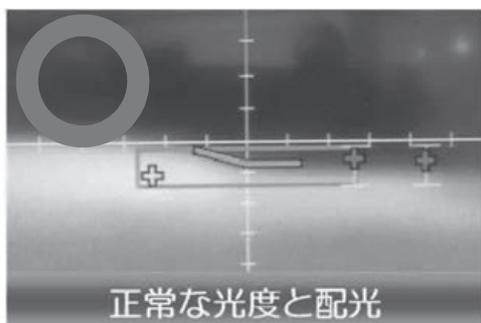
平成27年9月1日より、ヘッドライトテストによる審査は、原則としてロービームを計測することにより行っていますが、当面の対応として、計測が困難な一部の自動車に対して、ハイビームによる審査を実施しているところです。

計測が困難となる自動車の一因として、レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換してしまった等により、光度の不足や配光の崩れが見受けられます。

今後、適切な時期において、ロービームによる計測に限った審査に移行しますので、ロービームの適切な整備・調整にご協力をお願いします。

◆対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車（一部の車種を除く）



これらは適切な整備・調整が必要です！



独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程の一部改正について

本研修資料では、独立行政法人自動車技術総合機構
審査事務規定の一部改正の概要を掲載いたします。

審査事務規程の全文及び新旧対照表につきましては、
独立行政法人自動車技術総合機構のホームページ
(<https://www.naltec.go.jp/>)にて公開されておりますの
で、適宜ご活用下さい。

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号） 別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（7 項目）

- ① TRIAS 08-J125-01 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験
- ② TRIAS 08-J041(3)-01 電気重量車電力消費率試験（JH25 モード）
- ③ TRIAS 08-J041(4)-01 電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験（JH25 モード）
- ④ TRIAS 08-J041(5)-01 燃料電池重量車燃料消費率試験（JH25 モード）
- ⑤ TRIAS 11(2)-R161-01 施錠装置試験（協定規則第161号）
- ⑥ TRIAS 11(2)-R162-01 イモビライザ試験（協定規則第162号）
- ⑦ TRIAS 43(5)-R163-01 盗難発生警報装置試験（協定規則第163号）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（16 項目）

- ① TRIAS 08-001-01 燃料消費率試験（JC08 モード）
- ② TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第79号）
- ③ TRIAS 12-R078-04 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）
- ④ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）
- ⑤ TRIAS 21-R125-02 直接前方視界試験（協定規則第125号）
- ⑥ TRIAS 31-J042R154-02 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第154号）
- ⑦ TRIAS 32-R053-01 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号）
- ⑧ TRIAS 32-R149-01 照射灯火試験（協定規則第149号（前照灯））
- ⑨ TRIAS 33-R149-01 照射灯火試験（協定規則第149号（前部霧灯））
- ⑩ TRIAS 33(3)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第148号（低速走行時側方照射灯））
- ⑪ TRIAS 34(3)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第148号（昼間走行灯））
- ⑫ TRIAS 36-R148-01 信号灯火試験（協定規則第148号（番号灯））
- ⑬ TRIAS 43(9)-R151-02 側方衝突警報装置試験（協定規則第151号）
- ⑭ TRIAS 44-R046(1)-01 後写鏡等試験（協定規則第46号）
- ⑮ TRIAS 44-R046(1-2)-01 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定規則第46号）
- ⑯ TRIAS 44-R046(2)-02 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第46号）

(3) 付表等について修正および項目の追加 (6 項目)

- ① TRIAS 08-J041 (2)-01 電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)
- ② TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験 (協定規則第 141 号)
- ③ TRIAS 12-R013H-03 乗用車の制動装置試験 (協定規則第 13H 号)
- ④ TRIAS 12-R139-02 ブレーキアシストシステム試験 (協定規則第 139 号)
- ⑤ TRIAS 12-R140-02 横滑り防止装置試験 (協定規則第 140 号)
- ⑥ TRIAS 43 (7)-R138-02 車両接近通報装置試験 (協定規則第 138 号)

2. 別表 2 (外国の試験機関) について、試験項目の追加に伴い、所要の改正を行う。

3. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 (令和 4 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1040 号) 1. (1) ②~⑦、(2) ①~⑯関係
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 (令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号) 1. (1) ①

3. 施行日

令和 4 年 10 月 8 日

審査事務規程の一部改正について（第 46 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする、乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車には、協定規則で定めるラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象となる自動車及び審査方法を規定します。[6-25、7-25、8-25]
 - 乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、審査方法を規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5t 以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 以下の自動車は、粒子数（PN：Particle Number）の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
 - 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、作動状態を記録する装置の審査方法を規定します。[6-110 の 2]
- ② 貨物自動車の用途の判定について、「自動車の用途等の区分について（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号）」に係る審査方法を明確化します。[4-17]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 6 月 22 日国土交通省令第 52 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年

6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号)

- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和4年8月31日国土交通省告示第938号）

3. 施行日

令和4年10月28日

審査事務規程の一部改正について（第47次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

① 自動車検査証の電子化に伴う取扱いの明確化

継続検査等で紙の車検証の受取のために必要となっている運輸支局等への来訪を不要とし、OSSで申請手続を完結することを可能とするため、自動車検査証が電子化されることとなりました。

令和5年1月に予定されている自動車検査証電子化の開始に向けて、当機構における審査時の取扱いを明確化します。

② 自動車検査手続きのキャッシュレス化に伴う取扱いの明確化

検査登録手数料及び自動車重量税のクレジットカード決済の実現に伴い、当機構における審査手数料の取扱いを明確化します。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）

3. 施行日

令和5年1月4日

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号） 別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（3項目）

① TRIAS 43(10)-R165(1)-01 車両後退通報装置の通報音発生装置試験（協定規則第165号）

② TRIAS 43(10)-R165(2)-01 車両後退通報装置試験（協定規則第165号）

③ TRIAS 43(10)-001-01 音声信号を用いる車両後退通報装置の試験

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（32項目）

① TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第141号）

② TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第79号）

③ TRIAS 11(2)-R162-02 イモビライザ試験（協定規則第162号）

④ TRIAS 12-R013-02 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第13号）

⑤ TRIAS 12-R013H-03 乗用車の制動装置試験（協定規則第13H号）

⑥ TRIAS 12-R131-03 衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第131号）

⑦ TRIAS 17(2)-R155-01 サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第155号（同規則の規則7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。））

⑧ TRIAS 30-R051-01 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第51号）

⑨ TRIAS 32-J052R048-05 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

⑩ TRIAS 32-R053-01 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号）

⑪ TRIAS 33(3)-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（低速走行時側方照射灯））

⑫ TRIAS 34-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（車幅灯））

⑬ TRIAS 34(2)-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（前部上側端灯））

⑭ TRIAS 34(3)-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（昼間走行灯））

⑮ TRIAS 35(2)-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（側方灯））

⑯ TRIAS 36-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（番号灯））

⑰ TRIAS 37-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（尾灯））

⑱ TRIAS 37(2)-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（後部霧灯））

⑲ TRIAS 37(3)-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（駐車灯））

⑳ TRIAS 37(4)-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（後部上側端灯））

㉑ TRIAS 39-R148-02 信号灯火試験（協定規則第148号（制動灯））

②②	TRIAS 39(2)-R148-02	信号灯火試験（協定規則第148号（補助制動灯））
②③	TRIAS 40-R148-02	信号灯火試験（協定規則第148号（後退灯））
②④	TRIAS 41-R148-02	信号灯火試験（協定規則第148号（方向指示器））
②⑤	TRIAS 32-R149-02	照射灯火試験（協定規則第149号（前照灯））
②⑥	TRIAS 33-R149-02	照射灯火試験（協定規則第149号（前部霧灯））
②⑦	TRIAS 33(2)-R149-02	照射灯火試験（協定規則第149号（側方照射灯））
②⑧	TRIAS 35-R150-02	再帰反射試験（協定規則第150号（前部反射器））
②⑨	TRIAS 35(2)-R150-02	再帰反射試験（協定規則第150号（側方反射器））
③⑩	TRIAS 38-R150-02	再帰反射試験（協定規則第150号（後部反射器））
③⑪	TRIAS 38(2)-R150-02	再帰反射試験（協定規則第150号（大型後部反射器））
③⑫	TRIAS 43(4)-R150-02	再帰反射試験（協定規則第150号（停止表示器材））

(3) 付表等について修正および項目の追加（12項目）

①	TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験（WLTCモード）
②	TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験（WLTCモード）
③	TRIAS 08-J041(2)-01	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験（JH25モード）
④	TRIAS 08-J041(3)-01	電気重量車電力消費率試験（JH25モード）
⑤	TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験（JH25モード）
⑥	TRIAS 08-J041(5)-01	燃料電池重量車燃料消費率試験（JH25モード）
⑦	TRIAS 31-J041(4)-04	ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDCモード）
⑧	TRIAS 31-J042(4)-03	軽・中量車排出ガス試験（WLTCモード）
⑨	TRIAS 31-J042GTR015-02	軽・中量車排出ガス試験（WLTCモード）
⑩	TRIAS 31-J119-02	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験
⑪	TRIAS 43(5)-R163-01	盗難発生警報装置試験（協定規則第163号）
⑫	TRIAS 43(7)-R138-02	車両接近通報装置試験（協定規則第138号）

2. 別表2（外国の試験機関）について、試験項目の追加に伴い、所要の改正を行う。

3. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年1月4日国土交通省告示第1号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年10月7日国土交通省告示第1040号）

3. 施行日

施行日 令和5年2月16日

審査事務規程の一部改正について（第 49 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
- 乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び貨物自動車に備えられた電動駐車制動装置に自動作動要件を追加します。[7-15、8-15]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置について、強化された対車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件等を規定します。[7-20、8-20]
【適用時期】 新型車：令和 7 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むことを規定します。[7-33]
【適用時期】 新型車：令和 6 年 7 月 7 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 7 日
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 超の自動車は、粒子数の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
【適用時期】
（ガソリン）新型車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日
（軽油） 新型車：令和 5 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日
 - 二輪自動車への配光可変型前照灯の備付けを可能とします。[6-67、7-67、8-67]
 - 自動運行装置の要件について、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能の作動可能な上限速度を引き上げる等とともに、運転者が不在となる場合を想定した規定の追加を行います。[7-113]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年

1月7日国土交通省告示第10号、令和4年6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号)

3. 施行日

令和5年3月31日

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 改正概要

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号） 別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（3項目）

① TRIAS 44-R166-01 直前直左右確認装置又は直前直左右確認装置の取付試験（協定規則第166号）

② TRIAS 21-R167-01 直接視界に係る自動車の試験（協定規則第167号）

③ TRIAS 99-020(2)-01 天然ガス重量車燃料消費率試験（JH25モード）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（12項目）

① TRIAS 09-R117-02 タイヤの車外騒音・ウェット路面上での摩擦力・転がり抵抗に係る試験（協定規則第117号）

② TRIAS 11(2)-R161-01 施錠装置試験（協定規則第161号）

③ TRIAS 11(2)-R162-01 イモビライザ試験（協定規則第162号）

④ TRIAS 12-R013-02 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第13号）

⑤ TRIAS 15-R034(2)-02 自動車用燃料タンク試験（協定規則第34号（車両））

⑥ TRIAS 17(2)-R012-03 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第12号）

⑦ TRIAS 18-R127-02 歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第127号）

⑧ TRIAS 32-J052R048-05 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

⑨ TRIAS 43(5)-R163-01 盗難発生警報装置試験（協定規則第163号）

⑩ TRIAS 43(9)-R151-01 側方衝突警報装置試験（協定規則第151号）

⑪ TRIAS 44(2)-R158-01 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第158号）

⑫ TRIAS 48-R157-02 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

(3) 付表等について修正および項目の追加（36項目）

① TRIAS 02-001-01 諸元測定試験

② TRIAS 05-001-03 最大安定傾斜角度試験

③ TRIAS 08-J001-02 大型貨物自動車の速度抑制装置試験

④ TRIAS 08-002-04 燃料消費率試験（WLTCモード）

⑤ TRIAS 08-J042GTR015-02 燃料消費率試験（WLTCモード）

⑥ TRIAS 08-J042R154-01 燃料消費率試験（協定規則第154号）

⑦ TRIAS 12-J014-02 制動液漏れ警報装置試験

⑧ TRIAS 12-001-02 急制動試験

⑨ TRIAS 12-002-02 制動能力試験

⑩ TRIAS 12-003-02 駐車制動装置能力試験

⑪	TRIAS 12-004-02	制動用空気容量試験
⑫	TRIAS 12-005-02	非常制動装置試験
⑬	TRIAS 12-006-02	ブレーキ警報時制動能力試験
⑭	TRIAS 17(2)-R155-01	サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。））
⑮	TRIAS 17(2)-R156-01	プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2.に限る。））
⑯	TRIAS 30-J038-02	近接排気騒音試験
⑰	TRIAS 30-J039-02	定常走行騒音試験
⑱	TRIAS 30-J040-02	加速走行騒音試験
⑲	TRIAS 31-J041(1)-02	重量車排出ガス試験（JE05 モード）
⑳	TRIAS 31-J042(4)-03	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）
㉑	TRIAS 31-J042GTR015-02	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）
㉒	TRIAS 31-J042R154-02	軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
㉓	TRIAS 31-J048R154-01	車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）
㉔	TRIAS 31-J049R154-01	燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）
㉕	TRIAS 31-J119-02	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験
㉖	TRIAS 39-001-01	制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力試験
㉗	TRIAS 41-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器））
㉘	TRIAS 43-J074R028-02	警音器の警報音発生装置試験
㉙	TRIAS 43-J075R028-02	警音器の音圧試験
㉚	TRIAS 43(8)-R144-01	事故自動緊急通報装置試験（協定規則第 144 号）
㉛	TRIAS 43(10)-R165(2)-01	車両後退通報装置試験（協定規則第 165 号）
㉜	TRIAS 44-J081-03	直前直左確認鏡試験
㉝	TRIAS 46(2)-R160-02	事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）
㉞	TRIAS 99-002-02	最高速度試験
㉟	TRIAS 99-020(2)-01	燃料消費率試験（天然ガス重量車）

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 6 月 5 日国土交通省告示第 572 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号）

3. 施行日

施行日 令和 5 年 6 月 5 日

令和5年4月21日

OBID 検査システムをリリースしました！

自動車技術総合機構は、令和5年4月21日12:00(正午)に「OBID 検査システム」をリリースいたしました。また、OBID 検査システムの利用方法をまとめた「OBID 検査ポータル」とお問い合わせ窓口としての「OBID 検査コールセンター」も同時開設しています。整備事業者の皆様方におかれましては、検査項目に OBID 検査が追加される令和6年10月に向けて、ご活用ください。

1. 「OBID 検査システム」のリリースについて

「OBID 検査システム」は、主に、整備事業者が OBID 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムです。当該システムを利用するために、事前に、システム利用申請(事業場 ID 申請)をしていただき、事業場 ID 登録が済みましたら OBID 検査アプリを検査用スキャンツールへインストールし、OBID 検査のプレ運用(令和5年10月から開始予定の OBID 検査の円滑な導入のための習熟期間)に向けた準備をお願いします。

<リリースした OBID 検査システムの全体概要>

- ① 特定 DTC 照会アプリ…OBID 検査のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可
 - ② 利用者管理システム…アプリの利用者を登録・管理 (事前のシステム利用申請が必要)
 - ③ OBID 検査結果参照システム…アプリを用いて実施した OBID 検査の結果を閲覧
- (上記①～③を総称して OBID 検査システムと呼称しています。)

2. 「OBID 検査ポータル」の開設について

OBID 検査、OBID 検査システムの概要や当該システムの利用・申請方法などをまとめたウェブサイトです。チャットボットでの問い合わせも可能です。

システム利用に必要な手続きの詳細については、当ポータルサイトに情報を載せていますので、こちらをご確認ください。



OBID検査
ポータル



URL: <https://www.obd.naltec.go.jp/>

3. 「OBD 検査コールセンター」の開設について

OBD 検査ポータルでご不明点がある場合、ポータルにアクセスできない場合など、電話でお問い合わせいただけます。

4. スケジュール(経緯)

- ・令和元年5月 改正道路運送車両法成立(審査用技術情報管理事務関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の細目を定める告示の一部改正(OBD 検査の基準関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(OBD 検査の適用関係)

(対象車)

令和3年10月1日(輸入車の場合は令和4年10月1日)以降に指定を受けた新型車

(適用日)

令和6年10月1日(輸入車の場合は令和7年10月1日)以降

<操作方法などのお問い合わせ先>

OBD 検査コールセンター 0570-022-574

(受付時間:月曜日から金曜日(祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)の午前9時~17時)

お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

4階 独立行政法人 自動車技術総合機構

OBD 情報・技術センター

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

1. OBD検査とは

Point 自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車であります。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



- ① 運転支援装置 ※1
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報
- ② 自動運転機能 ※1
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など
- ③ 排ガス関係装置

OBDに記録されたDTC（故障コード）を読み取る。

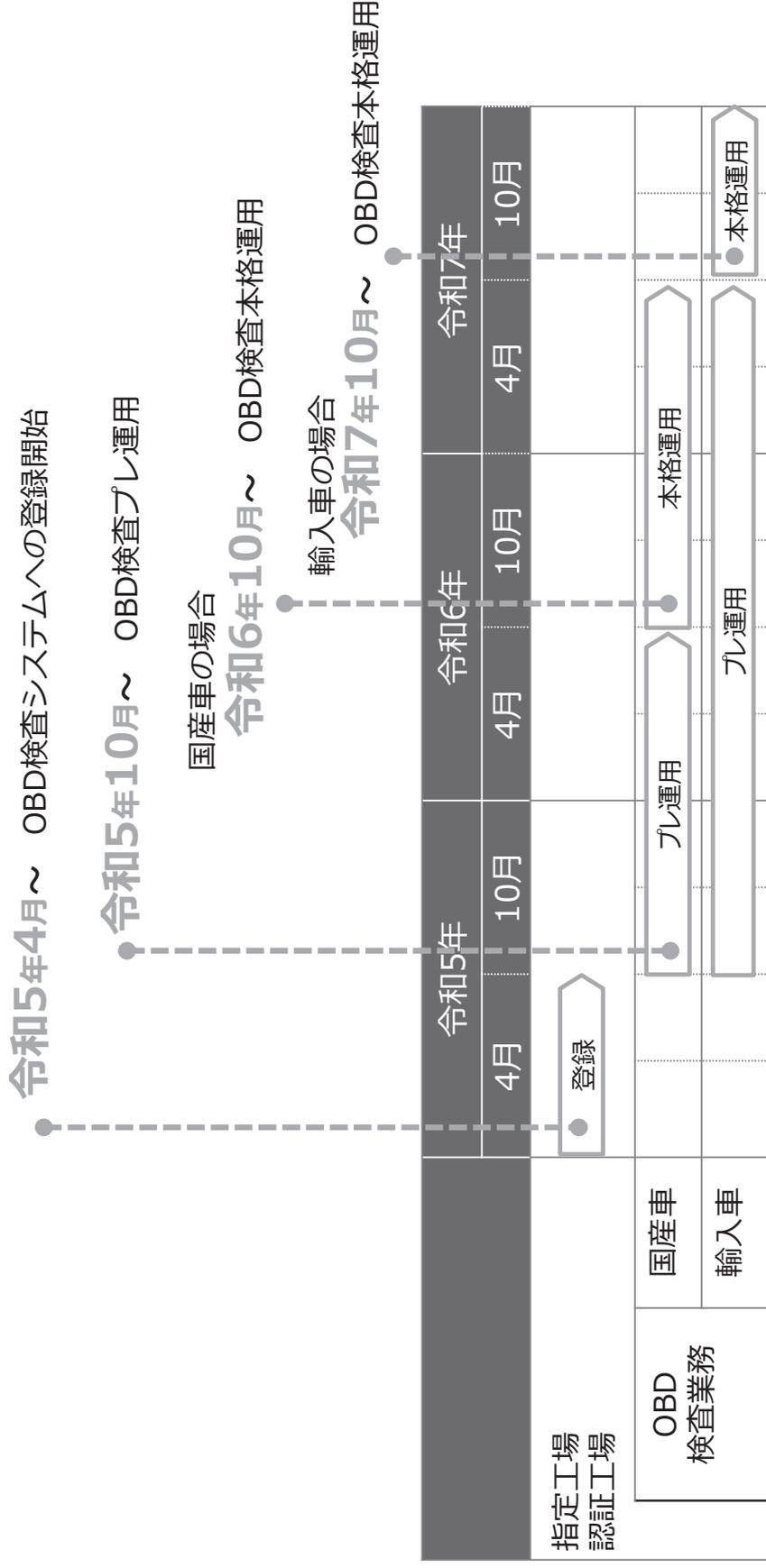
検査用スキャンツールで読み取ったDTCに特定DTC（※2）が含まれる場合、不適合と判定する。
※2 特定DTCとは、保安基準に不適合となる故障コードです。

※1 保安基準に規定があるものに限る。

- 対象車両
- ・ 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
 - ・ 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
 本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

3. OBD検査システムの紹介

Point

OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。

OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

O B D 検 査 シ ス テ ム

利用者管理システム

OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

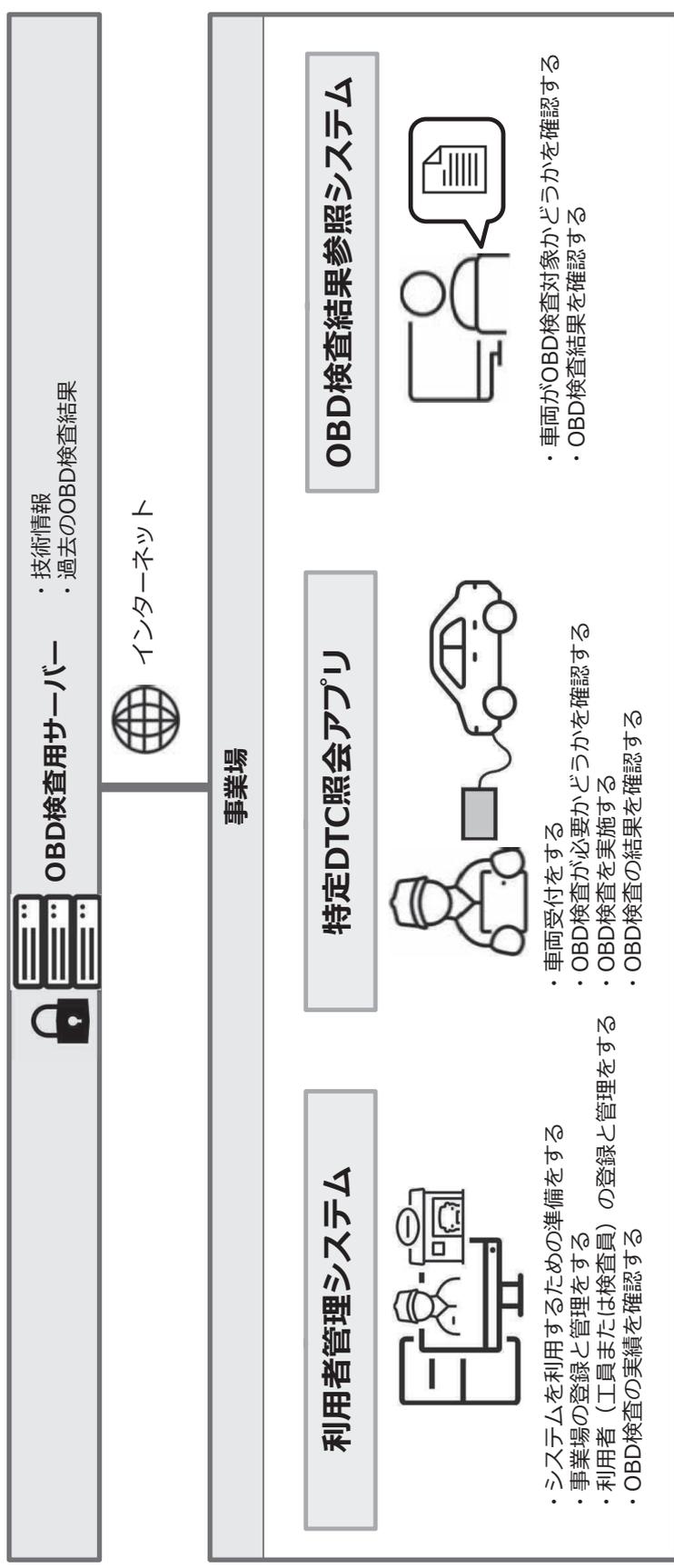
特定DTC照会アプリ

車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の可否を判定するためのアプリケーションです。

OBD検査結果参照システム

OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



4. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point

事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

指定工場／認証工場	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
OBD 検査業務	登録					
			プレ運用	プレ運用	本格運用	本格運用

令和5年4月～

利用者管理システム／OBD検査結果参照システムで必要なもの

インターネット環境



PC



※1

Windows 10以上

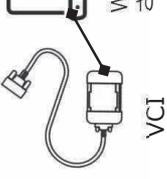
令和5年10月～

特定DTC照会アプリで必要なもの

インターネット環境



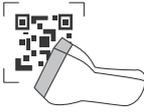
検査用スキャンツール※



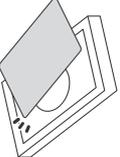
WindowsがインストールされたPCまたはタブレット

※1

二次元コードリーダー



ICタグリーダー



車検証読み取り用

手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

5. OBD検査対象の車両について

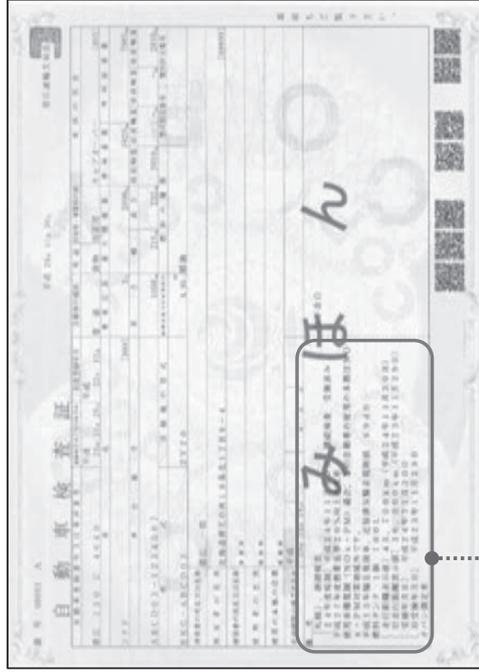
Point OBD検査対象車かどうかを
車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

車検証



備考
OBD検査対象車

電子車検証



備考
OBD検査対象

6. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

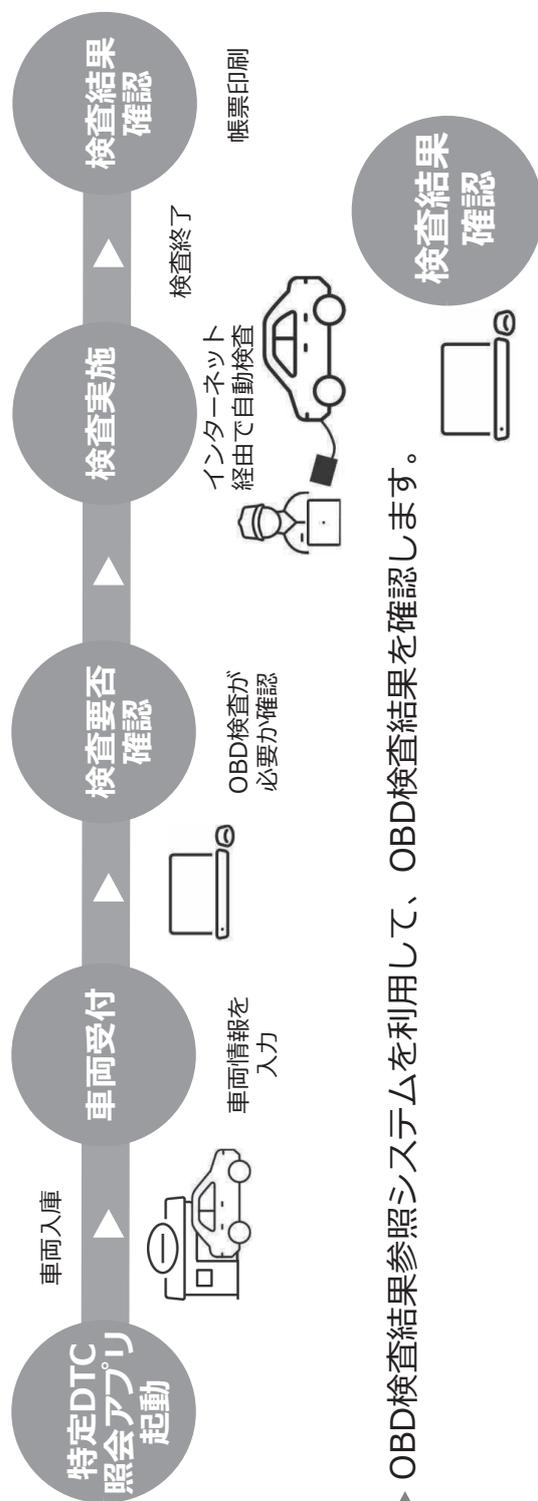
OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務 (OBD検査) の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。

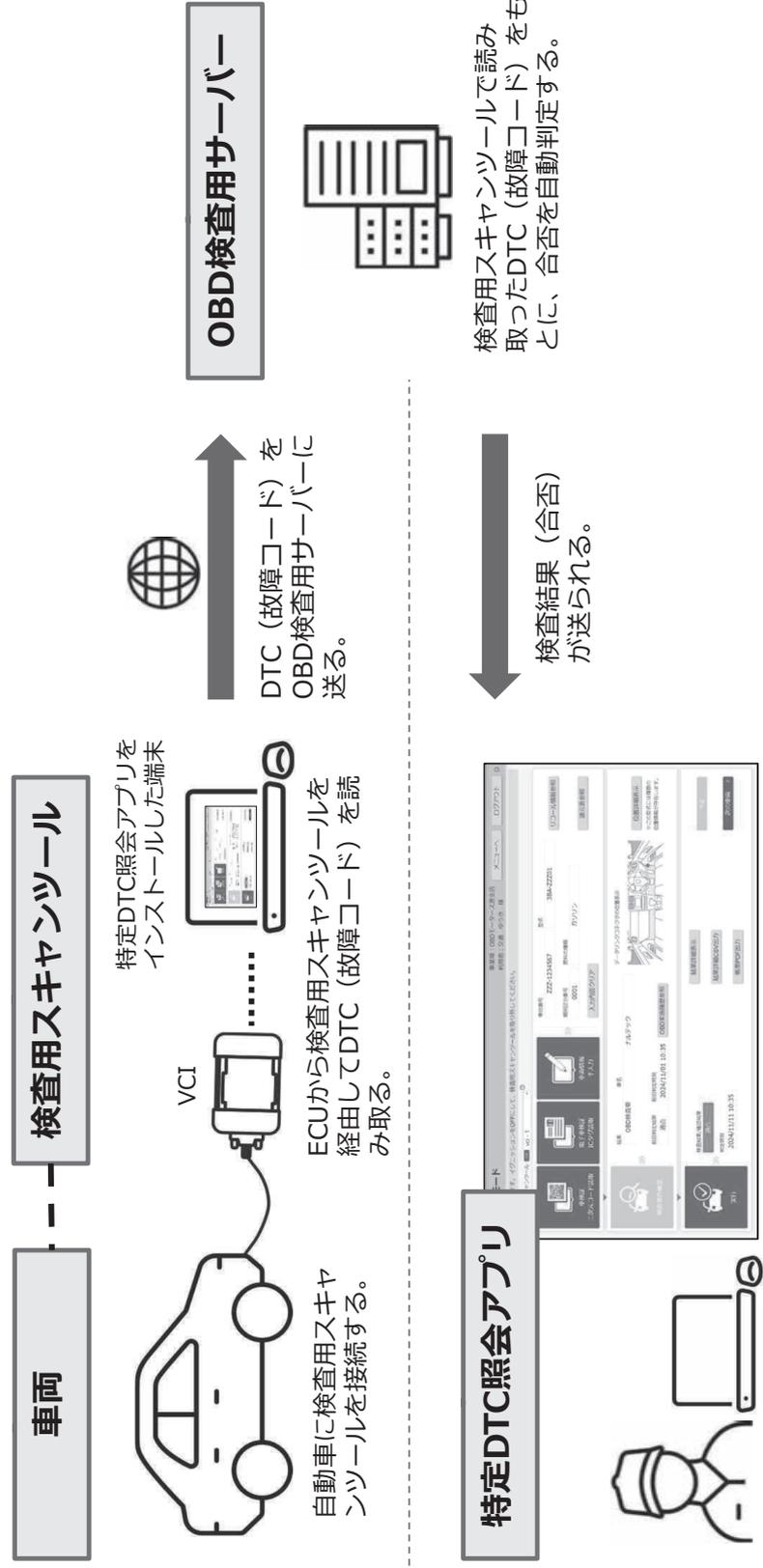


▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

7. OBD検査の実施概要

Point DTC (故障コード) を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC (故障コード) を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが可否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



検査員が特定DTC照会アプリで検査結果を確認する。

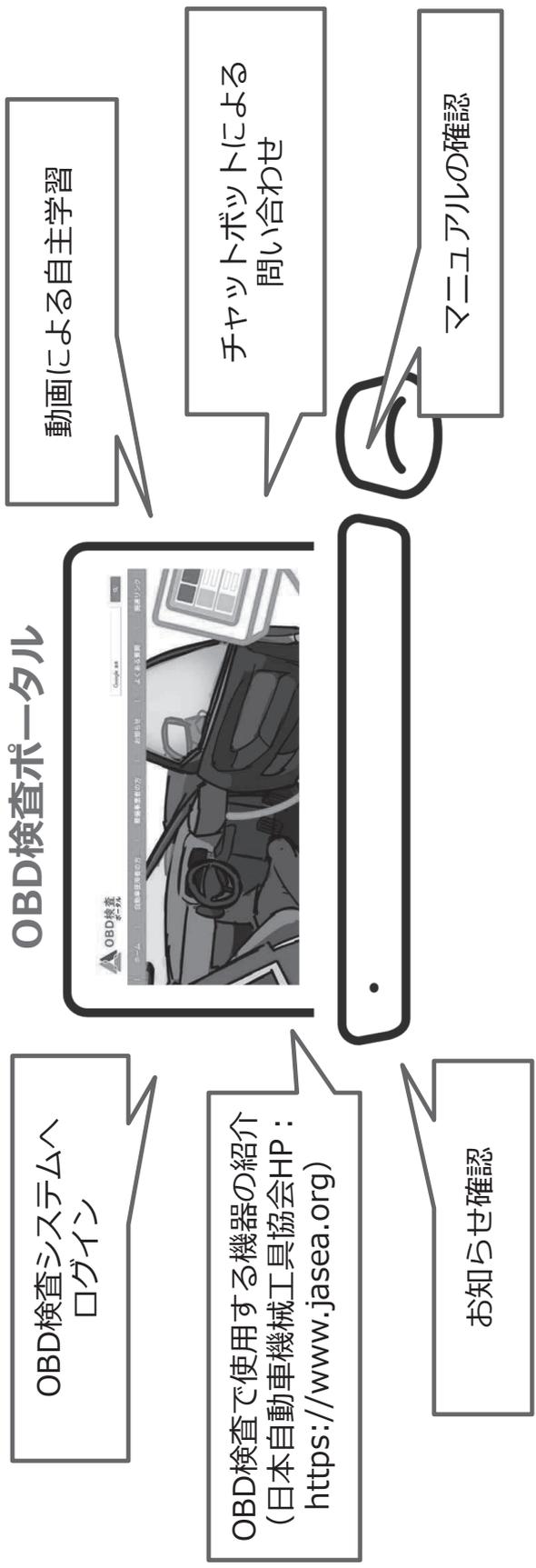
8. ポータル紹介

Point

OBDD検査システムへのログインやOBDD検査に関する情報の閲覧ができる

OBDD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBDD検査ポータル」を設置しています。OBDD検査ポータルでは、OBDD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

自動車のかじ取り車輪の 「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」 を関東運輸局ホームページに掲載します

自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」については、日本自動車輸入組合及び一般社団法人日本自動車工業会が年2回更新し、国土交通省自動車局審査・リコール課に提出しているものです。

（「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」の一部抜粋）

横すべり量の例外的取扱い車両一覧表（アルファロメオ）

車名	型式	通称名	決裁番号	年月日	キャンバ	キヤスタ	トーイン	前輪懸架方式	横滑り量(許容値)	備考
アルファロメオ	ABA-93922	159	国自審第2089号	平成20年3月4日	-35'±18'	4°15'±18'	-8'±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	基本仕様
					-1° 1'±18'		-7'±4' (-2mm±1mm)			スポーツ仕様
アルファロメオ	ABA-93922S	Brera / Spider	国自審第2175号	平成20年3月18日	-34'±18'	4°15'±18'	-8'±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	
アルファロメオ	ABA-93932	159	国自審第2175号	平成20年3月18日	-35'±18'	4°15'±18'	-8'±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	基本仕様
					-38'±18'		-7'±4' (-2mm±1mm)			スポーツ仕様
アルファロメオ	ABA-93932S	Brera / Spider	国自審第2175号	平成20年3月18日	-26'±18'	4°15'±18'	-8'±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	
アルファロメオ	ABA-92047	8C	国自審第1521号	平成21年1月13日	-50'±18'	4°00'±18'	-8'±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	

検査にあたっては、サイドスリップ・テストを用いて計測した横すべり量が、「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」に記載されている横すべり量の範囲内であれば、保安基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものと定められています。

例年、研修資料に一覧表を掲載しておりましたが、誌面の都合や要望を受け、今後は、関東運輸局ホームページに掲載することにより、いつでも最新データを閲覧できるようにしました。

関東運輸局トップページ (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/index.html>) → 自動車の検査・登録 → 自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」 をご確認ください。


関東運輸局
 Kanto District Transport Bureau

[検索](#) [文字サイズ](#) [標準](#) [拡大](#)

[サイトマップ](#) [お問い合わせ](#) [トップページへ](#)

関東運輸局について	情報公開	各種手続	試験・免許
入札総合情報	採用情報	行政処分	交通アクセス



▲ 重要なお知らせ

新型コロナウイルス
感染症対策情報

▲ 災害・防災情報


 ● 公共交通の維持・活性化


 ● 観光


 ● 環境・物流


 ● バリアフリー


 ● 鉄道


 ● バス・タクシー・トラック等


 ● 自動車の検査・登録


 ● 船舶の検査、登録・測度、油賠法


 ● 海運・船舶・船員


 ● 輸送の安全


 ● 防災・危機管理


 ● データ・統計

①ここをクリック

自動車検査について

- ▶ [自動車の検査手続き](#)
- ▶ [管内運輸支局・事務所所在地一覧](#)
- ▶ [車検予約](#)
- ▶ [街頭検査の概要](#)
- ▶ [自動車のリコール対策](#)
- ▶ [基準緩和](#)
- ▶ [自動運転](#)
- ▶ [自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い一覧表」\(令和3年10月29日付\)](#) [PDF](#) [EXCEL](#)
- ▶ [その他](#)

点検・整備について

②PDFかEXCEL
いずれかを選択

IV. 整備業界を取り巻く情勢

Ⅳ. 整備業界を取り巻く情勢

1. 自動車関連技術の高度化に伴う特定整備制度等の概要とその対応について

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 年度 以降
<p>1. 特定整備の認証制度</p>	<p>必要な対応等</p> <p>①認証の変更申請（電子制御装置整備の追加） ＜要件＞ ・電子制御装置点検作業場（現在の作業場と兼用可） ・スキヤンツール及び水弾器 ・整備情報を入力する手段の確保（F A I N E S へ加入等） ・選任されている整備主任者全員が資格取得講習修了（2級整備士の場合） ②認証看板の変更</p>	<p>概要</p> <p>●自動車特定整備事業の認証制度の改正  ①運行補助装置の取り外し、取付位置・角度の変更、機能調整（エーミング作業）を行う整備又は改造 ②自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造 ・改正法施行前にエーミング作業等の事業実績がある事業場 ⇒4年間の猶予（経過措置 令和6年3月31日まで）</p>	<p>令和5年3月</p> <p>R2.4/1 施行</p> <p>R6.4/1 完全施行</p> <p>R6.3/31 経過措置終了</p>				
<p>2. OBD点検義務付け</p>		<p>10/1 施行</p>					
<p>3. 車検証の電子化</p>			<p>R5.1/4 導入</p>				
<p>4. OBD検査の導入</p>				<p>R5.4 利用登録開始</p> <p>R5.10 プレ運用開始</p> <p>R6.10 検査開始</p>			
<p>5. 整備士資格制度等の見直し</p>							<p>R9.1/1 施行</p>

電子制御装置整備の認証追加はお済みですか？

～経過措置期間終了まで、半年となりました～

令和2年4月に改正道路運送車両法が施行され、従前から実施していた「分解整備」に加えて「電子制御装置整備」が新たに創設され、その認証取得についての経過措置期間は、令和6年3月までと残り半年となりました。

この電子制御装置整備の認証を取得しないと令和6年4月以降下記の業務ができなくなりますので、早めの申請をお願いいたします。

<令和6年4月以降、電子制御装置整備の認証（電子認証）を取得していないとできなくなる作業>

『電子制御装置整備対象車※』の

・センサー（カメラ、レーダー、レーザー、LiDAR等）及びECUの交換及びエーミング調整等

・車体前部（バンパ、グリル）の脱着（直接センサーと接していなくとも、センサーの検知に影響を及ぼすものを含む）

◎钣金業者を呼んで作業を行う場合（構内外注）も、当該作業を実施する事業場での電子認証の取得が必要です

・カメラやセンサー等の搭載車の前面ガラスの交換

◎ガラス業者を呼んで作業を行う場合（構内外注）も、当該作業を実施する事業場での電子認証の取得が必要です

尚、指定工場では電子制御装置整備の認証を取得していなければ、『電子制御装置整備対象車※』に保安基準適合証を交付することができません。

◎電子制御装置整備の作業の有無は関係ありません

※電子制御装置整備対象車は国土交通省のHP（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html）に掲載されている車両

自動車特定整備事業（電子制御装置整備）の認証追加申請手順

事業場が電子制御装置整備の認証要件を満たしているかを確認

1. 電子制御装置点検整備作業場の基準
2. 認証工具（水準器、スキャンツール）
3. 選任されている整備主任者全員の資格取得状況
4. 電子制御装置整備に必要な情報（ターゲット等を含む）を入手できる環境



電子制御装置整備の認証追加申請のための書類作成（申請書は3部、2～4の添付書類は1部）

1. 自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書（第2号様式（認証））
2. 整備主任者等資格取得講習修了証等（写し）
3. 工具の写真（水準器及びスキャンツール）
※スキャンツールは、ソフトウェアのバージョンが分かるように写真を撮って下さい。
4. 電子制御装置整備に必要な情報をFAINES以外で入手する方は、その整備情報が入手できることがわかる資料及びターゲットの写真
5. その他（届出されている作業場のレイアウトと異なる場合等、変更箇所の写真）



運輸支局

形式上の不備等の確認を行った上で申請書を受付します。

但し、届出されている作業場のレイアウトと異なる等の場合は、運輸支局による現地調査が行われる場合があります。



関東運輸局

申請書類の審査



電子制御装置整備の認証取得

※新たに認証書が交付されますので、お手持ちの認証書との差し替えが必要です。

また、認証標識（看板）についても掛け替えが必要です。

(例) 普通自動車（大型）から軽自動車までを対象自動車として分解整備の認証を受けている事業場が電子制御装置整備の運行補助装置を追加する場合です。

第2号様式（認証）

記載例

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

関東運輸局長 殿

受付日が入るため記入不要

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

(注)届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

※(株)等の略式は使用できません

※ふりがなはひらがなで全て記入

届出者 申請者 の氏名又は名称	振興会自動車株式会社 代表取締役 関東 太郎
届出者 申請者 の住所	〒151-0071 東京都渋谷区本町4丁目16番4号
電話番号/FAX番号	TEL 03-5365-2311 FAX 03-5365-9222
事業場の名称	振興会自動車株式会社 大宮工場
事業場の所在地	〒331-0077 埼玉県 さいたま市西区大宮中釘2082番地
電話番号/FAX番号	TEL 048-624-1221 FAX 048-624-1221
認証番号	第4-9999号
認定番号	
指定番号	関東指第4-9999号

※商業登記簿謄本又は住民票の住所の通りに記入

※(株)等の略式は使用できません

※ふりがなはひらがなで全て記入

※(一)等は使用できませんので～番地、～号等正式に記入

指定番号は指定書等を参考に、関東指等正式に記入

変更があった日を記入

届出・申請の内容の別		変更年月日	令和 4 年 11 月 1 日
相続		事業場の所在地の変更	
合併		役員の変更	
分割	<input type="radio"/>	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は間口若しくは奥行の長さ)	
譲受		自動車特定整備事業の種類の変更	【変更申請】
事業者名又は住所の変更	<input type="radio"/>	対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更	【変更申請】
事業場の名称の変更		業務の範囲の変更	【変更申請】

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認し、
レ点チェックを入れる

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

(注)役員の変更のみの場合は記載を省略できる。

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	5.0 m	16.0 m	145.0 m ²		平滑
	(5.0) m	(13.0) m	(130.0) m ²	(5.0) m	
車両置場	3.5 m	13.0 m	45.5 m ²		

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(7-①に該当しない場合)

事業場所	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況

- ・小数点第一位まで記入
- ・必要に応じて、枠を追加するか、別紙を作成して追加が可能
- ・実際の間口と奥行きではなく、小さいほうの値を間口として記入

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業場又は 共同使用の作業場の別		離れた電子制御装置整備作業場			
		共同使用の作業場			
当該作業場の 所在地(※1)					
自動車による当該 作業場までの所要 時間		分			
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²		
	() m	() m	() m ²	() m	
車両置場(※2)	m	m	m ²		
施行規則第3条第8 号ハに係る作業場		m	m		
共同使用 の作業場 の管理者 (※3)	氏名又は 名称				
	認証番号				
管理責任者の氏名 (※3)					

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

(注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。

(注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	FAINESに加入
エーミング作業に必要な機器	〇〇〇車用ターゲットを保有

10-①	FAINESの場合は、申請時に加入状況を確認します ※FAINES・メーカーとの契約以外で情報を入手する場合には参考資料等を提出していただく場合があります	【役員】	診断機ではなく、ターゲットを記入 ※ターゲットについては借用でも可能
		及び就任年	
		役職名	(年 月 日)
			(年 月 日)
			(年 月 日)
			(年 月 日)
			(年 月 日)
			(年 月 日)
			(年 月 日)

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	
----	--

11 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量
作業機械	プレス		
	エア・コンプレッサ		
	チェーン・ブロック		
	ジャッキ		
	バイス		
	充電器		
作業計器	ノギス		
	トルク・レンチ		
	水準器	シンワ 品番70739	1
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ		
	比重計		
	コンプレッション・ゲージ	(ガソリン用)	
		(ジゼル用)	
	ハンディ・バキューム・ポンプ		
	エンジン・タコ・テスタ		
	タイミング・ライト		
	シクネス・ゲージ		
	ダイヤル・ゲージ		
	トーイン・ゲージ		
	キャンバ・キャスト・ゲージ		
	ターニング・ラジラス・ゲージ		
	タイヤ・ゲージ		
	検車装置		
	一酸化炭素測定器		
	炭化水素測定器		
整備用スキャンツール	DENSO DST -i	1	
工具	ホイール・プーラ		
	ベアリング・レース・プーラ		
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ		
	部品洗浄槽		
備考			

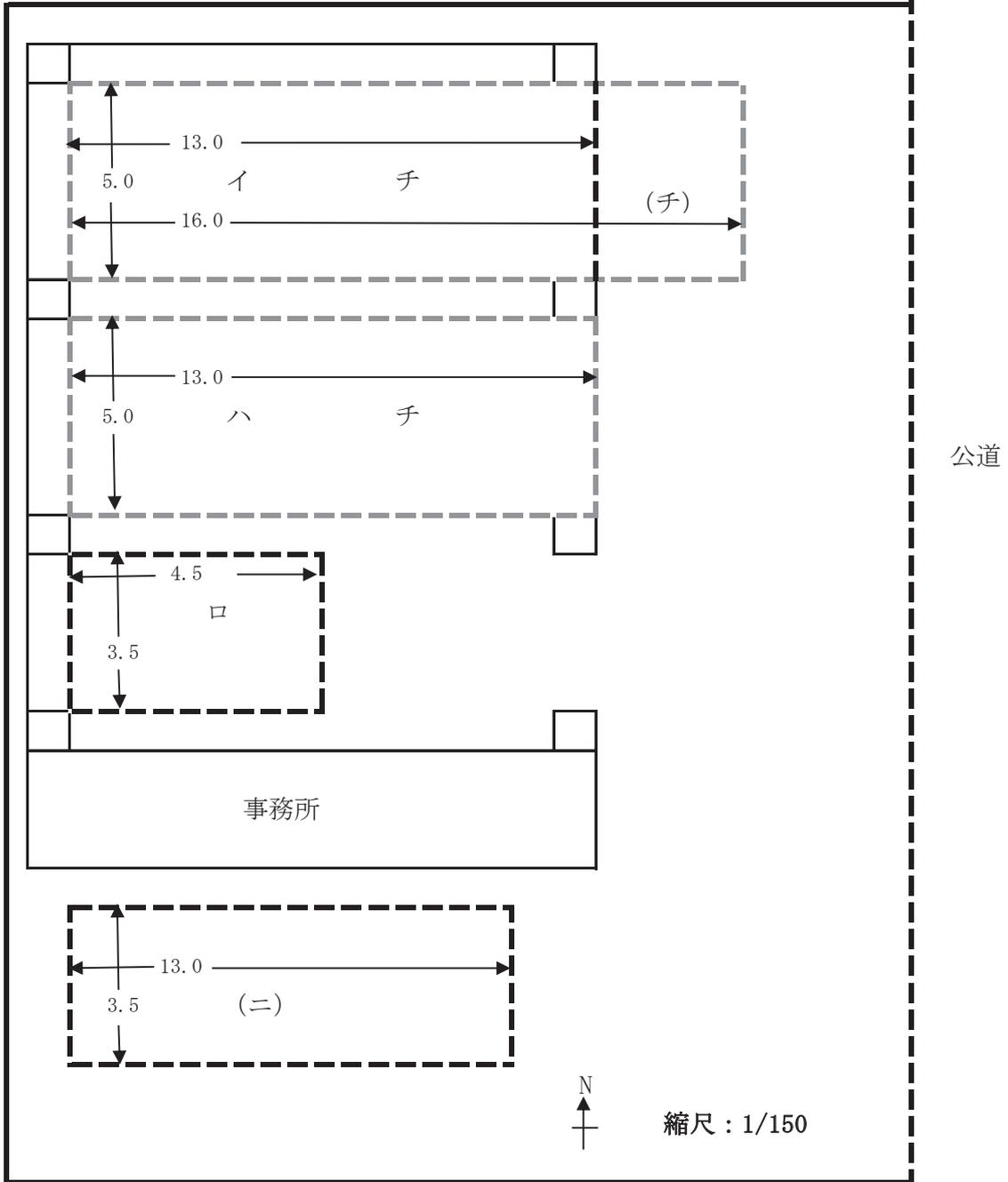
写真は、本体・品番等がわかるように撮影して添付する

整備用スキャンツールの写真は、品番及びバージョンがわかるように撮影して添付する

12 事業場平面図

事業場の名称 **振興会自動車株式会社 大宮工場**

(例：レイアウト、寸法等を記載)



- ※作業場の区切りを点線とし、壁等は実線で記入
- ※寸法は小数点第一位まで記入
- ※車両置場が屋外の場合は () で記入

凡例	イ	車両整備作業場	ロ	部品整備作業場	ハ	点検作業場
	ニ	車両置場	ホ	その他	チ	電子制御装置点検整備作業場

2. 「OBD 検査システム」 利用に関する手続き等について

令和6年10月より、国の検査場及び軽自動車検査協会の検査場で OBD 検査の導入が予定されています。

自動車整備工場におかれましては、「特定 DTC 照会アプリ」を利用し、インターネット経由で「OBD 検査用サーバー」に接続することにより、検査場に車両を持ち込み OBD 検査を受検する前に、事業場で事前に車両情報を確認することができます。

事業場で「OBD 検査システム」を利用するためには、「利用者管理システム」に事業場の利用登録を行った後、事業場内でシステムを取り扱う担当者の利用登録を行うなど、以下のいくつかの事前準備が必要となります。

○事業場申請方法

National Agency for Automobile and Land Transport Technology NALTEC 国立研究開発法人 自動車技術総合機構

1. OBD検査システムの概要

Point 利用者管理システムで事業場と利用者を登録・管理する

OBD検査は、OBD検査システムを利用して行います。OBD検査業務では、以下3つのシステム・アプリを利用してOBD検査を行います。各システム・アプリは事業場からインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、利用することができます。

- 利用者管理システム
- 特定DTC照会アプリ
- OBD検査結果参照システム

本研修資料では、利用者管理システムについて説明します。

OBD検査用サーバー

インターネット

事業場

利用者管理システム

管理責任者／統括管理責任者が事業場の工具や検査員が特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムを利用できる環境を準備するためのシステムです。

特定DTC照会アプリ

車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両やOBD検査用サーバーと通信してOBD検査の可否を判定するためのアプリケーションです。

OBD検査結果参照システム

特定DTC照会アプリを用いて行ったOBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

※利用者管理システムでOBD検査システムの利用環境準備後に、特定DTC照会アプリでOBD検査を実施できます。OBD検査の後に、検査結果参照システムで検査結果を確認できます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2. OBD検査システム導入までのフロー

利用者管理システムに接続し、以下の流れでOBD検査システムへの登録を行います。

利用者管理システムへの接続方法

- ・ブラウザで以下のURLを入力してアクセスする
<https://www.epti-mng.naltec.go.jp>
- ・OBD検査ポータルからアクセスする
<https://www.obd.naltec.go.jp>



システムを利用するまでの準備をする



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

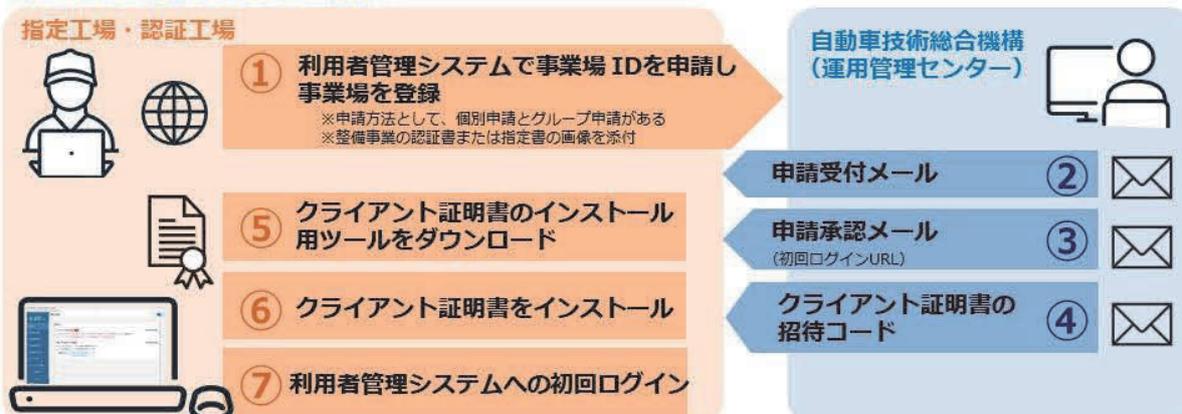
3. 事業場ID申請

Point

利用者管理システムにログインするには事業場IDを申請しクライアント証明書をインストールする必要がある

OBD検査システムを利用するには、事業場IDの利用申請が必要です。指定・認証工場が事業場IDを申請する場合は、利用者管理システムでメールアドレス等の事業場情報を登録します。事業場ID申請が完了した後、運用管理センターから申請者宛に、申請完了およびクライアント証明書の招待コードのメールを送付します。申請者は、送付されたメールに従い、クライアント証明書をインストールした後、利用者管理システムに初回ログインします。

システムの初回ログインまでの流れ



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

Point 事業場IDは個別申請またはグループ申請で行う

個別申請とグループ申請

事業場や利用者の管理方法として、事業場単位で個別に管理する方法と、複数の事業場を1つのグループとして管理する方法の2種類あります。個別に管理する場合は、事業場 IDを個別申請します。グループとして管理する場合は、事業場 IDをグループ申請します。

個別申請
管理責任者が、1つの事業場の事業場 IDを個別に申請する方法です。



グループ申請
統括管理責任者が、複数の事業場の事業場 IDをグループとしてまとめて申請する方法です。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4. 管理者について

Point 「管理責任者」は1つの事業場を管理、
「統括管理責任者」はグループを統括管理

事業場ごとに管理責任者を置く必要があります。また、グループ管理をする場合は、グループを統括管理する統括管理責任者を置く必要があります。

管理責任者

事業場の利用者（工員や検査員）の情報を管理する責任者です。1つの事業場に対して3名まで登録することが可能です。



統括管理責任者

複数の事業場を統括してグループに所属する複数の事業場および各事業場の利用者（工員や検査員）を管理する責任者です。

グループ内の事業場の追加・変更、利用者（工員や検査員）の一括管理が可能です。

グループに対して3名まで登録することが可能です。

拠点（本社）の事業場でもOBD検査を行い、かつグループ内の事業場の管理を行う場合：



拠点（本社）ではOBD検査を行わず、グループ内の事業場の管理のみを行う場合：



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5. 導入にあたって必要なもの

Point

導入には、各種書類データや端末、インターネット接続環境などの準備が必要

利用者管理システムを利用してOBD検査業務を行うには、事前に以下のものが必要です。

書類（電子データ）

- 個別申請の場合
新たに申請しようとする事業場に対して以下の書面が必要です。
指定工場：指定書の写し（電子データ）
認証工場：認証書の写し（電子データ）
- グループ申請の場合
これからグループに所属する事業場の種別および事業場 ID の保有状況に応じて、以下の書類が必要です。
指定工場：すでに事業場 ID を発行している場合 → 同意書の写し（電子データ）
事業場 ID を新たに申請する場合 → 指定書の写し（電子データ）と同意書※の写し（電子データ）
認証工場：すでに事業場 ID を発行している場合 → 同意書の写し（電子データ）
事業場 ID を新たに申請する場合 → 認証書の写し（電子データ）と同意書※の写し（電子データ）

利用者管理システムを利用する端末

Windows 10以上がインストールされた PC

特定DTC照会アプリをインストールする端末

Windows 10以上がインストールされた PCまたはタブレット

対象ブラウザ「Microsoft Edge」または「Google Chrome」

インターネット接続環境

管理者のメールアドレス

※ 同意書とは、グループに所属する事業場が統括管理責任者にOBD検査に関する管理権限が委任されていることを証明するための書類です。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

6. 事業場IDを申請する

Point

利用者管理システムで事業場IDを申請

事業場IDをシステム申請する場合に、利用者管理システムで事業場IDを個別申請またはグループ申請します。

個別申請の場合

URLを入力してシステムにアクセスする

ブラウザのアドレスバーにURLを入力し、「Enter」キーを押します。



本システムのURLは、<https://www.epti-mng.naltec.go.jp>です。

「事業場ID申請」を押す

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

「申請種別」で「個別申請」を選択する

「事業場種別」で登録する事業場の種別を選択し、事業場情報を入力する

事業場種別	項目	内容
	指定工場 (OBD検査実施可)	OBD検査を実施する指定工場です。
	指定工場 (OBD検査実施不可)	OBD検査を実施しない指定工場です。OBD確認のみを実施する場合
	認証工場	指定を受けていない認証工場です。

申請内容を確認し、「申請」を押す

利用者管理システム お問い合わせ

事業場ID申請確認 文字サイズ 標準

申請内容に間違いがないことを確認のうえ、申請ボタンを押下してください。

申請種別: 個別申請 グループ申請

事業場種別: 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 認証工場

事業場情報

メールアドレス: user2@example.com

管理責任者名: 交通・ゆうき

事業場の名称: OBDモーターズ港支店

事業場の略称: OBDモーターズ港

事業場の所在地: 神奈川県川崎市○○区○○町

事業場の電話番号: 00-0000-0001

管轄運輸支庁:

指定番号: 9-9-9-9-9

指定書の写し: siteisyo-2024_42.pdf

戻る 申請

国立行政法人 自動車技術総合機構

✉ 申請受付メールが申請者に送信されます。後日、事業場ID申請結果とクライアント証明書用招待コードがメールで届きます。

7. クライアント証明書をインストールする

Point

利用者管理システムを利用するにはOBD検査システム専用のクライアント証明書のインストールが必要

これ以降の作業は、事業場IDの申請方法に関わらず、必要な作業となります。

クライアント証明書とは

システムやアプリを利用するには、1つのWindowsアカウントにつき、1つのOBD検査システム専用のクライアント証明書をインストールする必要があります。外部 アプリ Soliton KeyManagerを利用して、システムやアプリを利用する端末（WindowsがインストールされたPCまたはタブレット）にクライアント証明書をインストールしてください。

クライアント証明書のインストールには、事業場IDの申請が完了した際に送付されたメールに記載されている招待コードとユーザーIDが必要です。

Soliton KeyManagerをインストールする

クライアント証明書をインストールする

Soliton KeyManagerをインストールする

クライアント証明書をインストールするための外部アプリ Soliton KeyManager をダウンロードして、本システムを利用する端末にインストールします。

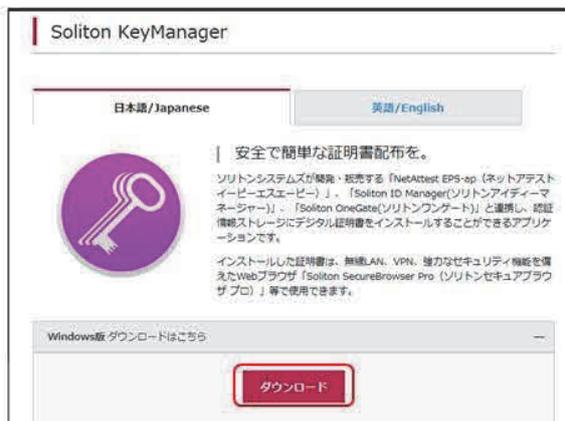
WebブラウザでURLにアクセスする

ブラウザのアドレスバーにURLを入力し、「Enter」キーを押します。



URLは
https://www.soliton.co.jp/download/ssx_download.html
です。

Soliton KeyManagerの「Windows版ダウンロードはこちら」の「+」を押して開き、「ダウンロード」を押す



ダウンロードしたZIPファイルを解凍し、「SolitonKeyManagerV209.exe」を実行する



※「V209」はバージョン番号です。これ以降のバージョン番号でも問題ありません。

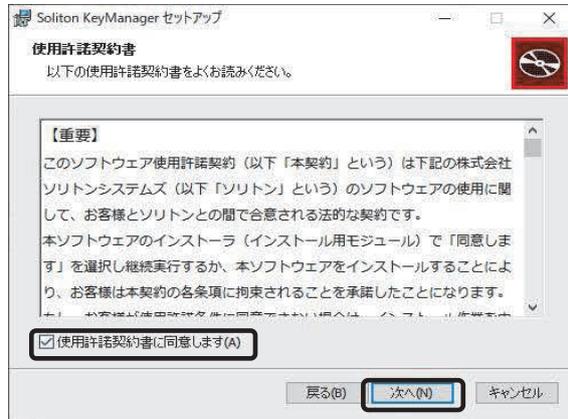
「インストール」を押す



「次へ」を押す

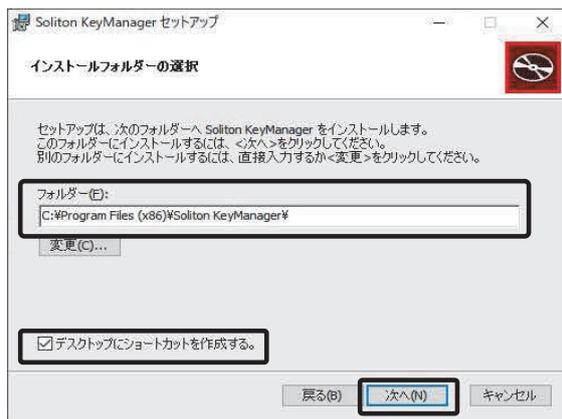


内容を確認し、「使用許諾契約書に同意します」にチェックを付け、「次へ」を押す

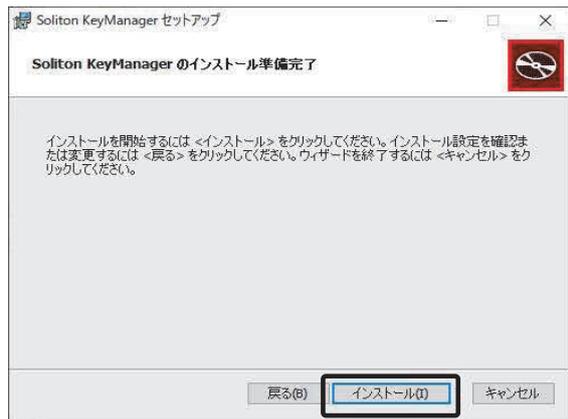


Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

フォルダーを確認し、「デスクトップにショートカットを作成する。」にチェックが付いていることを確認して、「次へ」を押す



「インストール」を押す



インストールが開始されます。
インストールが完了すると、完了画面が表示されます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

「閉じる」を押す



「終了する」を押す



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

クライアント証明書をインストールする

Soliton KeyManagerを起動して、クライアント証明書をインストールします。

※Soliton KeyManagerの操作に困ったときは、OBID検査ポータルサイトのチャットボットからお問い合わせください。

操作を始める前に、ユーザー情報の登録 依頼 をした 後に 運用管理センターから送付されたメールに記載されている 招待コードとユーザーID、ホスト名を準備してください。



デスクトップの「Soliton KeyManager」アイコンを実行する



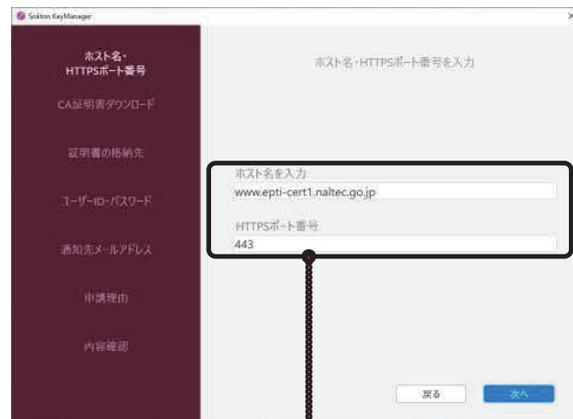
Soliton KeyManagerが起動します。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

「申請開始」を押す



ホスト名とHTTPSポート番号を入力し、「次へ」を押す



ホスト名：
メールに記載されているホスト名を入力
ポート番号：
443（デフォルトで入力されている場合、入力を変更する必要はありません。）

「OK」を押す



「はい」を押す

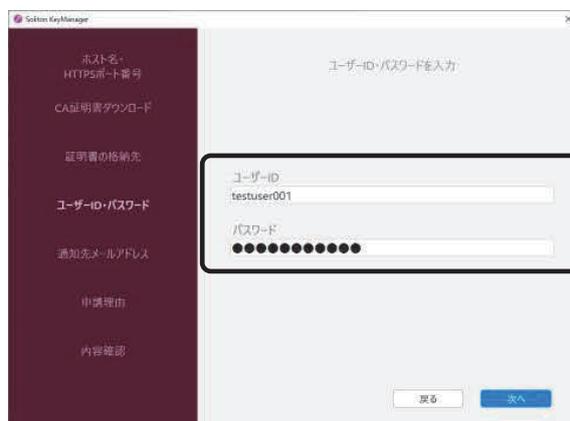


「ユーザー」を押す



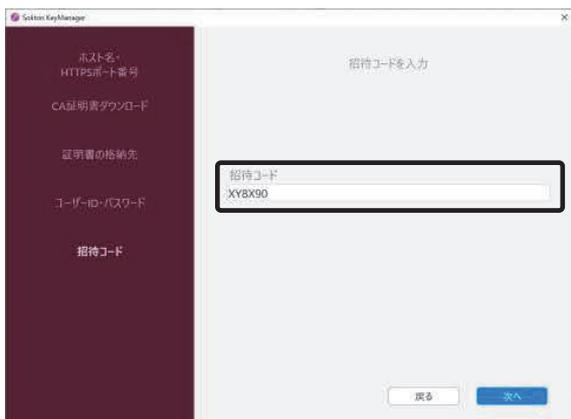
現在ログイン中のユーザーの証明書ストアにクライアント証明書が格納されます。

「ユーザーID」、「パスワード」を入力し、「次へ」を押す

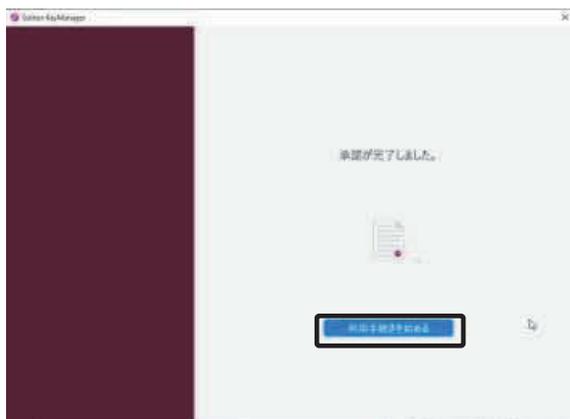


運用管理センターから送付されたメールに記載されているユーザーIDとパスワード（パスワードはユーザーIDと同じ）を入力します。

招待コードを入力し、「次へ」を押す



「利用手続きを始める」を押す



パスワードを入力し、「設定」を押す



- ① 「パスワード」にパスワードを入力します。
- ② 「パスワード(確認)」に①で入力したパスワードと同じパスワードを入力します。
- ③ 「設定」を押します。

利用規約を確認後、「利用規約に同意する」にチェックを付け、「利用開始」を押す



《お知らせ》画面が表示されます。



OBID検査ポータルサイト

OBID検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBID検査ポータル」を設置しています。OBID検査ポータルでは、OBID検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBID検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

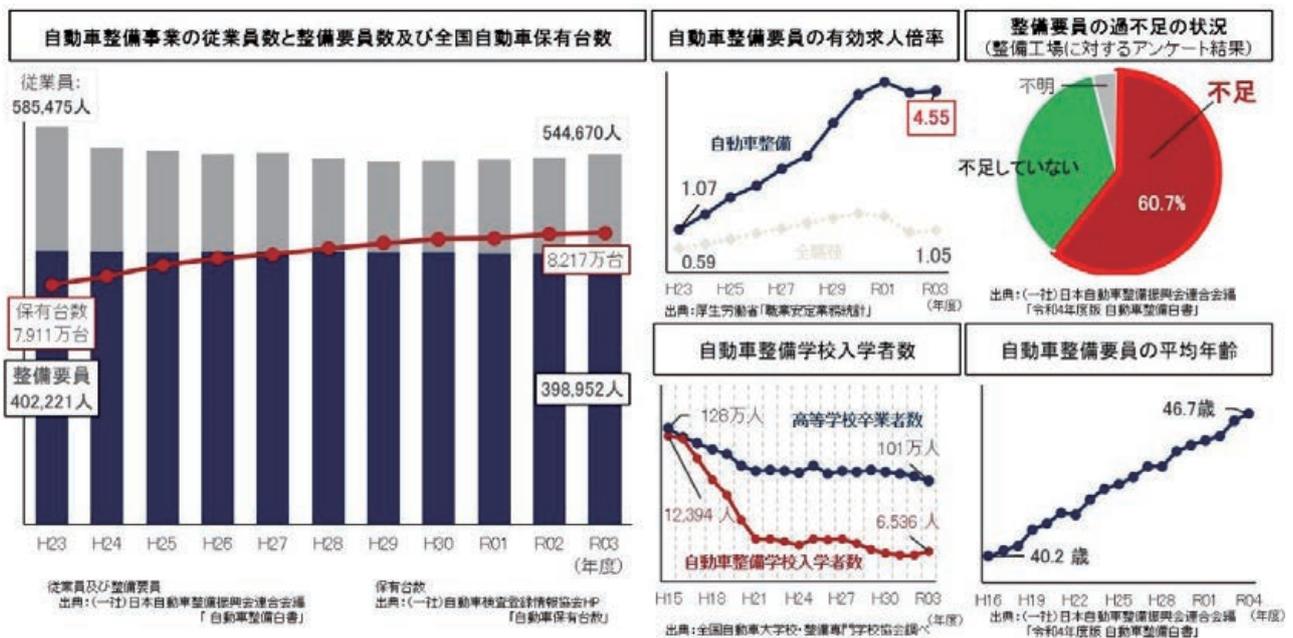
3. 自動車整備人材確保について

少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減する一方で、整備要員の高齢化が進展しており、近い将来人材不足が顕在化する可能性が大きくなってきております。

整備要員の不足は、自動車の安全・環境を支える整備事業の基盤を揺るがすおそれがあり、早急に背景や原因に対応した効果的な対策を講じる必要があることから、「自動車整備人材の確保・育成に関する検討会」において、自動車整備業における労働環境・待遇の改善や女性の活用などの人材不足問題に対して検討を重ねた結果、自動車整備業は、安定性や社会的貢献度などの魅力・重要性のある業種である一方で、給与や労働時間等の労働環境・待遇において、他業種と比較して不満度が高い等の実態が課題として確認されました。これらの課題に対してさまざまな能力の評価に対応したインセンティブ付与や残業削減及び育児等との両立のための柔軟なシフト設定などの先進事例を取りまとめ今後これらを業界全体で共有し、事業形態・規模等に応じた対策を関係者が連携して検討・推進を図ることとするとともに、国（運輸支局）が中心となってインターンシップの職場体験や高等学校等への訪問等を実施しています。

自動車整備士を取り巻く状況

- 自動車整備事業における従業員数は、ほぼ横ばいで推移。（整備要員は約40万人）
- 近年、自動車整備要員の有効求人倍率が上昇するなど、整備業界の人材不足が顕在化。
- 少子化や若者のクルマ離れの進展、職業選択の多様化により、自動車整備士を目指す若者が減少。
- 自動車整備要員の平均年齢は上昇傾向にあり、令和4年度には46.7歳に達している。



1. 国土交通省の取組み

国土交通省では、自動車整備要員の人材確保・育成のために、以下の取組みを実施しています。

PRポスター、自動車整備業における女性が働きやすい環境づくりのためのガイドラインの作成

高校生をはじめとする若者や女性などに自動車整備士の魅力を伝えることで、整備業界を目指してもらうことを目的として、自動車整備士の仕事に関するイメージアップのためのポスターを作成し配布するなどの啓発活動を実施しています。

- [令和4年度作成ポスター](#)

また、自動車整備業における女性の働きやすい環境づくりを促進するため、自動車整備業界に従事する女性整備士を対象に調査を実施し、ガイドラインを策定しました。

- [女性が働きやすい環境づくりのためのガイドラインの概要](#)

高等学校への訪問、人材確保セミナーの実施

自動車整備人材確保・育成推進協議会と協力し、運輸支局長等が高等学校を直接訪問し、自動車整備の仕事等に関する説明をして行います。

- [高等学校訪問の概要](#)

- [令和4年度実施結果](#) 及び [高等学校への訪問時に説明したパンフレット](#)

また、関係業界と連携し、全国で自動車整備業の経営者向けの「人材確保セミナー」を開催しています。開催につきましては、[管轄の運輸局](#)へお問い合わせください。

- 令和4年度実績 中部（岐阜）

自動車整備士養成施設などの取組みの周知について

自動車整備士の魅力をより広く知っていただくため、自動車整備士の専門学校等が実施する取組みを発信しています。なお、全国の自動車整備士養成施設（専門学校、大学、短期大学、職業訓練校等）の一覧については、[自動車整備士養成施設についてのページ](#)を参照してください。

- 令和4年度の取組み

- [関東工業自動車大学校と川越工業高等学校によるプロジェクト](#)

- 『 [「TSUNAGI」製作プロジェクト](#) 』

関東工業自動車大学校（埼玉県鴻巣市）が、埼玉県立川越工業高等学校デザイン科と連携し、自動車整備士のイメージアップに関する取組みを行う一環で、関東工業自動車大学校の学生が着用する「つなぎ」を作成します。高校生にアイデアを出していただき、作業服としての機能性を保ちつつ今までにない斬新さを織り込んだ作品に仕上げてゆく予定です。

- ◎ [関連情報の発信ページ](#)

関東工業自動車大学校HP：<https://kanto-koudai.com/school/info/>

川越工業高等学校HP：<https://kawagoe-th.spec.ed.jp/zennichi/>

2. 自動車整備人材確保・育成推進協議会

自動車の関係団体で構成される「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と国土交通省が協力し、自動車整備のPR活動等を実施しています。

自動車整備人材確保・育成推進協議会HPでは自動車整備士（国家資格）として活躍している方からの声や自動車整備士の専門学校を紹介、協議会の主な取組みなどを掲載しています。



(↑自動車整備人材確保・育成推進協議会HP↑)

3. 自動車整備要員の人材確保・育成に関する検討会やその他

自動車整備の人材確保・育成に関して実施された検討会などです。

自動車整備要員人材不足対策に関する勉強会（平成25年11月～平成26年3月）

平成25年11月から平成26年3月までの期間、自動車関係の団体と国土交通省が「自動車整備要員人材不足対策に関する勉強会」を実施し、平成26年4月に自動車整備要員の人材確保・育成に関する対策の方向性を報告書にとりまとめました。

- [自動車整備要員の人材不足に関する勉強会報告書（平成26年4月）](#)
（参考）[整備要員の人材確保・育成に関する対策の方向性](#)

自動車整備人材の確保・育成に関する検討会（平成27年6月～）

平成26年4月にとりまとめた対策の方向性において、課題として挙げられた整備業における給与、休暇、作業環境、やりがい等の労働環境、待遇の改善や女性の活用等の対策事項について、有識者や関係業界、関連の諸機関や企業等の意見を聞きながら、広い視野で総合的に検討するために、平成27年6月に「自動車整備人材の確保・育成に関する検討会」を設置し、検討を進め、平成28年4月に報告書をとりました。

- [自動車整備人材の確保・育成に関する検討会](#)
（参考）[検討会報告書 概要](#)

その他

内閣府男女共同参画局の広報誌「共同参画」の2015（平成27）年1月号に、「車の魅力を伝える女性整備士の活躍」が掲載されています。

- [広報誌「共同参画」掲載ホームページ](#)

●女性が働きやすい環境づくりのためのガイドラインの概要

自動車整備業における女性が働きやすい環境づくりのためのガイドライン

自動車整備業は、その仕事内容等により男の職場というイメージが定着していますが、近年、自動車の電子化等により作業内容が変化したことや、女性特有のきめ細かな対応による顧客対応サービスの向上等から、女性の自動車整備士にあらためて注目が集まっています。

国土交通省自動車局では、自動車整備人材確保・育成推進協議会と協力し、現役の女性整備士の活躍の事例やそのための職場の改善ポイント等を集め、関係事業者への周知や女性に対する自動車整備業のPR活動等を行っているところです。

今般、これらに加え、女性整備士の活躍を推進するため、自動車整備に従事する女性整備士に対するアンケート調査を実施し、その結果に基づいて、「自動車整備業における女性が働きやすい環境づくりのためのガイドライン」を策定しました。

1. 工具・機器の改善、作業分担の工夫

〈ポイント〉

- 望まれている工具及び機器の仕様、作業による身体的負担を参考に、身体的負担の軽減のための器具・工具の導入や、男性整備士との作業分担の工夫を検討し取り組むことが望ましいです。

アンケートの結果、女性整備士は、同じ作業であっても男性整備士よりも身体的な負荷を感じやすく、体力面・筋力面に不安を抱えており、女性に優しい工具及び機器の導入や、男性整備士との作業分担を望む声があります。

〈望まれている工具及び機器の仕様〉

- 軽量化・コンパクト化
- 省力化（柄の長い道具）
- 振動の軽減

〈作業による身体的負担〉

- 女性整備士が身体的負担を感じやすい作業
 - ・ 動力伝達装置、エンジン、足回り（ブレーキ、サスペンション）の整備作業
- 女性整備士が身体的負担をあまり感じない作業
 - ・ 外装の整備作業、室内での作業

2. 設備面の改善

〈ポイント〉

- 女性整備士の雇用のためには施設・設備面の改善も大切です。特に、工場内の空調設備の改善や男女別のトイレを望む声が多いです。

アンケートの結果、最も多く望まれている設備は工場内の空調設備であり、特に、冬の暖房設備を望む声が多くありました。また、男女別のトイレ、シャワールーム、更衣室を望む声もあります。

〈望まれている設備〉

- 工場内の空調設備（冷暖房）
- 男女別の設備（トイレ・更衣室・シャワールーム）

3. 制度や体制面の改善

〈ポイント〉

- 出産・育児などライフイベントに対応した休業制度、勤務体系、復職研修制度の導入に取り組むことが望ましいです。

アンケートの結果、女性整備士からは、出産・育児などによりキャリアの継続に不安を感じるという声が多くあります。具体的には、柔軟な勤務体制を望む声が多く、次いで、産休・育休明けの復職研修制度を望む声が多くあります。

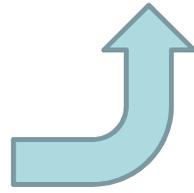
また、女性整備士を雇用し、これらの作業環境の改善に取り組むにあたり、自治体等による『女性活躍推進』のための助成金や補助金の支援制度もありますので、ご検討の際の参考としてください。

〈望まれている制度や体制〉

- 早期退社など柔軟な勤務体系
- 産休、育休明けの復職研修制度
- 出産・育児等に伴う休業制度の導入・拡充

運輸支局長等による高等学校訪問概要

平成25年度に実施された自動車整備要員人材不足対策に関する勉強会において、整備士養成校（整備専門学校や短期大学等）などの整備業界へ進む若者が減少していることについて、少子化、若者のくるま離れの進展や将来選択肢の多様化等と共に、高等学校の進路担当教師などが、整備業界にあまり良いイメージを持っていないとの意見があった。



整備業界、整備士養成校と協力し、運輸支局長等が高等学校の校長等に対して自動車整備の仕事をPRすることにより、高等学校の進路担当教師等が持つマイナスのイメージを払拭し、自動車整備の仕事への理解を得るとともに、若者が自動車整備の仕事に就職する機会を確保することを目的に実施。

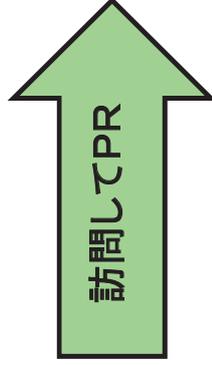
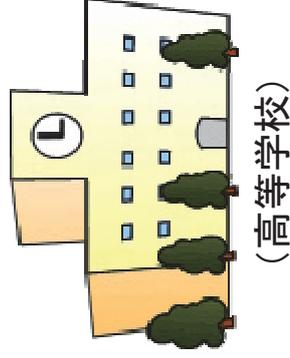
実施イメージ

整備業界
高校訪問時の
補足説明等のサポート

整備士養成校
高等学校に関する
情報提供

国土交通省
高等学校を
訪問してPR

運輸支局長等が整備業界担当者（自動車整備振興会）と高等学校を訪問し、自動車整備のPRを実施。
（整備士養成校は、国土交通省と整備業界が訪問後に個別に訪問）



○令和4年度 運輸支局長等による高等学校訪問結果

- 平成26年度より、自動車整備の仕事への高校生等の理解向上を図り、自動車整備の仕事に就職する若者を確保するため、国(運輸支局)が中心となり、自動車整備人材確保・育成推進協議会と連携して高等学校の校長等を訪問等し、自動車整備の仕事の社会的重要性、将来性について説明を実施しております。
- 令和4年度も、引き続き、全国の運輸支局長等が地方連絡会事務局と共に、4月から全国555校※に対して訪問を実施。
(参考(直近5年):令和3年度 572校、令和2年度 596校※、令和元年度 594校、平成30年度 577校、平成29年度 575校)
※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を措置した上で実施。
- 訪問等した多くの高等学校で、自動車整備の仕事や整備士不足の状況を理解いただき、パンフレットによる校内での情報共有や、進路指導の際の選択肢として自動車整備の仕事を紹介する等の前向きな反応をいただいています。
- また、動画によるPR方法についても好評をいただいているもの、地元志向及び自宅から通学・通勤を希望する学生が多い傾向にあることから、地域における養成施設や求人などの情報展開及び保護者の要望によりミスマッチを防ぐ観点から、職場体験の実施を強く要望いただきました。
- いただいた意見・要望については、情報を共有するとともに、対応を検討し、今後の国と協議会の取組に反映させ、自動車整備士の人材確保に貢献することとしております。

	主な意見	主な要望
興味・魅力 イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSにより、整備士として就職した先輩達からの自動車整備業界に対する悪評等がイメージダウンに影響している。 ・自動車整備のイメージとして暑い中での作業、危険、キツイ。 ・授業においてもタイヤ交換を学習でさせたりするので、整備業に悪いイメージは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車に興味を持つためのきっかけとして、スマートフォンなどの画像でなく実際に触れる機会が増えると良い。 ・自動車整備士のネーミングをメカニック等のカタカナにしてイメージを変えることが必要ではないか。 ・中学生に対するアピールの場を設けさせて頂くとうれしい。
求人	<ul style="list-style-type: none"> ・近年は、ディーラーやメーカー専門校の求人説明で、資格取得や寮費等に係る経費を一部免除する等の良い待遇が提示されることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・求人を見るとほかの業種と比べて賃金が少ないが、自動車ドライバー等は必要な手当てが付くと聞いているので、その点も含め求人に乗せるべきではないか。
インターンシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ後に、自動車整備士を志す生徒がいる。 ・インターンシップ体験後の生徒の反応は良いと感じている。 ・出前講座が効果的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップを増やすと、より多くの会社の情報が生徒に周知できると思う。 ・インターンシップの活用をお願いしたい。
経済的・奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・学費の関係で、整備士養成校を断念する生徒もいる。 ・進学できるか、経済的事情がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職後、企業側の全面支援で資格を取らせてくれる企業も増えてきているため、今後も期待する。 ・思い切った授業料免除、補助制度を導入すべきである。
給料・待遇 環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ・就職先を決める優先順位は1. 地元であること 2. 休みが取れること 3. 給与の順で考えている生徒が多い。 ・国家資格ではあるが待遇が悪いと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備士関係の給料を上げてほしい。 ・女性整備士の活躍の場をもっと紹介してほしい。
資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ・検定料が負担。検定料を抑えてもらえればチャレンジする生徒も増えるのではないか。 ・資格取得について、何年で資格が取れるとわかると家族も安心する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学進学が多いので資格取得できる大学があれば教えてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備士の人材確保に向け、国家プロジェクトとして動いていることに感動した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸局さんが学校に来て増えるものではなく、業界がもっと頑張らなければならぬ。

令和4年10月6日
関東運輸局

「自動車整備士との車座対話」を実施します ～もっと知ってほしい、自動車整備士のこと！～

関東運輸局は、JR 甲府駅前(山梨県甲府市)で開催される「車ふれあい祭り 2022」において、「自動車技術の進化に対応する自動車整備士の魅力と重要性」をテーマに、自動車整備士との「車座対話」を実施します。

関東運輸局は、自動車点検整備推進運動の一環として、自動車ユーザーの方が自動車整備士の声を聞き、安心して自動車の保守作業を依頼できるように、下記のとおり、「車ふれあい祭り 2022」において、自動車整備士の方々と「車座対話」を実施し、自動車整備士の魅力と重要性を発信いたします。

また、電動車や先進安全技術を搭載した自動車等の開発が進み、システム・機能も複雑化する中、自動車整備士に求められる役割が益々重要となっている一方で、自動車整備士の人材不足の深刻化など、自動車整備士を取り巻く環境は厳しくなっていることから、併せて自動車整備における課題等についても話を伺います。

記

1. 実施日等

日 時：令和4年10月15日(土) 13:10～13:40【入場無料・小雨決行】

場 所：JR 甲府駅北口よっちゃばれ広場※「車ふれあい祭り 2022」特設ステージ
※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

テーマ：「自動車技術の進化に対応する自動車整備士の魅力と重要性」

参加者：山梨県内の自動車整備士【計5名】

関東運輸局自動車技術安全部長、山梨運輸支局長



2. 実施目的

- (1) 自動車整備士の魅力等を発信し、広く一般の方に興味・関心をもってもらう
- (2) 自動車整備における課題等を聴き、行政の取り組みに反映する

3. 取材

取材を希望される方は、10月13日(木)15時までに、FAX送信表(別紙)にてお申し込みください。

【問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部整備課 傳田・小澤

電 話：045-211-7254 F A X：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

車ふれあい祭り

【会場】甲府駅北口
アシストエンジニアリング
よっちゃばれ広場

10/15 SAT
10:00
16:00

2022年



<ご来場のお客様へのお願い>
・会場への来場の際はマスク着用にてお願い致します
・アルコール消毒の徹底をお願い致します
・指定の飲食スペース以外での飲食はご遠慮ください
・会場内での大声での会話や歓声は控えてください



イベントコーナー

各種楽しいイベントが盛りだくさん!

社会貢献事業
紹介コーナー



本物の自動車
でドライブ
シミュレーター



動く模型(車)
組み立て教室
模型&JOY



キッズ
エンジニア
体験コーナー



白バイ
パトカー展示



シートベルト
コンビンサー体験



自動車
何でも相談



ミニバス運行



クイズに正解して豪華賞品を当てよう!
定期点検 クイズでプレゼント!
サポートキャンペーン



Nintendo Switchのロゴ・Nintendo Switchは任天堂の登録商標です。

ステージイベント

たくさんのゲストがイベントを盛り上げる!

10:00~ 城北幼稚園マーチング

10:25~ リズムオブラブ

10:55~ レンジャーショー①



11:45~ 甲府商業高校ソングリーダー部

12:15~ 出店者紹介コーナー

12:35~ 神部冬馬



13:10~ 国土交通省と自動車整備士との車座対話

13:40~ レンジャーショー②

14:30~ 荘崎スイングハート



15:00~ ヨーヨー TOMMY

15:35~ Childfood

ヨーヨー
世界チャンピオンの
チャンピオンすぎる
ショータイム!



主 催：一般社団法人山梨県自動車整備振興会/山梨県自動車整備商工組合/関東運輸局山梨運輸支局
後 援：独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部山梨事務所/軽自動車検査協会山梨事務所/独立行政法人自動車事故対策機構山梨支所
山梨日日新聞社/山梨放送/テレビ山梨/エフエム富士/日刊自動車新聞社
協 賛：共栄火災海上保険(株)甲府支社/損害保険ジャパン(株)山梨支店/三井住友海上火災保険(株)山梨支店
あいおいニッセイ同和損害保険(株)山梨支店/東京海上日動火災保険(株)甲府支社/日新火災海上保険(株)山梨サービス支店

お問い合わせ 一般社団法人山梨県自動車整備振興会 TEL.055-262-4422



令和5年3月3日
自動車局整備課

「自動車整備業における仕事体験事業」を実施します！



自動車整備業界においては、整備士不足の解消に向け、人材確保や生産性向上に取り組んでいくことが求められています。

今般、国土交通省は、産学官で連携し、高校生等が自動車整備工場では整備士の仕事を体験する「自動車整備業における仕事体験事業」を実施します。

○自動車整備業における仕事体験事業

・概要

高校生等が自動車整備業における仕事体験を通じ、実際の職場で自動車整備士の仕事内容を体験することや、働く整備士と接する経験をすることで、整備士の仕事内容に対する興味・関心を促進することを目的として国土交通省が主催して実施します。

・スケジュール（予定）

本日（3月3日）：生徒等の受入れを希望する自動車整備事業者の募集開始
（4月28日〆切）

6月：自動車整備業の仕事体験に参加希望の生徒等の募集開始（予定）
（生徒等からの申込みは自由応募形式、本人の意思で仕事体験先の選択が可能）

7月24日～9月16日：仕事体験の実施

・本事業の自動車整備事業者専用ホームページ：

<https://www.taiken-seibishi.jp/company/>

こちらの二次元コードからもアクセス可能です→



国土交通省は、本事業の実施を通じ、自動車整備士の仕事が最先端の技術を扱う仕事であることを体験できる機会を提供するとともに、高校生などのいわゆるZ世代である若者の就職先の職場環境に対するニーズや価値観を正確に把握し、今後の各者の各種取組に反映したいと考えております。

※本事業は、国土交通省が株式会社学情に委託して実施します。

問い合わせ先

自動車局 整備課 高久、佐藤、明石

代表：03-5253-8111（内線：42426、42415）

直通：03-5253-8599



高度な自動車整備技術を職場で体感!
CAR MECHANIC WORK
CHALLENGE 2023

カー・メカニック ワークチャレンジ 2023



カー・メカニックワークチャレンジ2023とは!?

国の認証を受けた全国の自動車整備事業場の中から、
自分の都合に合う日程、自分が興味をもったプログラムを選んで、
実際の職場で3日間仕事体験を行うことができます。

参加対象者

全国の高校生・
専門学校生・
大学生及び
既卒3年以内の方

実施時間

1日あたり
6時間

※休憩を含みます

申込開始日時

2023年
6月1日 18時
(予定)

こんな人におススメ

自動車整備の仕事内容に
興味があり、
卒業後専門学校等への
進学を考えている



こんな人におススメ

仕事を通じて
社会貢献や
SDGs達成に
興味がある



こんな人におススメ

実際の職場で使われている
高度な整備技術を
自分の目で見たり、
触れたりして体感したい



実施日程

①～⑳の中から参加日程を選べます

7月	① 24日月～26日水	② 25日火～27日木
	③ 26日水～29日金	④ 27日木～30日土
	⑤ 31日月～8月2日水	
	⑥ 1日火～3日木	⑦ 2日水～4日金
	⑧ 3日木～5日土	⑨ 7日月～9日水
8月	⑩ 16日水～18日金	⑪ 17日木～19日土
	⑫ 21日月～23日水	⑬ 22日火～24日木
	⑭ 23日水～25日金	⑮ 24日木～26日土
	⑯ 28日月～30日水	⑰ 29日火～31日木
	⑱ 30日水～9月1日金	⑲ 31日木～9月2日土
9月	⑳ 4日月～6日水	㉑ 5日火～7日木
	㉒ 6日水～8日金	㉓ 7日木～9日土
	㉔ 11日月～13日水	㉕ 12日火～14日木
	㉖ 13日水～15日金	㉗ 14日木～16日土

参加して学べること、得られること



自動車整備の仕事のリアルを体感する

実際の職場で使われている高度な整備技術や職場環境、雰囲気等を仕事体験の中で直接体感することができます。

- 例1) 自動車整備士の1日に密着！
 普段、自動車整備士がどのような仕事をしているのかを体験いただけます。朝礼やミーティングから、受付・入庫、点検、整備など幅広い業務を見学、体験します。
- 例2) 車の構造を知ろう
 整備にあたって車を分解し、それぞれどのような働きをしているのか、普段見れない車の裏側を解説しながら整備を体験いただけます。



最前線で活躍する整備士や自動車整備の仕事を支える様々な従業員と交流ができる

自動車整備の仕事に携わることに加え、先輩社員に整備の仕事の魅力や入社を決めたきっかけ等を個別にお話を聞くことができます。



SDGs達成に寄与している仕事を知る

SDGsの達成のために、社会の安全を守る社会貢献度の高い仕事を知ることができます。また、生活の基盤となる、移動に欠かせない運輸・運搬の仕事の魅力を学ぶことができ、進学や就職への可能性を広げることができます。



参加者には最大15,000円の助成金を支給

参加者に対して仕事体験参加にかかる交通費等の負担が最小限になるよう、支給条件を満たした場合は最大15,000円の助成金を支給します。

- (支給条件)
- ・3日間の仕事体験への全日程参加。
- ・仕事体験の終了後の「日報」「事後アンケート」への回答。
- ・3日間のうち1日でもお休みされた場合は支給対象外となります。
- ※記入先事業者の都合で仕事体験実施が中止となった場合は、参加日程分の助成金を支給いたします。

仕事体験参加までの流れ

STEP ①!

体験先を自分で選んで「事業専用WEBサイト」から申込み

参加希望日程や都道府県から自分の希望条件にあった仕事体験先を選ぶことができます。
 ※仕事体験内容の詳細を知りたい方は6、7月にオンライン形式で実施する仕事体験説明会にご参加ください。

STEP ②!

事前オリエンテーション
 (仕事体験先事業場との顔合わせ)

仕事体験初日の1週間前迄に仕事体験先事業場とオンラインで顔合わせを行います。
 3日間の仕事体験内容の確認や参加前に予め聞いておきたいことなどを直接質問することができます。

STEP ③!

3日間の仕事体験参加

【参加にあたっての注意事項】

- <仕事体験中の金銭負担について>
 助成金支給以外の仕事体験参加の際に発生する交通費、昼食代等の別途支給はございません。
- <複数回参加の場合の助成金支給について>
 本事業参加での助成金支給は1人あたり1回限りとなります。複数回参加しても2回目以降、助成金支給はございません。予めご了承ください。

仕事体験・仕事体験説明会の
 詳細情報
 申込みはこちら



カー・メカニック
 ワークチャレンジ 2023

[お問い合わせ先]
 自動車整備事業における仕事体験事業運営事務局(株式会社学情)
 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル7階
 TEL: 03-5251-3127 (受付時間) 9:30～19:00 (土日祝日、年末年始を除く)
 Mail: taiken-seibishi@gakujo.ne.jp

令和5年3月31日
自動車局整備課

自動車整備人材に係る課題解決策を取りまとめ、今後実行フェーズに！！

～自動車整備の高度化に対応する人材確保の対策「中間とりまとめ」の公表～

自動車整備業においては、電動車や衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が普及しており、自動車の整備に求められる技術も高度化している一方で、自動車整備士になる若者が減少し、自動車整備業の有効求人倍率は4.55となるなど、自動車整備士の人材不足は深刻な課題となっています。

今般、これらの課題について、「自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG」（座長：大原記念労働科学研究所 酒井一博 主管研究員）において対策を検討し、人材の募集、人材の定着、人材の育成の3つの観点から、人材確保策に係る対策等の中間とりまとめを行いました。

今後は、自動車整備分野の深刻な人材確保に係る課題の解決を図るため、自動車整備に携わる者全員がOne Teamとなって計画的・効果的に対策を推進してまいります。

【主な人材確保の対策（中間とりまとめ）】

➤ **人材の募集：**

- ①自動車整備士の認知度を早期段階から高めるため、若年層（小学生、中学生等）への**自動車整備士のPR強化**
- ②自動車整備士が職業として認識されて選択されるため、高校生等を対象とした**整備工場における仕事体験**

➤ **人材の定着：**

- ③自動車整備業の職場環境改善を支援するため、**自動車整備士の働きやすい職場ガイドラインを策定し、事業者の達成状況を評価**
- ④短時間勤務、週休三日勤務などの自動車整備士の多様な働き方の提示について意識を喚起するため、国による**経営者向けセミナーの開催**

➤ **人材の育成：**

- ⑤地域の整備事業者が合同で行う**先進技術の研修に対する支援**
- ⑥整備士養成施設における**VR教材や最新車両（安全・環境技術搭載車両）等の導入**に対する支援

【添付資料】

- ・自動車整備の高度化に対応する人材確保の対策【中間とりまとめ】概要
- ・自動車整備技術の高度化検討会 自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG 委員名簿

※中間とりまとめは、以下の国土交通省ホームページにも掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000023.html

【問い合わせ先】

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8599
自動車局整備課 明石・田所（内線 42426、42412）

自動車整備の高度化に対応する人材確保の対策～自動車整備業のOne Teamをめざして～ 国土交通省

自動車整備業界における人材の確保や育成に計画的・効果的に取り組むため、人材確保に係る対策等の中間とりまとめ

現状分析

- #### ○ 検討の背景
1. 自動車の車両に関する現状及び課題
 - ・ 自動車の保有台数は約8千万台あり、ハイブリット車や電気自動車等の電動車や、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が普及する一方で、自動車の平均使用年数は長期化
 - ・ 自動車整備士は、最新車両に搭載される電子制御装置から使用年数の長い車両まで、幅広い知識・技能が求められる
 2. 自動車整備業に関する現状及び課題
 - ・ 自動車整備業の有効求人倍率は4.55（令和3年）であり、全国的に上昇傾向
 3. 自動車整備業人材に関する現状及び課題
 - ・ 自動車整備士資格の新規受験者の申込数は減少傾向
 - ・ 自動車整備業に従事していない自動車整備士資格保有者は約54.8万人（推計）

○ 検討内容

1. ハロワークにおける求人・求職情報の分析

フルタイムの賃金 「求人企業が示す月給の平均」は、「求職者が求める月収の平均」より、約2.6万円低い
2. 自動車整備の学科に通う高校生を対象にしたアンケートの実施及び分析

自動車整備業を最初に認識したきっかけは、「家業」や「近所の自動車整備工場を車で訪問」などの身近なところが多い



- #### 就職への関心事項
- ・ 自動車整備の就職説明会に参加した高校生は、「仕事内容」、「職場環境」に対する関心が高く、続いて「スキルアップ」、「休日・休暇の取得」、「残業時間」の関心が高い
 - ・ 自動車整備以外の就職説明会に参加した結果、他業種の方が「自分が成長できる環境がある」、「働きたい職場環境」との印象を持ち、手当や給与についても他業種の方が好印象と考えた高校生も一定数いた

○ 主な対策内容（人材の募集・人材の定着・人材の育成）

各対策について業界全体で連携を図り、計画的・効果的に取組を推進

- #### ■ I 自動車整備に係る人材の募集策
1. 自動車整備士の職業としての魅力を正しく伝える取組
 - ① 自動車整備士の認知度を高める取組
 - ・ 若年層（未就学児、小学生、中学生等）に対する自動車整備士の職業の認知度を高める情報の発信（自動車整備学校・自動車整備事業者）
 - ・ 保護者、学校関係者を含めた学校説明会の充実化（自動車整備学校）
 - ・ 自動車整備業への関心を高めるコンテンツの開発・活用（自動車整備士人材確保・育成推進協議会）
 - ② 自動車整備士を職業として認識されて選択される取組
 - ・ 自動車整備士の魅力や重要性を周知するため、高校生等を対象として、整備工場における仕事体験の実施（自動車整備学校・自動車整備事業者）
 - ・ 就職説明会の充実化（自動車整備学校）
 - ・ 中高校生等に対する出前授業、自動車整備体験会等の充実化（自動車整備学校・自動車整備事業者）
- #### ■ II 自動車整備に係る人材の定着策
1. 一種養成施設等に通う学生が自動車整備に従事したくなる取組
 - ・ 最新車両に触れる機会の充実化（自動車整備学校・自動車整備事業者）
 2. 自動車整備士等のモチベーション・アップの取組
 - ・ 保有資格や役職と連動し、自動車整備士が適切な評価を受ける制度・体制の導入（自動車整備事業者）
 3. 若手自動車整備士の定着を促進する取組
 - ・ 特に若手自動車整備士にとっては、給与アップにつながるような評価制度・体制の構築（自動車整備事業者）
 - ・ 国の経営者向けセミナーから情報収集するなど、多様な働き方の導入（自動車整備事業者）
 - ・ 経験豊富な先輩整備士が若手整備士に個別支援する制度の推進（自動車整備事業者）
 - ・ 「I-2 自動車整備事業者の職場環境の改善の取組」（※ 再掲）
- #### ■ III 自動車整備に係る人材の育成策
1. 効果の高い学習方法の推進に係る取組
 - ・ VR教材の導入等による学習環境の充実（自動車整備学校）
 - ・ 自動車メーカーとの連携による最新車両による授業の充実化（自動車整備学校）
 2. 効果の高い教育・研修の導入・定着に係る取組
 - ・ 地域事業者間連携による合同研修の実施（自動車整備事業者）
 3. 上級資格取得の推進・支援に係る取組
 - ・ 一級自動車整備士を目指す環境の整備（自動車整備学校・自動車整備事業者）

※ 国は、予算措置を含め、これら取組が円滑に遂行されるよう必要支援を行う

○ 今後について

- ・ 自動車整備業に従事する人材に係るデータについて、継続的に把握するための仕組み作りを検討
- ・ 次年度以降、自動車整備に関わる全ての関係者がそれぞれの立場で積極的に活動を行い、取りまとめた各取組に限定せず、各自動車整備学校・各自動車整備事業者・各団体等の創意工夫により、取組を推進
- ・ 各団体が実施する取組を継続的にフォローアップし、必要に応じて改善策を検討
- ・ 整備士の給与をアップさせるためには、整備事業者の収益を向上させることが必要であり、生産性の向上やユーザーの安全性向上にもつながる定期点検実施率のさらなる向上策を検討
- ・ 今後は、次世代モビリティ（空飛ぶクルマ、ドローン、電動キックボード、電動椅子等）など、自動車整備士の知識や技能を活かせる可能性がある新たな分野について検討

4. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化等について

事業者が事業を運営していく中で、法律等により守らなければならないことが決められておりますが、チラシやホームページ等で広告を行う場合においても、景品表示法により不当な表示が禁止されております。

自動車特定整備事業として重要かつ忘れがちな法令等の抜粋を後述いたしますので、自工場における不適切な表示がないこと等を確認し、関係法令を遵守してユーザーとの適正な取引に努めるようにしてください。

○ 関係法令について

ア) 道路運送車両法

道路運送車両法第91条の3及び同法施行規則第62条の2の2では、自動車特定整備事業者の遵守事項を規定しています。

- ・ 定期点検整備料金の掲示
- ・ 概算見積書の交付（定期点検整備）
- ・ 特定整備記録簿を記載して写しを交付
- ・ 行っていない点検・整備の料金を請求してはならない。また、依頼されていない点検・整備を不当に行いその料金を請求してはならない。

自動車特定整備事業者が行う点検または整備は、道路運送車両法の遵守規定により、消費者保護が図られていることから特定商取引法の適用除外とされています。

参 考

国自整第220号の2
平成25年3月25日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会長 殿

自動車局長

受検代行業者及び自動車整備事業者の継続検査に係る広告等の
適正化について

平成23年10月14日に総務省より「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果」に基づく勧告が国土交通省に対して行われ、自動車整備事業者の自動車検査に係る広告の内容が利用者に分かりにくいとの指摘を受けたところです。

つきましては、自動車整備事業者の継続検査に係る手数料等の広告、チラシ、HP等の料金表示の適正化を図るため、下記の取り組みを実施されるようお願いします。

なお、地方運輸局等に対し、別添のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 日連連作成の「車検整備のPRチラシ等作成時の留意事項（平成18年7月）及び消費者保護推進パンフレット（平成21年8月）」に基づく研修等を自動車整備事業者に対し実施し、継続検査に係る手数料等の広告、チラシ、HP等の料金表示の適正化に努めるとともに、振興会のイントラネットへ掲載することにより周知を図ること。
2. 運輸支局等が行う自動車整備事業者の監査において、継続検査に係る手数料等の広告、チラシ、HP等に関する料金表示に不適切な表示があることを指摘された場合には、運輸支局等と連携を図って改善に向けた指導を行うこと。

※別添省略

特定商取引法（特定商取引に関する法律）

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等、消費者トラブルを生じやすい6つの取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、消費者による契約の解除（クーリング・オフ）や取消しなどを認め、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止するとともに、消費者の利益を守るための法律です。

また、事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、以下のような規定を定めています。

①氏名等の明示の義務付け

勧誘開始前に事業者名や、勧誘目的であることなどを消費者に告げるよう業者に義務付けています。

②不当な勧誘行為の禁止

重要事項（価格・支払い条件等）や虚偽の説明を故意に告知しなかったり、消費者をおどして困惑させたりする勧誘行為を禁止しています。

③広告規制

業者が広告をする際には、重要事項を表示することを義務付け、また、虚偽・誇大な広告を禁止しています。

④書面交付の義務

契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを事業者にも義務付けています。

イ) 個人情報保護法

個人の権利、利益を保護することを目的とした法律です。個人情報を取扱う事業者として、以下の項目を守る必要があります。

- ①個人情報の提供を受ける際に、利用目的を告げなければならない。
- ②取得した個人情報は、提供を受ける際に告げた利用目的以外に使用してはならない。
- ③個人情報を第三者に提供する場合、本人の同意を得なければならない。

ウ) 消費者基本法

消費者の利益の擁護、権利の尊重、自立への支援といった基本理念を定めています。

また、消費者の権利、事業主の責務、行政機関の責務等を規定しており、事業主（者）の責務として以下のように定められています。

- ①消費者の安全及び取引における公正を確保すること。
- ②消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に（難しくなく）提供すること。
- ③消費者との取引に関して、消費者の知識、経験及び財産の状況（支払い能力）等に配慮すること。
- ④消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

エ) 消費者契約法

契約時に、消費者の誤認や困惑によるトラブルから消費者を守ることを目的として、契約を勧誘する際、以下のような行為を行ってはならない旨が規定されています。

- ①重要事項について、事実と異なることを告げてはならない。（不実告知）
- ②将来における変動が不確定なものを断定的に告げてはならない。

(当該車両の保安基準適合性維持に係る将来の予測情報は除く)

③消費者の利益となる情報だけでなく、不利益となることも告げなくてはならない。

(故意の不告知)

④消費者が事業者に対し、その場からの退去の意思を示した場合、それに従わなければならない。

⑤消費者がその場所から退去する意思を示した場合、それを妨げてはならない。

オ) 独占禁止法 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

商品等の販売において競争関係にある企業同士が、販売価格、数量及び地域等を話し合いで決める等の競争行為 (カルテル) や取引先に対する不公正な取引方法等の行為を禁止する法律です。なお、事業者として、以下のような行為が禁止されています。

①不当な「抱き合わせ販売」(不公正な取引方法)

【例】 人気商品である新車または中古車の販売時に、車両本体価格に3年分の定期点検料金を加えて販売する。(ユーザーに選択権を与えず、強制的にセットで販売する。)

カ) 景品表示法 (不当景品類及び不当表示防止法)

過大な景品類や不当な表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的で合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限し、禁止することにより一般消費者の利益を守ることを目的としています。

景品表示法 (抜粋)

(不当な表示の禁止)

第4条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- (1) 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- (2) 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

- (3) 前2号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第6条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

景品表示法に関する窓口

消費者庁 表示対策課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

T E L : 03 - 3507 - 8800(代)

消費者庁の景品表示法ホームページ

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭不值札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、**消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能**です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

よくあるご質問（FAQ）

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成25年9月10日 消費者庁）をご覧ください。



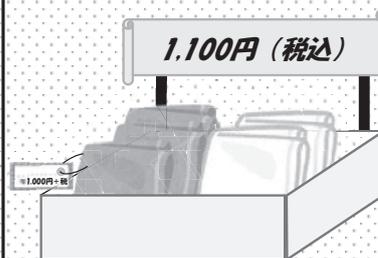
Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要があります。



※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm



V. 資料編

V. 資料編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移

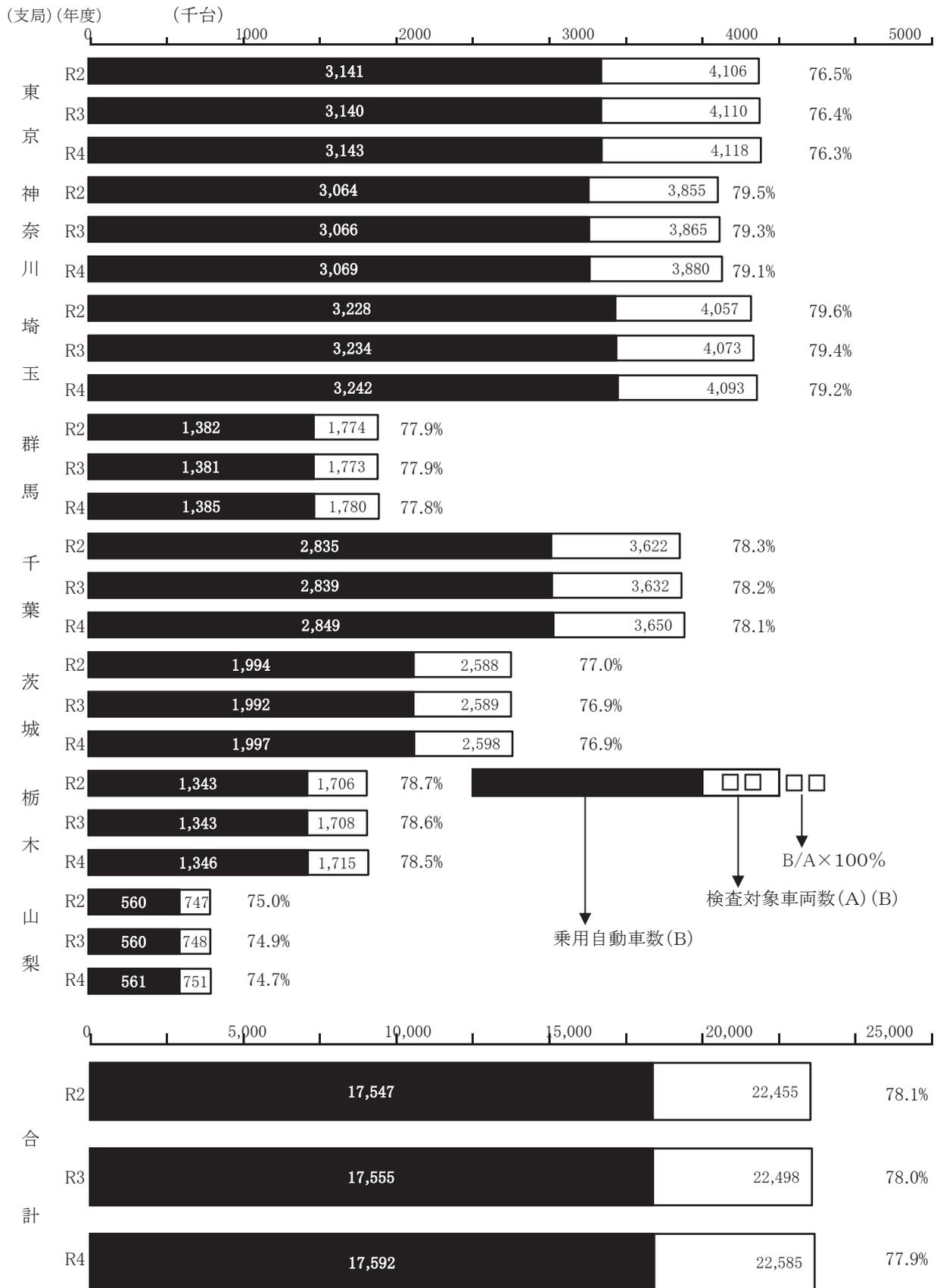
関東運輸局管内（以下「管内」という。）における検査対象車両数、認証工場数、人口及び世帯の推移は次のとおりです。

(1) 検査対象車両数の推移<図 I - 1 >

管内の検査対象車両数（軽自動車を含む。以下に同じ。）は、令和5年3月末現在において、22,585千台となり、対前年比で87千台の増加になっています。

これらを各都県別にみても、近年増加傾向となっています。

〈図 I - 1〉 運輸支局別検査対象車両数の推移（各年度末現在）



(2) 認証工場数、人口、世帯数等の推移<表 I - 1、図 I - 2、3>

① 認証工場数

管内の認証工場数は、令和5年3月末時点において24,384工場であり、対前年比で67工場の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、埼玉が45工場、神奈川が24工場の順で増加していますが、一方で東京は7工場、山梨は3工場減少となっています。

② 人口

管内の人口は、令和5年4月1日時点において44,343千人であり、対前年比で64千人の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の68千人で最も伸び率が高く、次いで栃木の12千人、群馬の9千人となっています。

③ 世帯数

管内の世帯数は、令和5年4月1日時点において21,076千世帯であり、対前年比で349千世帯の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の114千世帯で最も伸び率が高く、次いで群馬の64千世帯、栃木の58千世帯となっています。

④ 認証工場当たり検査対象車両数

認証工場当たりの検査対象車両数は、管内平均で926台であり、対前年比で1台の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、神奈川が1,200台で最も多く、次いで千葉の1,006台、東京の918台の順になっており、群馬が761台で最も少ない状況となっています。

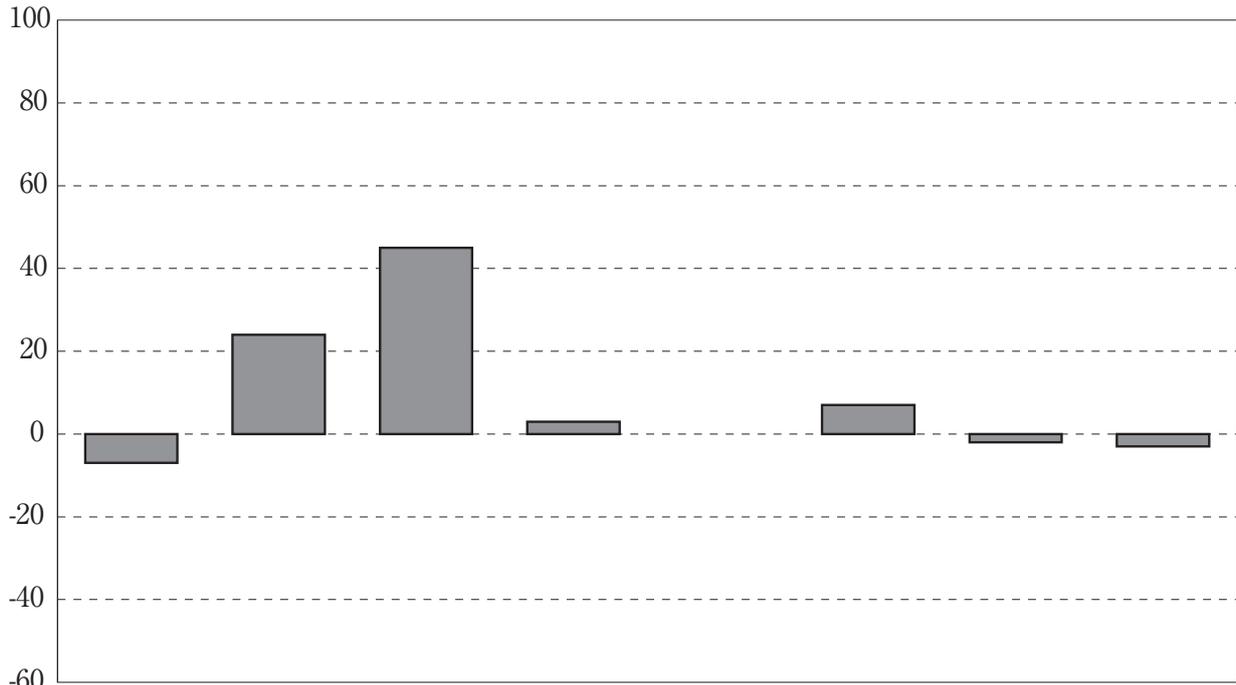
〈表 I - 1〉 認証工場数・人口・世帯数等の推移

運輸支局別	年度	認証工場数	人口 (千人)	世帯数 (千世帯)	認証工場当たり		
					検査対象車両数	人口	世帯数
東京	R2	4,526	14,050	7,243	907	3,104	1,600
	R3	4,494	13,995	7,269	915	3,114	1,617
	R4	4,487	14,063	7,383	918	3,134	1,645
	増減	▲ 7	△ 68	△ 114	△ 3	△ 20	△ 28
神奈川	R2	3,201	9,235	4,246	1,204	2,885	1,326
	R3	3,209	9,221	4,281	1,205	2,873	1,334
	R4	3,233	9,216	4,308	1,200	2,851	1,333
	増減	△ 24	▲ 5	△ 27	▲ 5	▲ 23	▲ 2
埼玉	R2	4,461	7,345	3,176	909	1,646	712
	R3	4,489	7,331	3,213	907	1,633	716
	R4	4,534	7,325	3,241	903	1,616	715
	増減	△ 45	▲ 6	△ 28	▲ 4	▲ 18	▲ 1
群馬	R2	2,341	1,919	816	757	820	349
	R3	2,338	1,915	810	759	819	346
	R4	2,341	1,924	874	761	822	373
	増減	△ 3	△ 9	△ 64	△ 2	△ 3	△ 27
千葉	R2	3,616	6,283	2,785	1,001	1,738	770
	R3	3,628	6,267	2,811	1,001	1,727	775
	R4	3,628	6,269	2,849	1,006	1,728	785
	増減	△ 0	△ 2	△ 38	△ 5	△ 1	△ 10
茨城	R2	3,177	2,845	1,192	814	895	375
	R3	3,193	2,840	1,199	811	889	376
	R4	3,200	2,828	1,215	812	884	380
	増減	△ 7	▲ 12	△ 16	△ 1	▲ 6	△ 4
栃木	R2	2,039	1,924	805	836	944	395
	R3	2,039	1,910	803	838	937	394
	R4	2,037	1,922	861	842	944	423
	増減	▲ 2	△ 12	△ 58	△ 4	△ 7	△ 29
山梨	R2	923	801	342	809	868	371
	R3	927	800	341	808	863	368
	R4	924	796	345	814	861	373
	増減	▲ 3	▲ 4	△ 4	△ 6	▲ 2	△ 6
管内	R2	24,284	44,402	20,605	925	1,828	849
	R3	24,317	44,279	20,727	925	1,821	852
	R4	24,384	44,343	21,076	926	1,819	864
	増減	△ 67	△ 64	△ 349	△ 1	▲ 2	△ 12

- 注：① 人口及び世帯数は総務省又は各自治体が公表している数。
 ② 検査対象車両数は軽自動車を含む。
 ③ 認証工場、人口及び世帯数は当該年度末現在の数を示す。
 ④ 増減欄は、対前年比を示す。

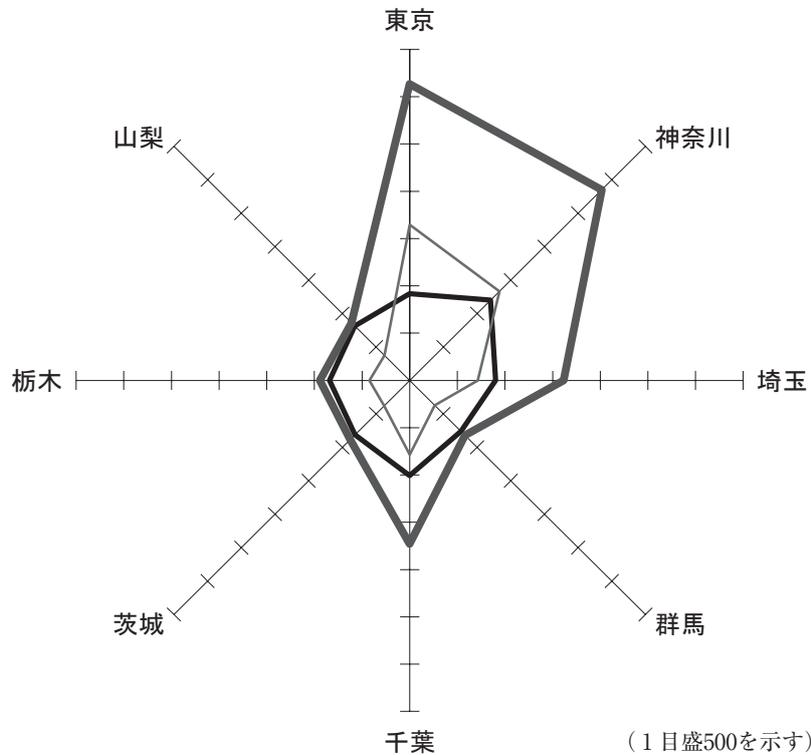
〈図 I - 2〉 令和 4 年度支局別認証工場の対前年比増減数

(単位：工場)



東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
-7	24	45	3	0	7	-2	-3

〈図 I - 3〉 認証工場当たり検査対象車両数、人口及び世帯数



	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
—検査対象車両数(台)	918	1,200	903	761	1,006	812	842	814
—人 口(人)	3,134	2,851	1,616	822	1,728	884	944	861
—世 帯 数	1,645	1,333	715	373	785	380	423	373

2. 関東運輸局管内整備事業の現況

(1) 整備事業の概要

支局別	整備事業	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
東京	認証	4,624	4,560	4,526	4,494	4,487
	認定	139	134	133	129	128
	指定	1,321	1,313	1,299	1,294	1,280
	指定 / 認証	28.6%	28.8%	28.7%	28.8%	28.5%
神奈川	認証	3,211	3,203	3,201	3,209	3,233
	認定	102	100	101	101	100
	指定	1,063	1,060	1,061	1,058	1,055
	指定 / 認証	33.1%	33.1%	33.1%	33.0%	32.6%
埼玉	認証	4,458	4,454	4,461	4,489	4,534
	認定	85	88	88	88	89
	指定	1,132	1,128	1,127	1,131	1,140
	指定 / 認証	25.4%	25.3%	25.3%	25.2%	25.1%
群馬	認証	2,354	2,349	2,341	2,338	2,341
	認定	73	70	69	68	68
	指定	595	596	597	595	598
	指定 / 認証	25.3%	25.4%	25.5%	25.4%	25.5%
千葉	認証	3,626	3,619	3,616	3,628	3,628
	認定	99	99	100	98	96
	指定	1,214	1,210	1,206	1,208	1,210
	指定 / 認証	33.5%	33.4%	33.4%	33.3%	33.4%
茨城	認証	3,173	3,168	3,177	3,193	3,200
	認定	72	72	71	71	71
	指定	817	817	825	826	827
	指定 / 認証	25.7%	25.8%	26.0%	25.9%	25.8%
栃木	認証	2,044	2,036	2,039	2,039	2,037
	認定	67	67	66	64	65
	指定	591	590	593	593	589
	指定 / 認証	28.9%	29.0%	29.1%	29.1%	28.9%
山梨	認証	919	923	923	927	924
	認定	42	41	42	41	41
	指定	249	250	251	249	248
	指定 / 認証	27.1%	27.1%	27.2%	26.9%	26.8%
局計	認証	24,409	24,312	24,284	24,317	24,384
	認定	679	671	670	660	658
	指定	6,982	6,964	6,959	6,954	6,947
	指定 / 認証	28.6%	28.6%	28.7%	28.6%	28.5%
全国計	認証	91,788	91,644	91,530	91,790	91,946
	認定	2,773	2,750	2,709	2,608	2,571
	指定	30,104	30,108	30,117	30,118	30,147
	指定 / 認証	32.8%	32.9%	32.9%	32.8%	32.8%
局／全国	認証	26.6%	26.5%	26.5%	26.5%	26.5%
	認定	24.5%	24.4%	24.7%	25.3%	25.6%
	指定	23.2%	23.1%	23.1%	23.1%	23.0%

(2) 整備主任者の選任状況の推移

支局別	項目		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	新規	廃止					
東京	12,442		12,369		12,228		11,941
神奈川	8,522		8,472		8,403		8,221
埼玉	10,220		10,207		10,142		10,150
群馬	5,171		5,217		5,192		5,159
千葉	9,486		9,493		9,510		9,413
茨城	6,799		6,843		6,783		6,692
栃木	4,607		4,613		4,512		4,376
山梨	1,921		1,935		1,911		1,922
局計	59,168		59,149		58,681		57,874
全国計	222,041		222,278		220,407		218,789
局／全国 (%)	26.6%		26.6%		26.6%		26.5%

(3) 自動車特定整備事業（新規・廃止）状況の推移

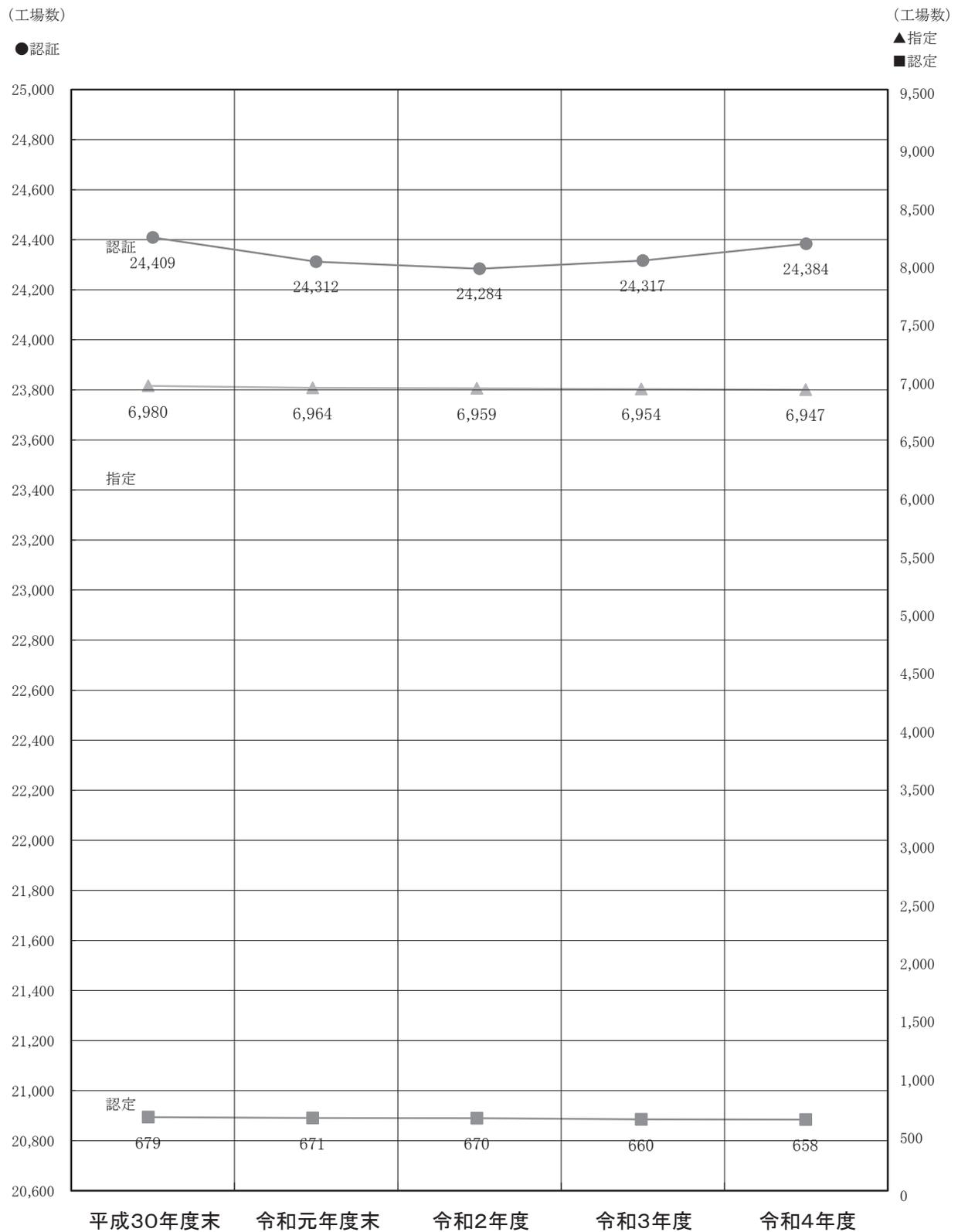
支局別	項目		平成30年度末		令和元年度末		令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
東京	33	83	32	99	52	87	44	76	58	64		
神奈川	51	46	41	50	44	46	53	46	60	36		
埼玉	67	53	54	57	64	58	76	48	70	26		
群馬	25	39	29	34	23	31	31	34	46	43		
千葉	51	59	51	58	48	51	61	49	53	52		
茨城	58	30	34	39	32	23	40	24	35	28		
栃木	18	22	19	27	25	22	30	30	25	29		
山梨	8	6	15	11	10	10	14	10	7	10		
局計	311	338	275	375	298	328	349	317	354	288		

(4) 認証1工場当たりの検査対象車両数の推移

支局別		年度	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
東京	認証工場数		4,624	4,560	4,526	4,494	4,487
	検査対象車両数		4,119,076	4,109,482	4,106,128	4,110,915	4,118,127
	1工場当たり車両数		891	901	907	915	918
神奈川	認証工場数		3,211	3,203	3,201	3,209	3,233
	検査対象車両数		3,843,857	3,838,258	3,855,121	3,865,500	3,880,004
	1工場当たり車両数		1,197	1,198	1,204	1,205	1,200
埼玉	認証工場数		4,458	4,454	4,461	4,489	4,534
	検査対象車両数		4,029,563	4,039,302	4,057,851	4,073,414	4,093,418
	1工場当たり車両数		904	907	910	907	903
群馬	認証工場数		2,354	2,349	2,341	2,338	2,341
	検査対象車両数		1,770,293	1,772,118	1,774,039	1,773,823	1,780,893
	1工場当たり車両数		752	754	758	759	761
千葉	認証工場数		3,626	3,619	3,616	3,628	3,628
	検査対象車両数		3,590,720	3,603,253	3,622,043	3,632,520	3,650,249
	1工場当たり車両数		990	996	1,002	1,001	1,006
茨城	認証工場数		3,173	3,168	3,177	3,193	3,200
	検査対象車両数		2,572,401	2,580,325	2,588,133	2,589,494	2,598,567
	1工場当たり車両数		811	814	815	811	812
栃木	認証工場数		2,044	2,036	2,039	2,039	2,037
	検査対象車両数		1,700,089	1,702,676	1,706,770	1,708,908	1,715,352
	1工場当たり車両数		832	836	837	838	842
山梨	認証工場数		919	923	923	927	924
	検査対象車両数		743,453	744,440	747,311	748,707	751,890
	1工場当たり車両数		809	807	810	808	814
局計	認証工場数		24,409	24,312	24,284	24,317	24,384
	検査対象車両数		22,369,452	22,389,854	22,457,396	22,503,281	22,588,500
	1工場当たり車両数		916	921	925	925	926

注：検査対象車両数は軽自動車を含む

(5) 関東運輸局管内認証工場数等の推移



3. 関東運輸局管内自動車保有車両数

用途別 車種別	運輸支局 業態別	東 京 支 局							神 奈 川 支 局						
		品 川	足 立	練 馬	多 摩	八王子	計	横 浜	川 崎	相 模	湘 南	計			
貨物	普通車	自	424,186	10,496	23,223	8,949	12,840	9,645	65,153	23,088	7,476	15,494	12,229	58,287	
		営	287,376	11,476	25,091	7,583	8,836	5,446	58,432	18,010	5,857	14,021	8,836	46,724	
		計	711,562	21,972	48,314	16,532	21,676	15,091	123,585	41,098	13,333	29,515	21,065	105,011	
	小型車	四輪	自	1,022,194	48,265	67,737	44,547	45,104	22,596	228,249	77,268	22,822	37,035	33,783	170,908
			営	29,712	3,237	5,233	2,348	1,361	573	12,752	2,031	530	1,174	665	4,400
			計	1,051,906	51,502	72,970	46,895	46,465	23,169	241,001	79,299	23,352	38,209	34,448	175,308
		三輪	自	235	22	29	22	11	5	89	2	0	7	17	26
			営	31	8	14	6	0	0	28	0	0	0	0	0
			計	266	30	43	28	11	5	117	2	0	7	17	26
	被けん引車	自	7,849	141	175	51	91	113	571	315	86	235	207	843	
		営	45,641	4,733	3,268	42	174	543	8,760	8,225	1,579	862	472	11,138	
		計	53,490	4,874	3,443	93	265	656	9,331	8,540	1,665	1,097	679	11,981	
	軽自動車	四輪	1,936,920	54,119	64,016	53,075	76,462	48,009	295,681	111,436	28,647	65,891	74,311	280,285	
		三輪	337	20	13	11	22	13	79	24	7	23	11	65	
貨物車計		3,754,481	132,517	188,799	116,634	144,901	86,943	669,794	240,399	67,004	134,742	130,531	572,676		
乗合	普通車 乗車定員 30名以上	自	6,123	168	272	134	278	214	1,066	441	175	235	167	1,018	
		営	28,897	1,744	2,400	1,796	1,736	1,195	8,871	2,928	1,176	1,029	1,088	6,221	
		計	35,020	1,912	2,672	1,930	2,014	1,409	9,937	3,369	1,351	1,264	1,255	7,239	
	小型車 乗車定員 11名以上29名以下	自	21,787	679	719	594	943	515	3,450	1,469	387	807	776	3,439	
営		7,088	449	594	310	457	187	1,997	293	63	233	196	785		
計		28,875	1,128	1,313	904	1,400	702	5,447	1,762	450	1,040	972	4,224		
乗合車合計		63,895	3,040	3,985	2,834	3,414	2,111	15,384	5,131	1,801	2,304	2,227	11,463		
乗用	普通車	自	6,797,189	412,495	308,986	309,944	392,073	164,271	1,587,769	634,766	174,897	230,163	254,460	1,294,286	
		営	21,817	4,726	5,721	3,610	858	172	15,087	1,642	357	271	238	2,508	
		計	6,819,006	417,221	314,707	313,554	392,931	164,443	1,602,856	636,408	175,254	230,434	254,698	1,296,794	
	小型車	自	5,534,011	155,989	191,281	170,450	299,221	140,510	957,451	466,097	116,120	210,310	226,464	1,018,991	
		営	51,596	5,073	10,751	8,314	3,852	685	28,675	5,137	1,414	816	1,261	8,628	
		計	5,585,607	161,062	202,032	178,764	303,073	141,195	986,126	471,234	117,534	211,126	227,725	1,027,619	
軽自動車		5,190,352	54,647	95,633	67,744	190,494	145,696	554,214	269,182	54,184	199,022	222,602	744,990		
乗用車計		17,594,965	632,930	612,372	560,062	886,498	451,334	3,143,196	1,376,824	346,972	640,582	705,025	3,069,403		
特種 (殊) 用途	普通車	自	238,837	9,783	15,058	8,508	10,761	6,912	51,022	18,292	5,574	8,225	8,656	40,747	
		営	102,932	3,152	6,576	2,552	4,945	2,622	19,847	6,669	3,520	5,633	3,206	19,028	
		計	341,769	12,935	21,634	11,060	15,706	9,534	70,869	24,961	9,094	13,858	11,862	59,775	
	小型車	自	43,690	1,864	2,755	1,594	2,104	1,260	9,577	3,141	722	1,530	1,657	7,050	
		営	4,573	303	1,052	331	256	100	2,042	413	74	157	132	776	
		計	48,263	2,167	3,807	1,925	2,360	1,360	11,619	3,554	796	1,687	1,789	7,826	
	大型特殊車	自	65,002	3,664	5,485	717	2,062	1,672	13,600	6,332	2,146	2,480	2,055	13,013	
営		623	0	99	2	0	13	114	9	6	6	2	23		
計		65,625	3,664	5,584	719	2,062	1,685	13,714	6,341	2,152	2,486	2,057	13,036		
軽自動車		40,350	1,899	2,427	1,692	1,975	1,102	9,095	3,567	910	1,528	1,617	7,622		
特種(殊)用途車計		496,007	20,665	33,452	15,396	22,103	13,681	105,297	38,423	12,952	19,559	17,325	88,259		
二輪車	小型二輪車		679,152	43,448	38,071	41,797	41,069	20,071	184,456	67,207	18,224	25,124	27,648	138,203	
	軽二輪車		796,731	74,606	66,090	84,214	59,745	21,811	306,466	91,829	23,483	34,377	33,495	183,184	
	二輪車計		1,475,883	118,054	104,161	126,011	100,814	41,882	490,922	159,036	41,707	59,501	61,143	321,387	
総合計		23,385,231	907,206	942,769	820,937	1,157,730	595,951	4,424,593	1,819,813	470,436	856,688	916,251	4,063,188		
登録自動車数		14,741,389	678,467	676,519	572,404	787,963	359,249	3,074,602	1,276,568	344,981	530,723	556,567	2,708,839		
検査自動車数		15,420,541	721,915	714,590	614,201	829,032	379,320	3,259,058	1,343,775	363,205	555,847	584,215	2,847,042		
軽自動車数		7,964,690	185,291	228,179	206,736	328,698	216,631	1,165,535	476,038	107,231	300,841	332,036	1,216,146		

(令和5年3月末)

埼玉支局					群馬支局	千葉支局					茨城支局			栃木支局			山梨支局
大宮	熊谷	春日部	所沢	計		千葉	野田	習志野	袖ヶ浦	計	水戸	土浦	計	宇都宮	佐野	計	
22,269	18,387	18,922	18,623	78,201	38,552	32,321	11,046	13,193	16,523	73,083	27,026	33,151	60,177	25,362	12,338	37,700	13,033
18,514	12,702	16,187	15,092	62,495	19,941	16,459	7,854	12,181	7,213	43,707	12,507	19,077	31,584	12,003	6,361	18,364	6,129
40,783	31,089	35,109	33,715	140,696	58,493	48,780	18,900	25,374	23,736	116,790	39,533	52,228	91,761	37,365	18,699	56,064	19,162
62,484	31,438	36,796	44,403	175,121	69,035	70,699	26,368	31,786	40,019	168,872	57,223	57,734	114,957	49,677	18,977	68,654	26,398
2,047	529	1,246	1,150	4,972	902	1,293	533	1,084	517	3,427	873	1,029	1,902	706	276	982	375
64,531	31,967	38,042	45,553	180,093	69,937	71,992	26,901	32,870	40,536	172,299	58,096	58,763	116,859	50,383	19,253	69,636	26,773
11	11	1	9	32	20	10	1	2	5	18	13	18	31	10	6	16	3
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1
11	11	1	9	32	20	11	1	2	6	20	13	18	31	10	6	16	4
318	402	333	285	1,338	732	655	494	349	345	1,843	473	671	1,144	547	587	1,134	244
749	1,257	1,156	1,127	4,289	2,977	2,449	668	2,058	2,258	7,433	4,589	3,470	8,059	1,612	620	2,232	753
1,067	1,659	1,489	1,412	5,627	3,709	3,104	1,162	2,407	2,603	9,276	5,062	4,141	9,203	2,159	1,207	3,366	997
80,797	99,178	55,606	81,291	316,872	187,267	129,101	44,204	48,866	96,804	318,975	132,618	135,634	268,252	116,744	44,139	160,883	108,705
16	16	9	24	65	24	16	6	3	7	32	10	12	22	22	1	23	27
187,205	163,920	130,256	162,004	643,385	319,450	253,004	91,174	109,522	163,692	617,392	235,332	250,796	486,128	206,683	83,305	289,988	155,668
292	212	166	254	924	345	380	218	349	429	1,376	312	382	694	357	158	515	185
1,348	725	649	1,296	4,018	821	2,092	600	1,322	688	4,702	1,205	1,229	2,434	981	315	1,296	534
1,640	937	815	1,550	4,942	1,166	2,472	818	1,671	1,117	6,078	1,517	1,611	3,128	1,338	473	1,811	719
1,136	995	664	1,115	3,910	1,932	1,322	640	875	1,065	3,902	936	1,450	2,386	1,234	582	1,816	952
218	264	135	358	975	409	482	163	228	305	1,178	383	549	932	423	128	551	261
1,354	1,259	799	1,473	4,885	2,341	1,804	803	1,103	1,370	5,080	1,319	1,999	3,318	1,657	710	2,367	1,213
2,994	2,196	1,614	3,023	9,827	3,507	4,276	1,621	2,774	2,487	11,158	2,836	3,610	6,446	2,995	1,183	4,178	1,932
397,717	225,397	220,672	297,670	1,141,456	448,182	372,855	209,392	275,725	178,981	1,036,953	312,291	351,829	664,120	315,993	134,058	450,051	174,372
244	117	104	148	613	371	792	192	450	101	1,535	595	467	1,062	384	62	446	195
397,961	225,514	220,776	297,818	1,142,069	448,553	373,647	209,584	276,175	179,082	1,038,488	312,886	352,296	665,182	316,377	134,120	450,497	174,567
323,741	222,522	193,734	273,045	1,013,042	412,323	335,790	181,507	216,775	174,117	908,189	294,900	345,052	639,952	300,171	128,119	428,290	155,773
2,198	567	978	1,184	4,927	1,059	1,657	920	1,431	790	4,798	844	704	1,548	974	354	1,328	633
325,939	223,089	194,712	274,229	1,017,969	413,382	337,447	182,427	218,206	174,907	912,987	295,744	345,756	641,500	301,145	128,473	429,618	156,406
278,084	306,365	204,117	294,320	1,082,886	523,126	343,427	158,470	161,641	234,036	897,574	330,477	360,050	690,527	312,100	154,560	466,660	230,375
1,001,984	754,968	619,605	866,367	3,242,924	1,385,061	1,054,521	550,481	656,022	588,025	2,849,049	939,107	1,058,102	1,997,209	929,622	417,153	1,346,775	561,348
12,670	8,381	8,768	11,043	40,862	16,361	16,307	6,662	8,577	8,321	39,867	12,431	13,327	25,758	11,432	4,624	16,056	8,164
7,291	3,737	5,705	6,487	23,220	5,660	6,412	2,899	5,459	3,136	17,906	5,212	5,406	10,618	3,488	1,375	4,863	1,790
19,961	12,118	14,473	17,530	64,082	22,021	22,719	9,561	14,036	11,457	57,773	17,643	18,733	36,376	14,920	5,999	20,919	9,954
2,191	1,681	1,359	1,906	7,137	3,245	2,993	1,146	1,389	1,667	7,195	2,287	2,461	4,748	2,290	907	3,197	1,541
231	80	53	156	520	206	263	71	77	84	495	134	94	228	154	42	196	110
2,422	1,761	1,412	2,062	7,657	3,451	3,256	1,217	1,466	1,751	7,690	2,421	2,555	4,976	2,444	949	3,393	1,651
2,491	2,213	1,928	2,073	8,705	4,592	4,559	1,136	2,385	3,557	11,637	3,176	2,544	5,720	3,577	1,136	4,713	3,022
13	23	5	20	61	20	89	11	112	33	245	46	45	91	49	14	63	6
2,504	2,236	1,933	2,093	8,766	4,612	4,648	1,147	2,497	3,590	11,882	3,222	2,589	5,811	3,626	1,150	4,776	3,028
2,251	1,559	1,553	1,669	7,032	3,211	2,029	1,127	1,196	1,334	5,686	1,755	1,746	3,501	1,744	779	2,523	1,680
27,138	17,674	19,371	23,354	87,537	33,295	32,652	13,052	19,195	18,132	83,031	25,041	25,623	50,664	22,734	8,877	31,611	16,313
36,749	22,896	19,692	30,408	109,745	39,580	32,669	17,605	24,002	15,343	89,619	26,976	31,144	58,120	31,083	11,717	42,800	16,629
39,688	21,462	14,944	32,762	108,856	32,766	19,919	12,716	20,740	15,005	68,380	21,176	22,729	43,905	28,070	7,269	35,339	17,835
76,437	44,358	34,636	63,170	218,601	72,346	52,588	30,321	44,742	30,348	157,999	48,152	53,873	102,025	59,153	18,986	78,139	34,464
1,295,758	983,116	805,482	1,117,918	4,202,274	1,813,659	1,397,041	686,649	832,255	802,684	3,718,629	1,250,468	1,392,004	2,642,472	1,221,187	529,504	1,750,691	769,725
858,173	531,640	509,561	677,444	2,576,818	1,027,685	869,880	452,521	575,807	440,155	2,338,363	737,456	840,689	1,578,145	731,424	311,039	1,042,463	394,474
894,922	554,536	529,253	707,852	2,686,563	1,067,265	902,549	470,126	599,809	455,498	2,427,982	764,432	871,833	1,636,265	762,507	322,756	1,085,263	411,103
400,836	428,580	276,229	410,066	1,515,711	746,394	494,492	216,523	232,446	347,186	1,290,647	486,036	520,171	1,006,207	458,680	206,748	665,428	358,622

4. 自動車特定整備事業の認証申請等の提出書類

認証申請・変更届等に関する提出書類及び添付書面一覧表

提出・添付書類	新規			変更申請			変更届								
	分割整備のみ	電子制御装置整備のみ	両方	事業の種類の追加を除く	対象自動車の種類の追加を除く	業務の範囲(作業の種別を含む)	相続、合併及び分割		譲渡 譲受	整備主任者の変更のみ		事業者の氏名(役職の変更のみ)	事業場の所在地	作業場の面積又は開口若しくは走行きの長さ	廃止
							相続	合併		分割	整備主任者の氏名、生年月日、事業場の名称及び住居の日の日				
申請・届出事項															
提出・添付書類															
自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式(認証))	○	○	○												
自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(第2号様式(認証))				○	○	○		○	○				○	○	
自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式(認証))															○
整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式(認証))	○	○	○	●	●	●		●	●	○	○	○	●	●	
役員の変更届出書(第5号様式(認証))												○			
認証書															○
商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面(法人)	○	○	○									○	○		
住民票等申請者を特定できる書面(個人)	○	○	○									○	○		
土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証等(写し)事業場所在地を証する書面	○	○	○										○		
商業登記簿謄本等事業の合併及び分割の事実を証する書面															
戸籍謄本								○							
印鑑証明書								○							
相続同意書等								○							
譲渡証明書									○						
自動車検査用機器器具基準適合試験合格書又は自動車検査用機器器具校正結果証明書等(写し)	●		●												
水準器、整備用スキャンツール、ターゲット等		○	○												
自動運行装置の点検整備に必要な技術情報を入力できることを証する書面		●	●												
整備士合格証書等(写し)	○		○※	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)	○		○※	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
土地の使用に係る契約書(写し) ※離れた作業場を有する場合には限る		●	●												
電子制御装置点検整備作業場の共同使用に関する契約書(写し)		●	●												
※電子制御装置点検整備作業場の共同使用に関する場合には限る		●	●												
構内外注の契約書(写し) ※構内外注をする場合		●	●												
その他必要な書面	●	●	●												●

※: 一級の整備士(一級二級の整備士を除く)にあっては、整備士合格証書等(写し)、一級二備考若しくは二級の整備士にあっては整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)

●: 必要な書面のある書面

○: 必要な書面

5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考(主な車種等)		
		3(別表3) ヵ月	3(別表4) ヵ月	6(別表5) ヵ月	6(別表5の2) ヵ月	1(別表6) 年	1(別表7) 年	初回	2回目以降			
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○						2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
		軽					○		2年	←	貨物軽自動車運送事業者の軽貨物車	
	乗用二輪	軽					○		3年	2年	貨物軽自動車運送事業者の軽乗用車	
		小型						○	3年	2年		
		検査対象外軽自動車						○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩車	
		定員11人以上	○						1年	←	霊柩車バス形状	
軽						○		2年	←	霊柩車		
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	トラック(三輪を含む)		
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
	乗用	定員11人以上	○						1年	←	マイクロバス	
		幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車	
	二輪	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型	
		軽			○				2年	←		
	特種	三輪	○						2年	1年		
		小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車				○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
		普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車	
	大特	GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚輸送車、給水車	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
	自家用自動車	貨物	軽			○			2年	←		
			GVW8トン以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン	
			GVW8トン未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
			GVW8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
乗用		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
二輪		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
		検査対象外軽自動車	○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車	
特種		普通・小型	○						1年	←	トラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上	○						1年	←		
		GVW8トン以上トレーラ		○					2年	1年		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
大特	GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年			
	軽					○		2年	←			
	GVW8トン以上	○						2年	←	ホイール・クレーン		
	GVW8トン未満	○						2年	←	フォーク・リフト		
乗用	GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ		
	GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←			
	GVW8トン未満	○						2年	1年			
	GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年			
二輪	検査対象外軽自動車	○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		
	普通・小型	○						1年	←	マイクロバス		
特種	GVW8トン以上	○						1年	←	園児送迎車(※大人換算10人)		
	GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←			
	GVW8トン未満	○				○		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)		
	GVW8トン未満トレーラ		○					3年	2年			
大特	三輪			○				2年	←			
	小型						○	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)		
	検査対象外軽自動車						○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)		
	普通・小型	○						2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、車いす移動車		
乗用	GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車		
	GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←			
	GVW8トン未満	○						2年	1年			
	GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年			
大特	軽					○		2年	←			
	GVW8トン以上	○						2年	←	ホイール・クレーン		
	GVW8トン未満	○						2年	←	フォーク・リフト		
	GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ		
乗用	GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←			
	GVW8トン未満	○						2年	1年			
二輪	GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年			
	検査対象外軽自動車	○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		

(注) GVW:車両総重量

(令和4年10月現在)

令和5年度 整備主任者業務の手引き

令和5年9月 発行

発行者 自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会

常任幹事 新井直樹
東京都渋谷区本町4-16-4
電話03(5365)2311
定価 990円(税込価格)

禁無断転載不許複製

